埼玉県深谷市埋蔵文化財発掘調査報告書 第59集

庁鼻和城跡(第4次)

1999.3 深谷市教育委員会

埼玉県深谷市埋蔵文化財発掘調査報告書 第59集

庁鼻和城跡 (第4次)

1999.3 深谷市教育委員会



庁鼻和城跡第4次発掘調查 調查区全景(上 旧中山道 下 国済寺)

深谷上杉氏は歴史上初めて「深谷」の名を世に知らしめ、今日の深谷の歴史の基礎を作りあげた戦国武将の一族です。しかし、現在に残されている記録はあまりにも少なく、それがためにその存在が広く知られる機会がありませんでした。近年、深谷上杉顕彰会の尽力で、深谷上杉氏に関する古文書が集成されるなど、その足跡を辿ろうとする試みがなされています。また深谷市教育委員会でも、深谷城の発掘調査を実施し、深谷上杉時代の貴重な遺物を数多く収蔵しています。

今回発掘調査を実施した庁鼻和城跡は、深谷上杉氏発祥の地として知られている遺跡で、埼玉県選定の重要遺跡となっています。現在は庁鼻和城内に創建されて以来、約600年の歴史を持つ国済寺がその城地を受け継ぎ守り伝えていますが、近年の開発の進行は、周辺地域からその景観を徐々に失わせつつあります。そのため、市教育委員会でも、周辺地域の開発に伴い、これまでに3次の発掘調査を実施し、庁鼻和城跡の詳細を記録にとどめるべく、努力してまいりました。

今回の発掘調査は、株式会社ヤオコーによる店舗建設に伴うものでありましたが、調査面積がこれまでに実施した調査中最大である上、対象地が庁鼻和城推定箇所ということもあり、県教育委員会のご指導のもと、慎重な協議を重ねて調査は実施されました。その結果、これまでの調査史上初めて内堀と外堀が確認され、庁鼻和城跡の実体に迫る貴重な手がかりを得ることができました。

住環境の整備に伴う開発は、もはや時代の趨勢ともいえます。その中で失われていく時代の記録を残すことも、それと同様、現在に生きる私どもの責務となりつつあります。

今回の調査結果を含めて、これらの記録成果が今後の地域 研究や郷土学習の資料として、市民の皆様のお役に多少なり ともたてば幸いに思います。

最後に今回の発掘調査に当たり、全面的な御協力を頂いた株式会社ヤオコーの関係者の皆様をはじめとして、現地事務所の設営に当たっていただいた鈴木工務所の関係者の皆様、調査中様々なご支援ご教示を賜りました国済寺および檀家の皆様など、地元の皆様に深く感謝申し上げ、序とさせていただきます。

平成11年3月

深谷市教育委員会 教育長 加藤和説

- 1. 本書は、埼玉県深谷市大字国済寺字並木道西522番地3外2筆における、店舗および駐車場建設工事に伴う遺跡発掘調査である。事業名は庁鼻和城跡第4次発掘調査とした。経費は事業者である株式会社ヤオコーの負担により実施された。
- 2. 発掘調査は事業者である株式会社ヤオコーの委託を受け、深谷市教育委員会が主体となって実施した。現地発掘調査期間は平成10年1月8日~5月20日(3月20日~4月4日中断を含む)、調査面積は約4,740 ㎡である。
- 3. 本書の執筆、編集及び写真撮影は古池晋禄が当たった。なお、現地調査においては平成9年度は 桜井和哉が、平成10年度は知久裕昭が実測作業および写真撮影の一部を担当した。
- 4. 挿図中の方位は座標北を示す。また、垂直図版における実測レベルは、内・外堀及び土壙類については38.500m、掘立柱建物跡については39.000mに統一し、編集上の理由からこれに合わせられない場合のみ、図版中に明記した。

記述中における実測値等は確認面或いは土層上から計測し、推定箇所については可能な限り記入 するものとした。

- 5. 報文所載の遺構のうち、土壙に関する番号は現地調査における発見当時のままとした。そのため 遺構分布状況の把握がしにくい場合がある。筆者の力不足のなすところであり、諸学兄にはご迷惑 をおかけするがご了承願いたい。
- 6. 発掘調査区全測図、遺構分布図は別添とした。
- 7. 出土遺物は深谷市教育委員会が保管している。
- 8. 調査区の航空測量及び空中撮影は中央航業株式会社に委託した。
- 9. 堀跡および土壙覆土の花粉分析については、パリノ・サーヴェイ株式会社に委託した。分析結果については付編に収録した。なお、遺構及び土層名称については、報文の表記と統一しているが、その他については原文のまま掲載している。
- 10. 今回の発掘調査の実施、また国済寺文書の写真掲載にあたっては、国済寺住職、細見修学氏及びそのご家族より多大なるご支援、ご教示を賜った。特に記して感謝の意を表するものである。
- 11. 中世遺物の内容、時期の判定については岡部町教育委員会の平田重之氏より、攪乱出土のガラス製品については知久祥子氏よりご教示を賜った。また、国済寺文書の鑑定については県立文書館にご教示を賜った。但し、報文中の記載に関する責任は一切執筆者にあることをお断りしておく。
- 12. 今回の発掘調査中及び整理作業中に、下記の方々にご指導、ご鞭撻を賜った。

今井 宏、鳥羽政之、持田 勉(敬称略)

発掘調査の組織

調査主体者 深谷市教育委員会 教育長 加藤和説

教育次長 逸見 稔

参 事 河田記久平(平成9年度)

事務局 深谷市教育委員会社会教育課課 長 根松文良

課長補佐 笠原和之 (平成9年度)

金井秀夫 (平成10年度)

文化財保護係長 石川 博

主 任 岡田佐和子(平成9年度)

主 任 岩本京子 (平成10年度)

主 事 青木克尚

冨田和利

調查担当者 深谷市教育委員会社会教育課 主 任 古池晋禄

主 事 知久裕昭(平成10年度)

調査参加者 相沢 恵、阿部静香、阿部ルリ子、池田敦子、宇賀地桂子、大澤大美、大原黎子、 大沢日出子、小野寺和子、河西元子、加瀬律子、河合韶子、久米紀子、小沼和子、 西方路容子、里山まり子、島津芳子、砂田伊久子、高田秀子、滝沢はつえ、田中美樹、 都築百合子、中野文子、根岸邦子、土師澄子、濱野光子、細川ケイ、前田悠子、 水野みつ子、本橋玲子、森 光代、諸岡美樹子、山岸早苗、吉田辰雄、吉野真由美、 桜井和哉(立正大学学生)

目 次

例 言				
目 次				
第1章	発掘調査に至る経緯 1			
第2章	発掘調査の経過			
第3章	庁鼻和城跡の地理的・歴史的環境 2			
第4章	深谷市内の中世遺跡 5			
第5章	検出遺構及び出土遺物 9			
第6章	調査結果の概要107			
第7章	調査結果に基づく試察 〜庁鼻和城跡、或いは国済寺における一様相の復元〜 ・・・・・・・・118			
第8章	結 語128			
引用・	参考文献一覧			
付 編	庁鼻和城跡の古環境と遺構の内容物について パリノ・サーヴェイ株式会社			

写真図版

抄 録

挿 図 目 次

		₩ 40 ₩	7.4日 7.6日 7.4㎞ (1./1.90)
第1図	庁鼻和城跡概要及び発掘調査区位置図	第43図	74号~76号建物跡 (1/120)
	$(1/5,000 \cdot 1/1,000)$	第44図	77号・78号建物跡 (1/120)
第2図	深谷市中世遺跡位置図(1/80,000)	第45図	79号~81号建物跡 (1/120)
第3図	外堀位置概要図及び平面図(1/80)	第46図	82号・83号建物跡 (1/120)
第4図	外堀土層断面図(1/40)	第47図	84号・85号建物跡 (1/120)
第5図	内堀トレンチ位置及び土層断面図	第48図	86号・87号建物跡 (1/120)
	$(1/200 \cdot 1/80)$	第49図	88号・89号建物跡 (1/120)
第6図	外堀・内堀出土遺物 (1/3・1/4)	第50図	90号・91号建物跡 (1/120)
第7図	溝跡 (1/40・1/160)	第51図	92号~94号建物跡 (1/120)
第8図	1 号・ 2 号建物跡 (1/120)	第52図	95号・96号建物跡 (1/120)
第9図	3 号・ 4 号建物跡 (1/120)	第53図	97号・98号建物跡 (1/120)
第10図	5 号・6 号建物跡 (1/120)	第54図	99号・100号建物跡 (1/120)
第11図	7 号・8 号建物跡 (1/120)	第55図	101号・102号建物跡 (1/120)
第12図	9 号・10号建物跡 (1/120)	第56図	103号・104号建物跡 (1/120)
第13図	11号・12号建物跡 (1/120)	第57図	105号・106号建物跡 (1/120)
第14図	13号・14号建物跡 (1/120)	第58図	107号・108号建物跡 (1/120)
第15図	15号・16号建物跡 (1/120)	第59図	109号・110号建物跡 (1/120)
第16図	17号・18号建物跡 (1/120)	第60図	111号・112号建物跡 (1/120)
第17図	19号・20号建物跡 (1/120)	第61図	113号~115号建物跡 (1/120)
第18図	21号・22号建物跡 (1/120)	第62図	116号・117号建物跡 (1/120)
第19図	23号・24号建物跡 (1/120)	第63図	118号・119号建物跡 (1/120)
第20図	25号・26号建物跡 (1/120)	第64図	120号~122号建物跡 (1/120)
第21図	27号・28号建物跡 (1/120)	第65図	123号・ 124号建物跡 (1/120)
第22図	29号・30号建物跡 (1/120)	第66図	125号・126号建物跡 (1/120)
第23図	31号・32号建物跡 (1/120)	第67図	127号・128号建物跡 (1/120)
第24図	33号・34号建物跡 (1/120)	第68図	129号・130号建物跡 (1/120)
第25図	35号・36号建物跡 (1/120)	第69図	長方形土壙 (1) (1/60)
第26図	37号・38号建物跡 (1/120)	第70図	長方形土壙 (2) (1/60)
第27図	39号・40号建物跡 (1/120)	第71図	長方形土壙 (3) (1/60)
第28図	41号・42号建物跡 (1/120)	第72図	長方形土壙(4)(1/60)
第29図	43号・44号建物跡 (1/120)	第73図	長方形土壙 (5) (1/60)
第30図	45号・46号建物跡 (1/120)	第74図	その他の土壙(1)(1/60)
第31図	47号·48号建物跡 (1/120)	第75図	その他の土壙(2)(1/60)
第32図	49号・50号建物跡 (1/120)	第76図	その他の土壙(3)(1/60)
第33図	51号・52号建物跡 (1/120)	第77図	その他の土壙(4)(1/60)
第34図	53号・54号建物跡 (1/120)	第78図	土壙類及び攪乱内出土遺物 (1/3)
第35図	55号・56号建物跡 (1/120)		
第36図	57号·58号建物跡 (1/120)	付図1	発掘調査区全測図(1/200)
第37図	59号·60号建物跡 (1/120)	付図2	遺構分布図(1/250)
第38図	61号・62号建物跡 (1/120)		•
第39図	63号・64号建物跡 (1/120)		
第40図	65号~67号建物跡(1/120)		
第41図	68号~70号建物跡(1/120)		
第42図	71号~73号建物跡 (1/120)		
分せる凶	(17 10 7) (1/140)		

第1章 発掘調査に至る経緯

平成9年9月、株式会社ヤオコー(以下ヤオコー)から深谷市教育委員会(以下市教委)へ、国済 寺521番地内5筆、総面積約8,350㎡にわたる店舗及び駐車場建設計画と、これに伴う埋蔵文化財の 取り扱いに関する協議がなされた。市教委は、当該地が埼玉県選定重要遺跡に指定されている庁鼻和 城跡であることを確認、事前の確認調査の実施と取り扱いに関する協議が必要なことを通知した。9月30日、当該地の地権者4名の名義による埋蔵文化財確認調査実施の依頼文書が提出され、これを受けた市教委は、確認調査の準備を開始した。

平成9年10月13日・14日の両日、予定地のうち、店舗予定地及び駐車場の大半を占める521番地3、同4、同7の3筆の確認調査に着手、トレンチ8条を設定して調査を実施した。その結果、堀跡の一部や柱穴と思われる土壌の変色域を検出、調査地全面において発掘調査の実施が必要なことを確認し、地権者及び事業者に通知した。これ結果を受けて地権者及びヤオコーは事業の取り扱いも含めて再検討を行ったが、事業の中止は不可能との判断から、発掘調査を実施した上で工事を実施することに決定し、発掘調査の実施を市教委に正式に依頼する運びとなった。市教委は当該地における確認調査の結果と、工事概要を再確認し、ヤオコーと協議の上、駐車場予定地については掘削深度を制限して遺跡の現状を保存する措置を講じ、建物予定地及び上下水道関連施設敷設範囲等、掘削を避けられない部分、約4,740㎡については発掘調査による記録保存の対象とすること、また今回確認調査が実施できなかった522番地2他1筆については、作物の収穫が終了次第、確認調査を実施し、その取り扱いを協議することで合意、11月28日、ヤオコー、地権者、施工業者より提出された現状保存に関する確約書を添えて埋蔵文化財の取り扱いに関する協議書を県教育委員会に提出、その指示を仰いだ。12月12日、県教育委員会より先の合意に基づく発掘調査の実施を認める回答が通知された。これを受けてヤオコーは地権者の委任状を添えた埋蔵文化財発掘届を県教委に提出、市教委は埋蔵文化財発掘調査通知(深教社発第1427・1428号)を提出し、調査の準備に入った。

第2章 発掘調査の経過

平成9年12月25日付けにて平成9年度埋蔵文化財発掘調査委託契約を締結、現地事務所を設置し、調査区を設定した。調査区からは多数の土壙らしき平面プランが確認されたため、建物予定地3箇所をA~Cの3区画に暫定的に分割し、遺構件数の整理把握に努めるものとした(第1図参照)。

B区設定中、南隣の国済寺との境界から内堀の一部らしき遺構が検出されたため、これを調査対象と するべく、ヤオコー及び国済寺と協議を開始する。平成10年1月8日、A区の精査から調査を開始し た。しかし、同日午後よりの降雪で調査区全体が埋没、調査不能となる。人力による除雪は不可能な ため自然融雪を待ち、1月13日、地表が露出したC区堀跡から調査を再開する。14日、A区堀跡の調 査に着手したものの、再び降雪、調査区全体が埋没し、作業は再び中断した。この間にヤオコーと国 済寺との協議の結果、今回の調査の一環として、内堀遺構の調査のため国済寺敷地側にトレンチを設 定し、堀の概要を調査することで合意を見た。B区南半部の除雪を兼ねてトレンチを設定すべく重機 を導入、8箇所のトレンチを設定した。19日、融雪を待ってC区の調査再開、精査により検出された 土壙類の半裁に着手する。半裁した土壙類は覆土確認後、単一覆土のものについては土層注記後直ち に全掘する事とした。26日、C区遺構の半裁完了、B区北半部の精査に着手する。2月3日、C区遺構 の土層断面実測及び写真撮影を終了。4日、C区全遺構を完掘した。引き続きB区北半部から遺構精査 と土壙類の半裁を主体とする作業に全面移行した。B区は広範な上、検出される土壙類が極めて多数 であると予想されるため、午前中に精査、午後に半裁を行い、毎週作業最終日に全掘を実施する形で 作業を進行した。各遺構の写真撮影は適時実施した。また、南半部では凍結した土壌の解凍作業を並 行して作業を続行した。3月4日、B区全遺構の半裁を完了、引き続きA区の調査に着手する。9 日、A区遺構の半裁を終了。内堀部分第1~第6トレンチの調査に着手、内堀を検出するとともに、 土塁構築面も確認される。第2・第3・第4トレンチから五輪塔水輪部や板碑破片などの石造物の一 部、馬歯などが出土した。3月20日、平成9年度の調査を終了した。

4月1日、平成10年度埋蔵文化財発掘調査委託契約を締結、8日より調査を再開する。内堀確認トレンチは第1~第8まで調査を終了、幅1.6~2.3m、最大深約40cmの堀が土塁直下に走ることを確認した。その後A区・C区遺構の断面実測及び全遺構のレベリングを開始、23日、完了する。27日、全調査区において風化埋没・未完掘の土壙類の再発掘と、見落とした柱穴を確認するための再精査及び清掃作業に着手、降雨により作業は難航するが、28日午前中に完了する。28日午後より調査区全体の航空写真測量作業を実施した。30日、柱穴の最終確認作業を実施、追加的に確認した10基について実測作業を終了する。事業者の契約の関係から調査事務所が4月30日をもって撤去となったため、国済寺集会施設を事務所として作業を続行する。5月1日より長方形土壙の覆土から分析用のサンプルの採取を開始、全てのサンプルを採取した後、各土壙を完掘の上実測。15日、器財を撤収し、作業員による発掘調査作業を終了する。5月20日、未確認であった駐車場予定地522番地2、同9の2筆に関する確認調査を実施、遺構の存在と同時に確認面までの深度を確認し、ヤオコーと現状保存の協議を行う。同日、内堀確認のため設定していたグリッドの埋め戻しを行い、全ての調査を終了した。

第3章 庁鼻和城跡の地理的・歴史的環境

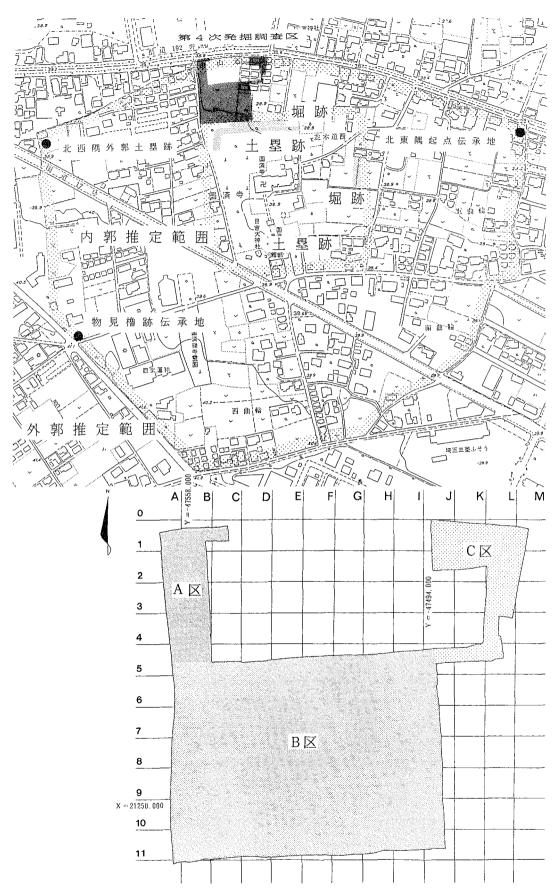
[地理的環境(第1図)

庁鼻和城跡は、深谷市のほぼ中央部、櫛挽台地寄居面先端部付近に位置し、大字国済寺地内に所在する。標高は約39m、旧中山道と国道17号線の交差点以東の範囲に広がる。北方に極めて緩い傾斜を見せる平坦地上に、推定面積約28ha、東西長約700m、南北約500mの五角形に近い「外曲輪」と、一辺約180mの正方形を呈する「内曲輪」から構成されていたものと推定されている。「内曲輪」の所在地と伝えられる国済寺境内北側には、北辺を形成していたと推定される土塁が今も残され、同南側の日吉神社脇にも土塁らしき盛土の痕跡が確認されている。かつては堀跡らしき窪地も認められたと伝えられている。一方、「外曲輪」部分については、現在ではその全容を窺うべくもないが、物見櫓跡、北西隅外廓土塁、北西隅起点などの伝承地が残されており、「東曲輪」、「南曲輪」、「西曲輪」、「出口」などの小字名を認めることができる。また、城跡北端部を走る旧中山道、東端を南北に走る道は、いずれも鎌倉街道の脇道であったと伝えられており(註1)、城が交通の要衝を占める地域に選地されていたことを窺わせている。

註1 岡部町教育委員会、平田重之氏のご教示による。

Ⅱ 歴史的環境

庁鼻和城の歴史は14世紀後半、南北朝時代の初頭に遡る。関東管領上杉憲顕の子(一説に第六子)憲英が本城を築いたと伝えられている。年代は明らかではないが、現在、庁鼻和城内曲輪跡地に所在する国済寺は、憲英が招いた峻翁令山禅師によって康応二年(1390) に創建されたとの寺伝を伝えており、築城はこれ以前に遡るものと推定されている。当時、南朝方の主先鋒の一角であった上野国の新田勢の動向を睨んだ措置といわれている。事実、正平七(1352)年に新田義宗・義興が挙兵し、これに対し関東管領足利基氏は鎌倉を出て入間川に陣を張り、以降約7年間在陣している。憲英の庁鼻和築城もこのような動きに呼応して、相前後する時期に行われたものと仮定することもできるだろう。余談であるが、その挙兵の12年後、貞治二(1364)年に出された「足利基氏寄進状」並びに「同御判御教書」では、『榛澤郡滝瀬郷内下手墓村』(現深谷市下手計地域)を、岩松直国に与えたことが記されている。直国は新田氏の一族であり、新田本宗の旧領である新田荘由良郷の地頭職と勤めている。上杉氏とともに観応の擾乱により没落していたが、畠山国清の乱における戦功を以て罪を許された結果と考えられる。直国は管領上杉憲顕の娘を妻に迎えており憲英には義弟にあたる。上杉氏と親族関係を持っており、結果的に幕府による上野国掌握を促進する効果をあげたものと考えられる。このような武蔵・上野国境の情勢に加え、貞治元年(1354)、憲顕が上野・越前両国の守護職に復職していたことから、越後国との連絡の確保もその目的としていたものと推定できる。実際、庁鼻和周辺は奥州、



第1図 庁鼻和城跡概要及び発掘調査区位置図(1/5,000・1/1,000)

北陸への分岐点にあたる交通の要衝であり、応永二十四(1417)年、二代憲光、三代憲長の時期に勃発 した上杉禅秀の乱の際には、越後・上野国の兵をまとめて鎌倉に侵攻する関東管領上杉憲基軍の集結 の拠点として使用されたことが記録に残されている。康正二(1456)年、深谷城が築城されると、深谷 上杉氏の拠点は庁鼻和城から深谷城に移った。室町時代末期に書かれたと思われる「鎌倉大草紙」に は、享徳三(1454)年、上杉管領家と古河公方足利成氏の対立により勃発した享徳の乱に端を発し、康 正元(1455)年から翌康正二(1456)年にかけて、岡部原を舞台として公方方の岩松持国と管領方上杉房 憲が4次にわたり交戦している状況と深谷城の築城が簡潔に記されている。深谷上杉氏の主城移転は このような緊迫した情勢に伴うものと考えられる。これ以降、主城としての庁鼻和城は歴史の表舞台 から姿を消すこととなるが、この後、庁鼻和城は城内に建立されていた国済寺に受け継がれ、隆盛を 誇ることとなる。「峻翁令山禅師行録」には、当時国済寺境内には塔頭五ヶ寺が存在していたことが 伝えられており、北関東における臨済宗法灯派の道場として確固たる地位を築いていたことがわか る。紀行文として知られる「北国紀行」の文明十八(1486)年十二月の一節には、作者である堯恵法印 が『ちょうのはな』を出立する場面が記されている。彼が僧籍に身を置くことから考えると、国済寺 からの出立の場面と考えるのが自然であろう。当時の国済寺が一地方寺院の域にとどまらなかった事 を示唆するものといえるだろう。しかし、軍事的要地としての地理的要件は失われたわけではない。 この頃、横瀬景繁の家臣で上野国坂田郷の領主、坂田備前守が国済寺を攻撃、占領する事件が起こっ ている。年代はわかっていないが、永正元(1504)年頃のものと推定されている。堯恵が庁鼻和を訪れ た翌年、長享元(1487)年に始まる長享の乱によって、深谷上杉氏も山内・扇谷両上杉氏の抗争の渦中 にその身を置くこととなるが、永正元年九月二七日に起こった立河原(現立川)の合戦は、山内上杉 軍と扇谷上杉・今川・北条連合軍が衝突した乱中最大の合戦であり、深谷上杉軍もその主力が深谷を 出ていた可能性が高い。寺院であっても、かつての居城であり、深谷城の喉元となる国済寺が占領さ れる危険性が最も高かったと考えられる。国済寺という寺院としての認識が定着していると同時に、 深谷城の支城的機能も公然の事実であったことであろう(註1)。また前述のとおり、庁鼻和城跡の 東側や現旧中山道沿いに鎌倉街道伝承地が残されており、実際に交通の要衝であった可能性を示して いる。埼玉県が実施した「歴史の道調査」では、現花園町黒田方面から分岐し、川本町畠山を経て、 御稜威ヶ原から群馬県へ抜ける、鎌倉街道上道(本庄道)の枝道と見られる鎌倉街道伝承路線が確認 されており、この道が庁鼻和城の西方約1kmの地点を通っている(県立歴史資料館 1983)。上杉 禅秀の乱の際に越後・上野国から集結した上杉憲基軍が、庁鼻和→村岡(熊谷市)→高坂(東松山 市) →入間川(狭山市) →久米川(東村山市)→関戸(多摩市)→飯田(横浜市)→鎌倉の順路を約 9日の行程で進軍した際の道筋については、西方の伝承地ではなく、庁鼻和城東側の伝承地に比定す る考え方がある。いずれにしろ軍勢の移動に適した主要路に近接した地域に庁鼻和城が築かれていた 事は確実である。また、この占領事件から3年後の永正四(1507)年の巻末註の残る「旅宿問答」(作 者不明)には、『廳ノ鼻和』から『深谷薬師堂』、さらに『岡ノ谷ノ原』へと抜ける道程を記した一 文が認められる。『深谷薬師堂』は城地の北東に現存する深谷山瑠璃光寺の薬師堂、『岡ノ谷ノ原』 は深谷市・岡部町境近辺であろうと推定されている。瑠璃光寺は深谷城の鬼門除けとしての崇敬も篤 く、上杉氏との関わりも深い。県立歴史資料館の調査によって明らかとなった先の伝承路が、この瑠 璃光寺の山門から薬師堂の脇を抜けていく可能性が示されている。枝道の経路である薬師堂の名が見 られることは、現在の国済寺方面からこの鎌倉街道伝承路線に至る脇道の存在を示唆するものといえ るだろう。開発の進んだ現在の地形から、その位置を確定することは不可能であるが、少なくともこ の当時、国済寺と深谷城を結ぶ脇道が確立していたのは明らかであり、このような城館的機能を損な う点は見られない。前記した上杉禅秀の乱の際も、これらの道筋が越後・上野からの兵力集結に使わ れたものであろう。庁鼻和城の東にも鎌倉街道伝承地が残されており、鎌倉街道脇道を中心として、 間道が網の目のように張り巡らされていたことが推定される。「旅宿問答」に記された道程も、それ らの道筋の一端を示したものということができるだろう。

天正十八(1590)年、豊臣秀吉による小田原攻めの後、関東には徳川家康が入る。北条氏に臣従していた深谷上杉氏は北条氏の滅亡とともに深谷を退去し、その後、深谷城には長沢松平康直が、東方城

には戸田松平康長が入り、それぞれ一万石を領した。国済寺は天正十九(1591)年に徳川家康より朱印三十石を付与され、また「新編武蔵風土記稿」(以下「新編…」)の『…国済寺ハ古上杉氏開基ニテ寺領モコノ地ノ内ヲ附セシヨリ其寺號ヲモテ又今ノ村名二改シナラン正保ノモニハハヤ今ノ村名ヲ載リ…』の一文に見られるように、正保年間(1644~1647)には村名として国済寺の名が冠せられることとなった。東方・深谷の両城が廃され、天領地や深谷宿を中心とする宿駅として発展していく中で、国済寺が領主上杉氏の菩提寺や北関東における禅宗道場としての位置から、地域寺院としての存在へと移行していった様子を示す好例といえるだろう。中世の機能を喪失し、幕藩体制下に組み込まれていく時代である。

江戸時代中期、国済寺は2度の大火に見舞われる。特に文政二(1820)年の火災の被害は甚大であったらしく、「新編…」には『…中古回禄二カカリ古記什寶コトコトク烏有トナリ本堂サエ今二再建二及ハス…』の一文が見られる。同時に鐘楼も再建されていないことが記されている。この「新編…」は文政九(1826)年に完成しているが、被災後6年を経過しても本堂が焼失したまま、或いは使用不能なほどに著しく荒廃していた状況を記している。現存する本堂は天保十四(1843)年の再建であることが伝わっており、被災から23年の歳月を経て再建された様子を窺うことができる。地域住民の篤い信望を示すものである一方で、江戸時代の一村落寺院としての国済寺の在り方を決定的にしたものといえるだろう。記事にもあるとおり、この火災によって、深谷上杉氏に関する古記禄、伝世品は殆ど失われており、今日、上杉氏の足跡の追求を混沌なさしめる大きな原因となっている。

この後の国済寺の動向には殆ど目立ったものはない。ただし、明治維新後の神仏統廃令、第2次大戦後の農地解放令によって、国済寺の境内地は著しく縮小し、庁鼻和城の内廓部分のみが境内地として現在に至っている。しかし境内には、城館時代に築かれたと考えられる土塁や堀の痕跡が残り、更に本堂裏には庭園と思われる遺跡が築山の跡とともにその痕跡を止めている。また本堂内には室町時代の仏教彫刻の優品としても知られる木造峻翁令山禅師頂相が安置され、人々の篤い崇敬を集めている。本堂にはこれまでに境内から見つかった鬼瓦、茶臼など、国済寺の歴史を示す貴重な出土品が保存されており、現在もなお、随所にかつての面影を窺うことができる。

註1 この占領に対し、主君横瀬景繁が備前守に対して送った書状が坂田家文書として残されている。この中に国済寺を「こくさい寺之こや」と表した一文がある。この「こや」とは「小屋」を示したものである。原意は都大路に設けられた詰め所を指したものらしいが、松岡 進氏の論攷によれば、この時期の用語表現として城館にも「小屋」、「陣」、「寄居」などの表記が認められ、そのような城館は立地や他の城館との位置関係から、主城に対して『臨時築城的性格を含み』、『大量の兵員駐屯地へのルートを抑え』、『直接的な軍事的意義に加えて、交通の監視、安定した物資輸送の確保といった日常的機能を担っていた』という考察を示されている(松岡 1991)。元は城地である事を考えれば、国済寺の広大な地域内に、寺院部分の他に支城的機能も果たしていた部分が残されていたというのは極めて自然な考え方ではないだろうか。

第4章 深谷市内の中世遺跡(第2図)

現在、深谷市内には26箇所の中世遺跡が確認されている。伝承される城館跡の他、近年の発掘調査によって集落跡や墳墓も確認されており、当時の深谷の姿を示す重要な手がかりとなっている。本章ではこれらの遺跡について概観していく。名称に続く()内の番号は図中番号に対応する。

〇新開荒次郎実重館跡(1)

新戒地内に所在する。新開氏は秦河勝を始祖と伝える豪族である。実重は当時の有力豪族土肥氏の出身で新開氏の養子となり、平安時代末期、源頼朝挙兵の際に活躍した伝えられている。かつては館の周囲を囲んだ空堀と土塁が残されていたと伝えられているが、現在は一面が耕地化し、確認することはできない。発掘調査は実施されていない。現在は館跡の周囲に東雲寺、大林寺の二寺が残されており、それぞれ実重と夫人の開基によると伝えられている。因みに両寺にはそれぞれ男寺(おとこでら)、女寺(おんなでら)という別称が伝えられており、この地域では、江戸時代まではその名の通り、男女別々に葬る習慣があったと伝えられている。市指定史跡。

〇内ヶ島氏館跡(2)

内ヶ島地内に所在する。内ヶ島氏は猪俣党、岡部忠綱の弟国綱(内ヶ島五郎)を開祖とする。現在の永光寺周辺が館跡と伝えられている。昭和六十二(1987)年、大寄小学校舎改築に伴う発掘調査が行われ、中世の所産と推定される瓦が出土したが、関連遺構は確認されなかった。市指定史跡。

○備前堀端遺跡(3)

沼尻地内に位置する。平成二年(1990) にが実施された老人福祉センター「福寿荘」の建設に伴う発掘調査により、14世紀後半と推定される墳墓跡が検出され、4体の火葬人骨が出土した。

○ウツギ内遺跡(4)

蓮沼地内に位置する。昭和六十三(1988)年~平成元(1989)年に実施された国道17号線上武バイパス 建設に伴う発掘調査により、14~15世紀の遺物を出土する土壙、溝跡、井戸跡が多数確認され、中世 の集落跡の一部である可能性が指摘されている。

○砂田遺跡(5)

蓮沼地内に位置する。平成元(1989)年実施の国道17号線上武バイパス建設に伴う発掘調査により、14~15世紀の井戸跡、土壙、溝跡が検出され、平成七(1996)年実施の個人住宅建設に伴う発掘調査では板碑や石造物片等が投棄された15世紀後半~16世紀前半を上限とする竪穴状遺構が検出された。

○蓮沼氏館跡(6)

蓮沼地内に所在する。蓮沼氏は猪俣党、内ヶ島国綱の子国家(蓮沼六郎)を開祖とする。室町時代上杉禅秀の乱の際に禅秀方に与したが、乱の失敗により滅亡した。現在の淡島神社周辺が館跡と伝えられている。平成三(1991)年に市道103号線建設に伴う発掘調査が実施されたが、関連遺構・遺物は確認されていない。市指定史跡。

〇荏原氏館跡(7)

江原地内に所在する。荏原氏は猪俣党、河匂政基の子政重(荏原太郎)を開祖とする。現在の摩利支天堂付近が館跡と伝えられている。荏原氏は室町時代に勃発した上杉禅秀の乱の際に禅秀方に与したが、乱の失敗により滅亡した。現在は耕地化によって遺構は確認できないが、昭和四十年代までは土塁と堀が残されていたと伝えられている。また、土塁の一部は、後年、石田三成による忍城水攻めの際の取水口の一部として改修・使用されたとも伝えられている。周辺地域で実施された確認調査では、関連遺構・遺物ともに確認されていない。市指定史跡。

○増田四郎重富館跡(8)

上増田地内に所在する。増田氏は秩父党の出身とも児玉党の出身とも伝えられるが明確ではない。 代々足利氏に仕えたが、四郎重富は古河公方足利成氏に仕え、深谷上杉氏とは対立関係にあった。文明十(1478)年、重富は皿津山城(高見城、現比企郡小川町)を築き移転、長享の乱における落城の際に討死したと伝えられている。館跡は増田氏の家臣であった菊池氏が守り伝え、現在に至っている。昭和六十三(1988)年、明戸南部地区県営ほ場整備事業に伴う発掘調査が行われ、溝状遺構が検出されたが、関連遺構は確認できなかった。

〇堀ノ内遺跡(9)

宮ヶ谷戸地内に所在する。堀ノ内遺跡には「庄屋屋敷」と称される館の伝承が残されており、一説には東方城主 (時代、氏名とも不詳) 側室の屋敷が在ったとも伝えられている。宮ヶ谷戸周辺は上杉氏の家臣、友成氏の所領であったといわれており、その居館であった可能性もある。かつては堀跡が残されていたと伝えられるが、平成元(1989)年の圃場整備事業により完全に消滅した。この際に実施された発掘調査により、既に埋没していた幅約2mの溝状遺構が検出されている。

○宮ヶ谷戸遺跡(10)

宮ヶ谷戸地内に所在する。堀ノ内遺跡は本遺跡内に包括されている。平成五(1994)年、市道建設に伴い実施された宮ヶ谷戸遺跡第2次発掘調査では、堀ノ内遺跡の東方約200mの地点から幅約4mの大溝跡が検出され、堀ノ内遺跡を中心とする周辺地に及ぶ範囲における館跡の存在の可能性が濃厚となった。しかし、具体的に館の関連する遺物は出土しておらず、今後の調査課題となっている。



1.新開荒次郎実重館跡

5.砂田遺跡

9. 堀ノ内遺跡

13.東方城跡

17.深谷城跡

A TI - IT 840

21.秋元氏館跡

25.押切遺跡

2.内ヶ島氏館跡

6.蓮沼氏館跡

10.宮ヶ谷戸遺跡

14.庁鼻和城跡

18.大沼弾正忠館跡

22.割山遺跡

26.人見館跡

3.備前堀端遺跡

7. 荏原氏館跡

11.明戸東遺跡

15.伝幡羅太郎館跡

19.桜田馬場

23.割山西遺跡

4.ウツギ内遺跡

8.增田四郎重富館跡

12.新田裏遺跡

16.皿沼城跡

20.曲田城跡

24.鼠裏遺跡

※ 図中スクリーントーン表示は城館跡或いは同推定地

第1図 深谷市中世遺跡位置図(1/80,000)

〇明戸東遺跡(11)

明戸地内に所在する。昭和六十一(1986)年に実施された国道17号線深谷バイパス建設に伴う発掘調査により、板碑が投棄された井戸跡が確認された。

○新田裏遺跡(12)

明戸地内に所在する。昭和六十一(1986)年に実施された国道17号線深谷バイパス建設に伴う発掘調査により、掘立柱建物跡、溝跡、井戸跡などが検出された。明戸東遺跡と隣接しており、同一集落であった可能性も考えられる。

○東方城跡(13)

東方地内に所在する。「新編武蔵風土記稿」には深谷上杉氏家臣による築城と記されているが、詳細は不明。上杉氏滅亡後は戸田松平氏、松平康長が入城し、東方一万石の居城となった。小字名に残る「侍町」、「仲間町」等の地名は、この当時の城下整備の名残と推定される。康長の古河移封後、廃城となった。昭和六十(1985)年に公共下水道建設に伴う発掘調査が、昭和六十一(1986)年に保育園舎建設に伴う発掘調査が実施されているが、関連する遺構、遺物は確認されていない。市指定史跡。

〇伝幡羅太郎館跡(15)

原郷地内に所在する。幡羅太郎は本名藤原道宗、横山党の一族で成田氏の始祖、助高(資孝)の父と伝えられる。ただし横山党系図と成田氏系図に一致しない点があるため、現時点ではその存在について検討の余地を残す人物である。跡地は現在個人宅地となっている。敷地の一部には土塁及び堀跡らしき遺構の一部が確認され、板碑5基が残されている。内1基には、弘安二(1279)年銘が確認されている。「構えの内」の別称も伝えられていることから、館が存在した可能性は高い。しかし伝承以外、幡羅太郎の存在を示す遺構、記録類は一切残されていない。市指定史跡。

○皿沼城跡(16)

上敷免地内に所在する。上杉氏家老、岡谷加賀守清英の居城と伝えられる。延徳三(1491)年、長享の乱の勃発に端を発する古河公方方の侵攻に備えて築かれたと伝えられている。現在はほぼ全面が宅地化され、遺構は一切残されていない。市指定史跡。

○深谷城跡(17)

仲町、深谷町、本住町、西島にまたがる地域に所在する。康正二(1456)年、深谷上杉氏五代当主、房憲によって築城され、豊臣秀吉による小田原征伐まで深谷上杉氏の主城として使用された。深谷上杉氏滅亡後は長沢松平氏の一族、松平康直が入城、以後、松平松千代、松平辰千代(忠輝)、松平忠重など松平一門が歴代城主を務め、最後の城主酒井忠勝の代まで、深谷一万石の居城とされた。寛永三(1626)年に廃城、元禄五(1692)年には城地は耕地化された。昭和六十一(1986)年以来6次の発掘調査が行われており、外堀、内堀の一部が確認されている。平成六(1995)年および平成八(1997)年には障子堀の形態を呈した内堀の一部が見つかっており、漆器椀や下駄、櫛などの木製品、瀬戸系の天目茶碗や小皿、擂り鉢や焙烙、かわらけなどの土器類が出土している。県指定旧跡。

〇大沼弾正忠館跡(18)

東大沼地内に所在する。大沼弾正忠繁忠は藤原姓を名乗り、上杉氏家臣と伝えられているがその詳細は不明である。現在館跡は、その弟の開山によると伝えられている西蔵寺の境内となっている。武田・上杉(長尾)両氏の争いの中で、武田勢の侵攻を受けたと伝えられている。市指定史跡。

〇桜田馬場(19)

曲田地内に所在する。「馬場」と称されているが、堀跡らしき遺構が確認されていることから館跡の可能性が推定されている。構築者及び居住者は不明だが、一説には岡谷氏の家臣、小内氏の居館であったとも伝えられている。現在は宅地化しており、小内氏の後裔が居住している。発掘調査は実施されていない。

〇曲田城跡(伝 伊勢方仮城跡) (20)

伊勢方・谷野地内に所在する。伊勢方城は庁鼻和城から深谷城への主城移転の際に、一時的に使用

された仮城と伝えられている。しかしその存在を示す遺構、遺物はこれまで確認されていない。曲田城は後北条氏の北関東進出に備え、上杉家の家老、岡谷加賀守香丹がこの伊勢方城を利用して築いたと言われている。谷野城とも称される。一説には皿沼城が岡谷氏の本城で、曲田城は香丹の隠居所であったとも伝えられている。かつては堀跡らしき痕跡が残されていたが、遺構、遺物は確認されていない。城地の一部は岡谷氏の菩提寺である岡谷山皎心寺が受け継いでいる。境内には岡谷家の墓地が在り、当時のものと推定される宝篋印塔の笠部が残されている。市指定史跡。

〇秋元氏館跡(21)

上野台地内に所在する。秋元氏は藤原泰栄を始祖とする豪族である。元は上総国周東郡秋元庄を領していたが、秋元景朝の代に離れ、一子長朝と共に上杉家七代当主憲賢、八代当主憲盛に仕え、現在の上野台、滝瀬を所領として、上野台に館を構えたと伝えられる。豊臣秀吉による小田原征伐により深谷上杉氏が滅ぶと、長朝は豊臣秀吉配下の浅野長政に降り、その後徳川家康に仕えた。長朝は関ヶ原の役における戦功により現在の群馬県碓氷郡中野谷を領し、会津上杉攻めの戦功によって現在の群馬県群馬郡総社町に移封され、総社植野城に拠点を移すこととなった。かつては土塁、堀跡が確認できたと伝えられているが、現在は宅地化の進行により消滅している。発掘調査は実施されていない。市指定史跡。

○割山遺跡・割山西遺跡・鼠裏遺跡(22.23.24)

上野台地内に隣接して所在する。鼠裏遺跡では昭和五十六(1981)年に南大通り線建設工事に伴う発掘調査、割山西遺跡では東京電力株式会社深谷営業所の移転に伴う発掘調査、そして割山遺跡では昭和五十三(1978)年以来3次にわたる発掘調査が実施され、確認された遺構・遺物から、14世紀中に構築、16世紀まで存続した館の存在した可能性が指摘されている。但しこの館に関する記録は一切残されておらず、その概要すら不明である。

○押切遺跡(25)

上野台地内に所在する。仙元山南麓に位置する。平成4年、深谷市総合体育館「ビッグタートル」建設に伴う発掘調査によって発見され、3つの廓と廓内の掘立柱建物跡、井戸跡などが確認された。記録などは一切残されていないため、その成立から廃絶に至る経緯については不明であるが、出土遺物から15世紀中に機能していた可能性が考えられる。隣接する人見山昌福寺が深谷上杉氏五代当主、房憲の開基によるものとの伝承を残していることから、深谷上杉氏に関連する遺構と推定している。

○人見館跡(人見氏館跡)(26)

人見地内に所在する。人見氏は猪俣党、河匂政基の子政経(人見六郎)を開祖とする。人見氏は鎌倉時代にここを拠点としたが、室町時代になると丹波国高瀬郷に移住、その際に館を引き払ったものと推定される。その後、深谷上杉氏三代当主憲長の子、憲武が館を改修し、陣屋として使用したと伝えられている。押切川南岸に位置し、現在は北東端に土塁、堀の一部が現存している。西隣接地において平成六(1995)年に実施された農地改良事業に伴う確認調査により幅約4mの堀跡を確認、館外堀の西端部の可能性があるものと思われる。県指定史跡。

第5章 検出遺構及び出土遺物(付図1・2、第3図~第78図)

今回の調査によって、館の外堀及び内堀の一部、土壙類2,568基を検出した。

本章では、これらの遺構群のうち、堀・溝跡、掘立柱建物の柱穴として確認された一群、そして遺物 を出土した、或いは特徴的な構築の状況を示す土壙の一群に分類して記述していくものとする。

I. 堀・溝跡

1. 外堀跡 (第3図・第4図)

A区A-1・B-1・C-1グリッド、C区L-3・L-4グリッドで確認された。このうちA区は著しい攪乱を受けていたため、内辺部のみの確認にとどまったものの、C区では長さ約8 m にわたって堀がほぼ完全な状態で検出された。規模は幅3.49m、底面幅2.65m、深度は外辺部で67cm、内辺部で65cm、中央部で最深70cmを測る。壁面は外面が65°の立ち上がり、底面高43cmの位置以上で45°で屈曲・外反

し内面は75°の立ち上がり、底面高44cmの位置以上で34°で屈曲・外反している。A区では内壁中位に小穴状の窪み、C区では底面中央部に小土壙6基が検出された。

◎外堀跡出土遺物(第6図1~7)

1・2、縄文土器。全て深鉢胴部。最大厚0.7cm。同心三角形文が描出される。1は直下に原体RLらしき縄文。3・4、かわらけ。3. 推定口径8.55cm、器高2.0cm、推定底径5.65cm。内外面撫で。内面破損が著しい。4. 推定底径5.7cm、現存高1.15cm。底部糸切痕。表裏面に付着物の痕跡。5・6、常滑系陶器。5. 最大厚1.2cm。外面へラ撫で、内面ほぼ全面に灰釉が見られるが、釉切れがの認められる。釉薬の付着状態から盤状を呈する可能性がある。6. 最大厚0.85cm。外面叩目の一部残存。内面撫で。7. 擂鉢。最大厚1.1cm。内面に擂目(単位不明)。内外面に鉄釉。外面撫で。

図示には至らなかったが、この他に土師質土器、結晶片岩、被熱痕を止める角閃石質安山岩のいずれも小片が出土している。

2. 内堀跡 (第5図)

調査区の設定中、B区南辺部において溝状遺構の一部らしきプランが検出された。検出地域が国済 寺との境界であり、従来より庁鼻和城内廓の土塁と推定されている遺構が確認されている地域である ため、調査区壁面から土塁直下にかけて8カ所のトレンチを設定(西端より第1~第8のトレンチ番号を付す)、遺構の確認調査を実施した。その結果、土塁に沿う形で走る小規模な溝状遺構が全面で 検出された。状況から、この溝状遺構が内堀であることが確認された。

確認規模は確認面幅87~116cm、底面幅65~91cm。但し堀の断面は基本的に浅い「U」字状を呈しており、明確な底面の形成は一部で確認されるに過ぎない。深さ $12\sim21$ cm。

全トレンチから遺物が出土している。

◎内堀トレンチ出土遺物 (第6図8~16)

- 8・9、縄文土器。最大厚0.7cm。地文はRL縄文。内面に被熱痕。第8トレンチ出土。10. 須恵質土器。壺か。最大厚1.2cm。外面へラ撫で、内面指撫で。第5トレンチ出土。11. 常滑系陶器。壺或いは瓶か。最大厚1.0cm。外面に刷毛状工具による整形痕、内面へラ撫で。第8トレンチ出土。
- 12. 板碑。最大長16.7cm、最大幅8.2cm。第5・第6トレンチ出土の資料が接合した。三尊の蓮台部と願文の一部が遺存している。裏面は剥落している。石質緑泥片岩。
- 13.銭。最大厚0.95cm。摩滅により極めて肉薄な状態の上、被熱した形跡があり、遺存状態が極めて悪い。銭種は不明だが、渡来銭と推定される。第7トレンチ出土。

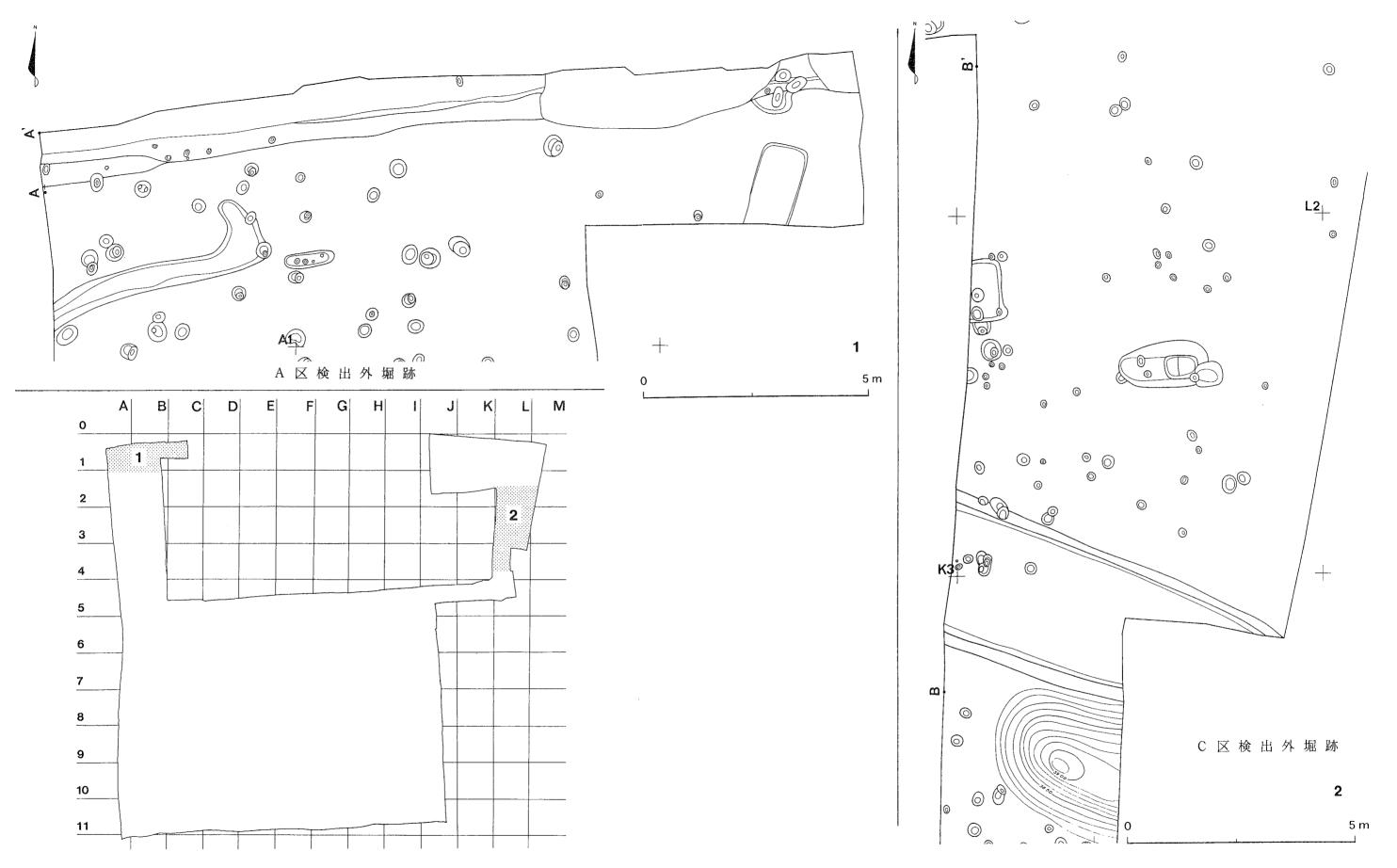
14.鉄製品。現存長2.65cm、一辺0.15~0.2cm。上部を折損する。断面方形。腐食が著しい上、身の曲がり、よじれが著しい。小型の釘状製品と推定される。第8トレンチ出土。

15.五輪塔。水輪。全高14.9cm、最大径25.0cm、重量6.1kg。断面やや扁平な駒形。上下面は凹面に整形している。正面に梵字「バ」を浅く刻み込み、墨で上書き。全体的に欠損及び風化の痕跡。石質は角閃石質安山岩。第4トレンチ出土。

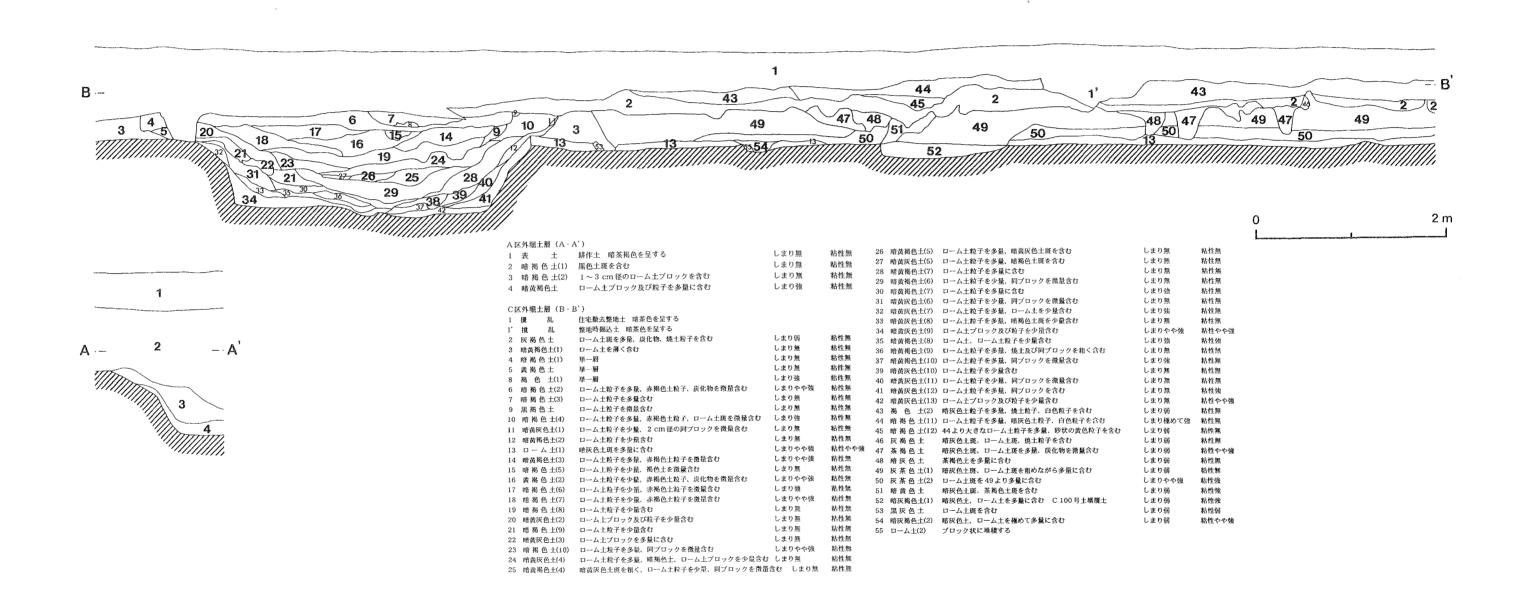
16.宝篋印塔。笠部角破片。頂部の作出は曲面的で丁寧。側面には縁取りと唐草文が陽刻される。石質は輝石安山岩。第7トレンチ出土。

写真図版8-2.馬歯。遺存状態は不良。歯茎部、骨部は遺存していない。第4トレンチ出土。

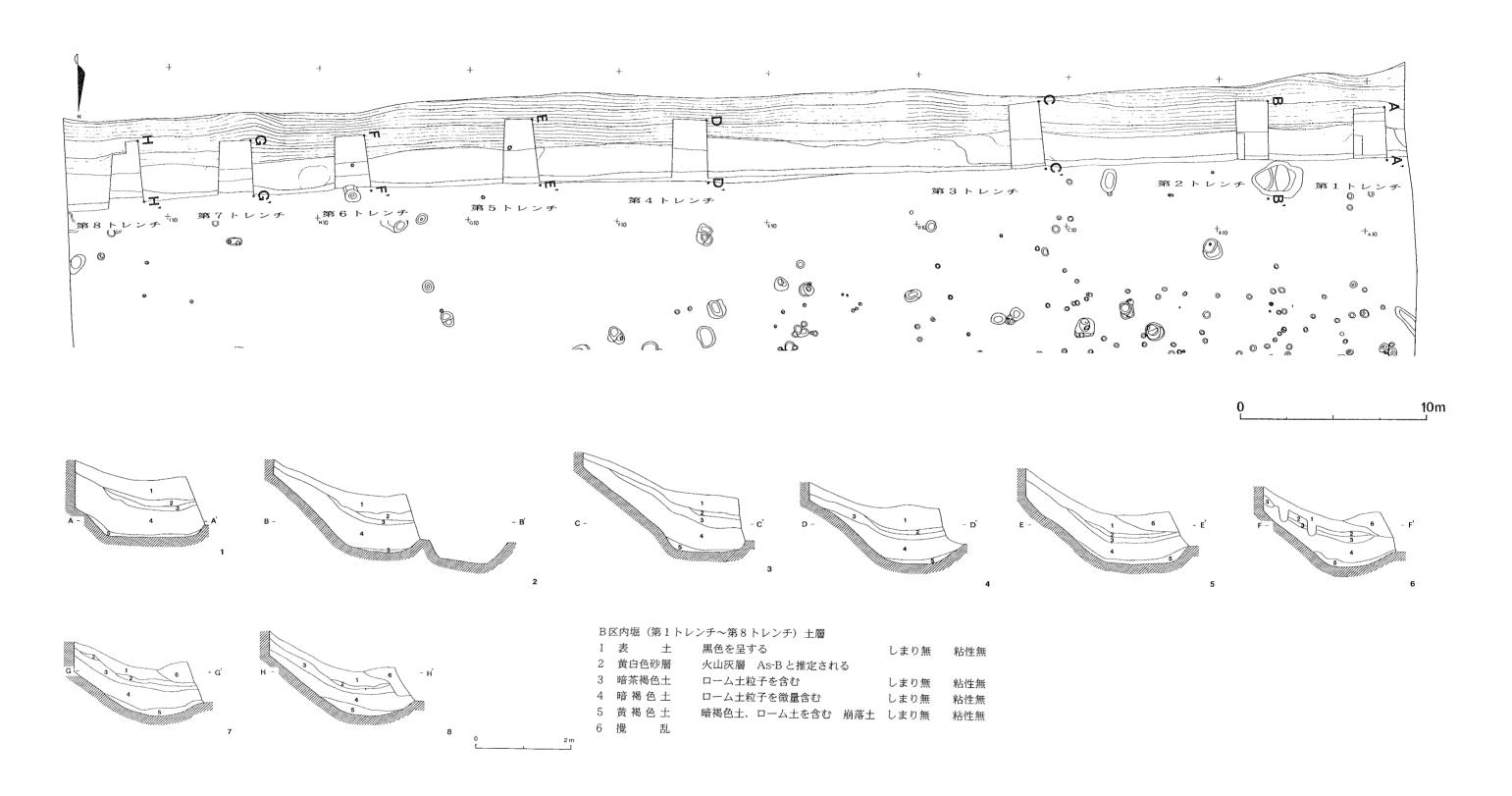
図示に至らなかったが、この他に第1トレンチ、第3トレンチより結晶片岩破片、第2トレンチより馬歯、第7トレンチより土師質土器及び粘土、第8トレンチより縄文土器らしき土器片及び白色針状物質を多量に含む須恵器破片が出土している。



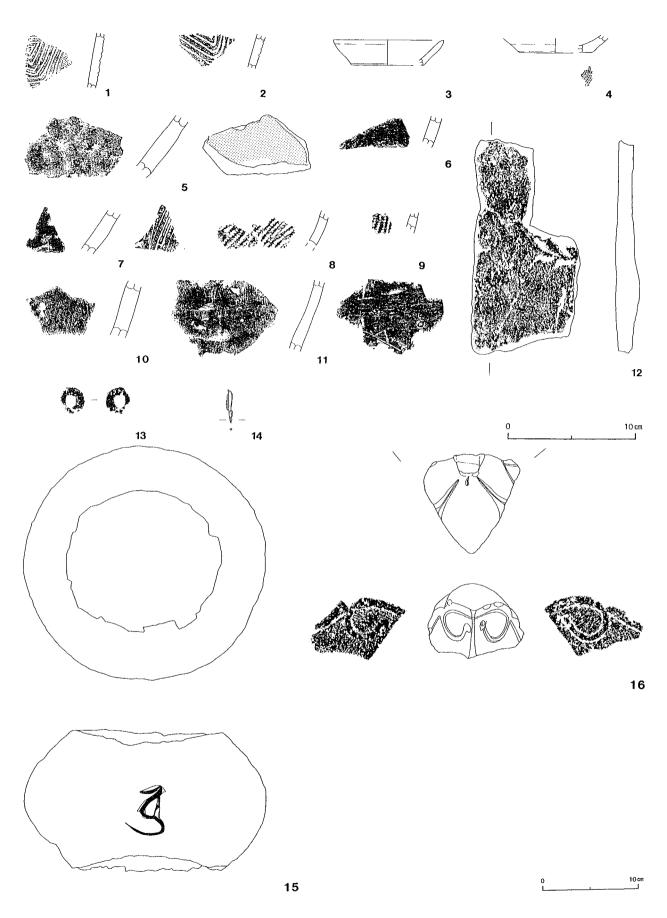
第3図 外堀位置概要図及び平面図 (1/80)



第4図 外堀土層断面図 (1/40)



第5図 内堀跡トレンチ位置及び断面図 (1/200・1/80)



第6図 外堀跡及び内堀跡出土遺物 (1/3・1/4)

3. 溝跡 (第7図)

〇1号溝跡(第7図1)

A区A-1・B-1グリッドに位置する。最大幅30cm、確認最大深6cm。B-1グリッドで先端が北方に 屈曲して終結する。遺物は出土しなかった。

○2号溝跡(第7図2)

調査区のほぼ中央部を東西に横断する形で検出されている。A-9グリッドからE- 10°-Nに約26m走り、D-8グリッドで一旦消滅、約10m東方のE-8グリッドから再び確認され、E-6°-Nに約18m走り、E-7グリッドで再び消滅する。確認幅40cm88cm、確認深はE-9グリッドでE-18cm、E-7グリッドでE-18cm、E-7グリッドでE-18cm。断面は概ね浅いE-7グリッドでE-18cm。

Ⅱ 掘立柱建物跡(第8図~第68図)

調査区からは130軒の掘立柱建物跡が確認された。全体的に外堀の内部、A区及びB区西半部及び北東部に集中して確認されている。C区では外堀外からも確認されている。

本項では各建物跡に調査区の順に通し番号を付し、一括して記述することとする。

○1号建物跡(第8図1)

 $A-1\cdot 2$ 、 $B-1\cdot 2$ グリッドに位置する。 2 号~ 5 号建物跡と重複する。長軸方位 $E-2^{\circ}$ -N。 桁行 1 間、梁間 1 間。柱間寸法は桁行aa'6.64m、bb'6.92m。梁間cc'4.48m、dd'4.28m。

○2号建物跡(第8図2)

A-1・2、B-1・2グリッドに位置する。 1 号・3 号~5 号建物跡と重複し、3 号・4 号建物跡と切合う (4 号建物 \rightarrow 2 号建物 \rightarrow 3 号建物)。長軸方位N-35°-E。

桁行1間、梁間1間。柱間寸法は桁行ee'5.68m、ff'5.84m。梁間gg'4.12m、hh'4.48m。

○3号建物跡(第9図1)

A-1・2、B-1・2グリッドに位置する。 1 号・2 号・4 号・5 号建物跡と重複し、 2 号・4 号建物跡 と切合う (4 号建物 $\rightarrow 2$ 号建物 $\rightarrow 3$ 号建物)。 長軸方位N- 24° -W。

桁行1間、梁間1間。柱間寸法は桁行aa'4.76m、bb'4.76m。梁間cc'4.48m、dd'4.74m。

〇4号建物跡(第9図2)

A-1・2、B-1・2グリッドに位置する。 1 号~ 3 号・ 5 号建物跡と重複し、 2 号・ 3 号建物跡と切合 (4 号建物→ 2 号建物→ 3 号建物)。長軸方位N-26°-W。

析行2間、梁間1間。北東桁面庇付。柱間寸法は桁行ee'2.40m-3.30m、ff'2.18m-3.50m、gg'2.24m-3.42m。梁間hh'2.68m-1.08m、ii'2.88m-1.12m。

○5号建物跡(第10図1)

A-1・2、B-1・2グリッドに位置する。1号~4号・6号・7号建物跡と重複する。長軸方位N-33'-W。

桁行1間、梁間1間。柱間寸法は桁行aa'4.86m、bb'4.84m。梁間cc'5.18m、dd'4.58m。

○6号建物跡(第10図2)

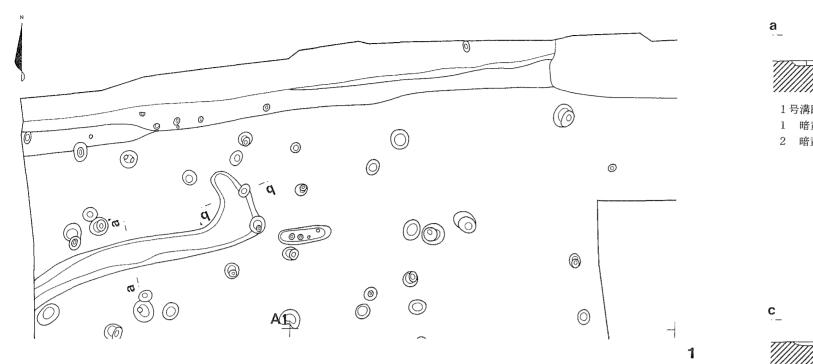
A-2、B-2・3 グリッドに位置する。 5 号・7 号~10 号建物跡と重複し、7 号建物跡と切合う(6 号建物→7 号建物)。長軸方位N-34°-W。

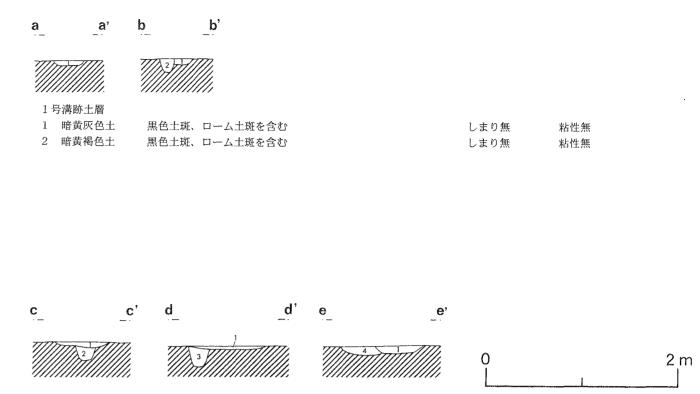
桁行3間、梁間2間。中間柱の一部未検出。柱間寸法は桁行ee'2.16m-2.60m-3.16m、ff'4.40m-3.40m、gg'2.94m-4.72m。梁間hh'2.82m-2.74m、ii'2.96m-2.42m。

○7号建物跡(第11図1)

A-1・2、B-1・2グリッドに位置する。 6 号・8 号~10号建物跡と重複し、6 号建物跡と切合う(6 号建物 \rightarrow 7号建物)。長軸方位N-31°-W。

桁行2間、梁間1間。中間柱の一部軸ずれ。柱間寸法は桁行aa'5.98m、bb'5.68m。梁間cc'3.60m-3.16m、dd'3.86m-3.00m。





しまり無

しまり無

しまり無

しまり無

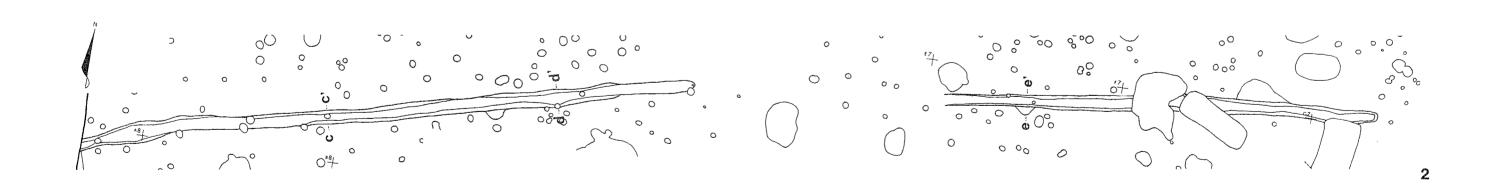
粘性無

粘性無

粘性無

粘性無

8 m



2号溝跡土層

2 明黄褐色土

3 暗黄灰色土

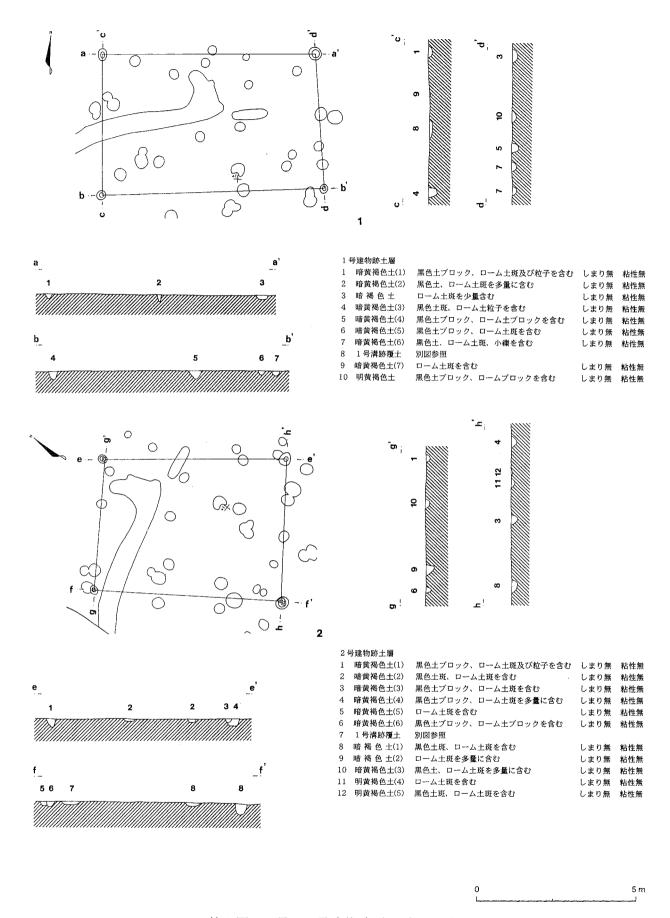
4 暗黄褐色土(2) ローム土斑を含む

1 暗黄褐色土(1) 黒色土ブロック、ローム土ブロックを多量に含む

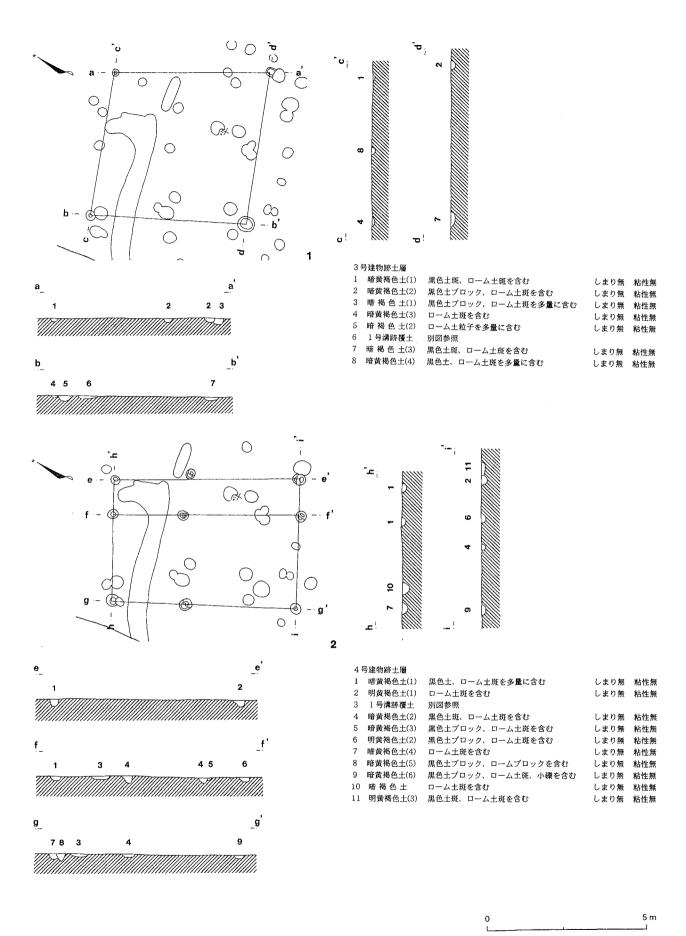
黒色土斑、ローム土斑を含む

ローム土粒子を含む

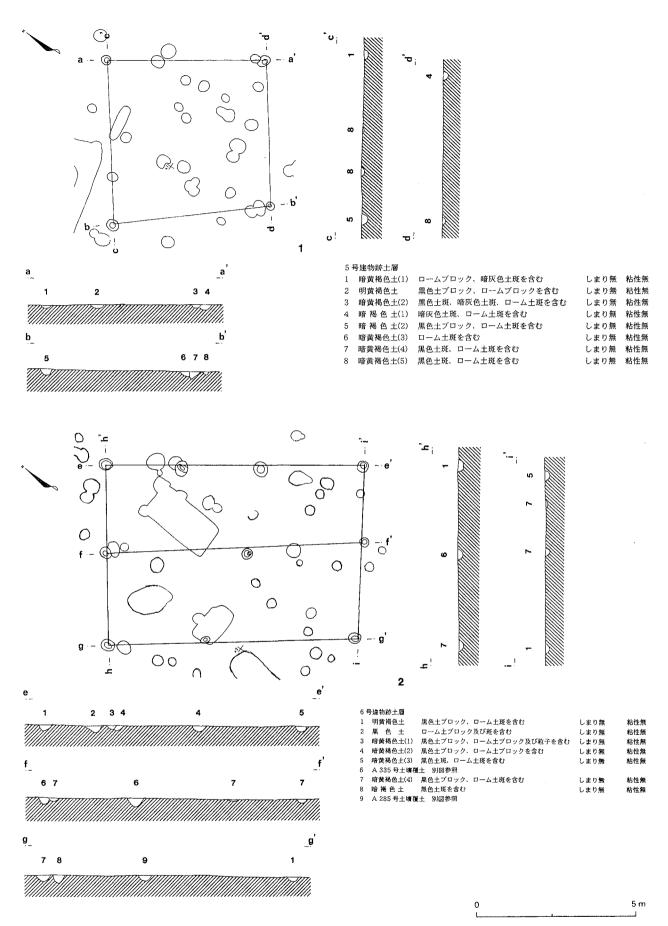
第7図 溝跡(1/40・1/160)



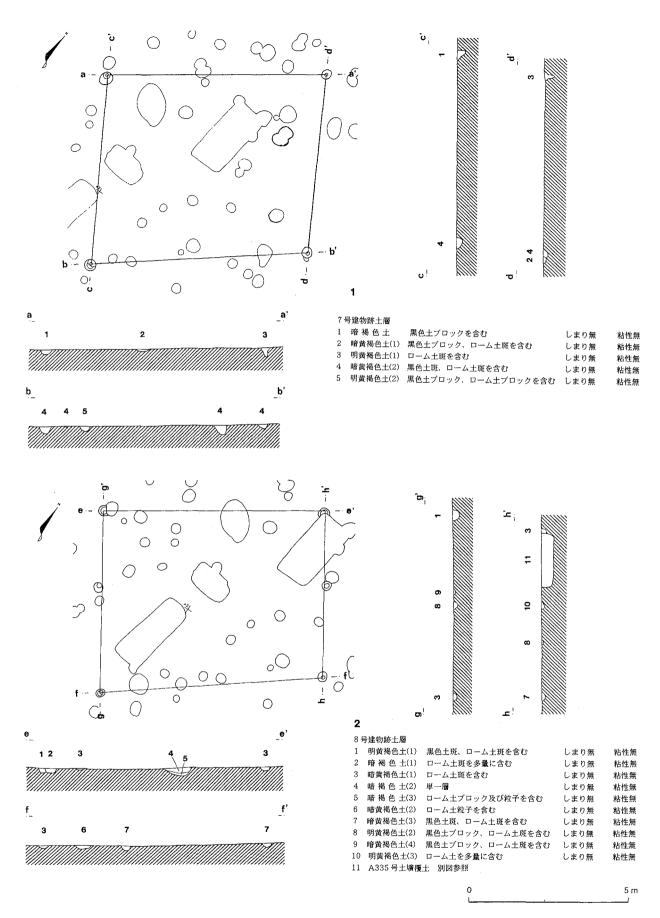
第8図 1号・2号建物跡 (1/120)



第9図 3号・4号建物跡(1/120)



第10図 5号・6号建物跡(1/120)



第11図 7号・8号建物跡 (1/120)

○8号建物跡(第11図2)

A-2・3、B-2・3 グリッドに位置する。 6 号・7 号・9 号~12号建物跡と重複、9 号建物跡と切合う(8 号建物→9 号建物)。長軸方位N-33°-W。

桁行1間、梁間2間。柱間寸法は桁行ee'2.36m-2.88m、ff'2.82m-2.88m。梁間gg'6.98m、hh'6.94m。

○9号建物跡(第12図1)

A-2・3、B-2・3グリッドに位置する。 6 号~8 号・10~14 号建物跡と重複、 9 号建物跡と切合う (8 号建物 \rightarrow 9 号建物)。 長軸方位N-10°-W。

桁行3間、梁間1間。中間柱は変則配置。柱間寸法は桁行aa'0.98m-6.24m-1.86m、bb'1.60m-4.96m-2.68m。梁間cc'6.92m、dd'7.16m。

○10号建物跡(第12図2)

A-2・3、B-2・3グリッドに位置する。 6 号~9 号・11号~14号建物跡と重複する。長軸方位N-39 $^{\circ}$ -W。

桁行 2 間、梁間 1 間。柱間寸法は桁行ee'4.22m-4.36m、ff'4.16m-4.22m。梁間gg'3.76m、hh'3.46m。

○11号建物跡(第13図1)

A-2・3、B-3グリッドに位置する。10号・12号~14号建物跡と重複する。長軸方位E-11.5°-N。 桁行 2 間、梁間 1 間。柱間寸法は桁行aa´4.42m-3.70m、bb´4.40m-3.44m。梁間cc´5.22m、dd´5.24m。

○12号建物跡(第13図2)

A-3・4、B-3・4グリッドに位置する。10号・11号・13号~16号建物跡と重複する。長軸方位N-5.5。-W。

桁行4間、梁間4間。桁・梁ともに中間柱の未検出個所、或いは変則配置が認められる。柱間寸法は桁行ee'5.30m-1.28m-1.36m、ff'0.80m-1.36m-4.28m-1.64m。梁間gg'0.82m-4.88m-1.72m、hh'2.54m-1.60m-3.44m。

○13号建物跡(第14図1)

A-3・4、B-3・4グリッドに位置する。 $10\sim12$ 号・ $14\sim16$ 号建物跡と重複する。長軸方位W- 11° - S。

桁行1間、梁間1間。柱間寸法は梁間aa'7.40m、bb'7.26m。梁間cc'6.32m、dd'6.46m。

○14号建物跡(第14図2)

A-3・4、B-3・4グリッドに位置する。10号〜13号・15号・16号建物跡と重複する。長軸方位W-7°-S。

桁行3間、梁間2間。中間柱は変則配置。柱間寸法は桁行ee'1.92m-1.96m-3.32m、ff'2.96m-1.92m-2.16m。梁間gg'2.88m-3.04m、hh'2.98m-2.96m。

○15号建物跡(第15図1)

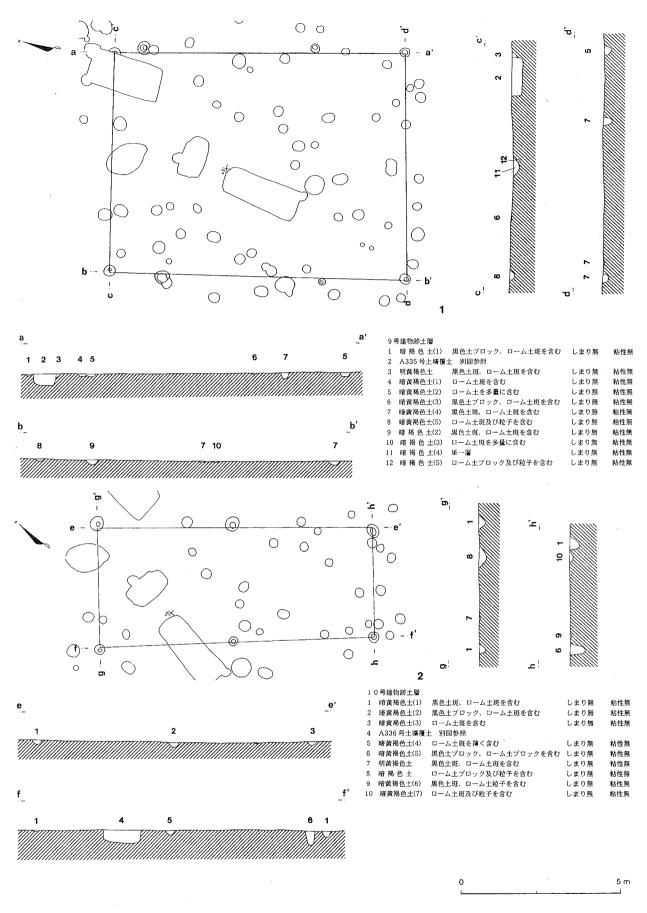
A-3・4、B-3・4グリッドに位置する。12号 \sim 14号・16号建物跡と重複する。長軸方位W-6°-S。桁行 1 間、梁間 1 間。柱間寸法は桁行aa'6.52m、bb'6.48m。梁間cc'3.74m、dd'3.72m。

○16号建物跡(第15図2)

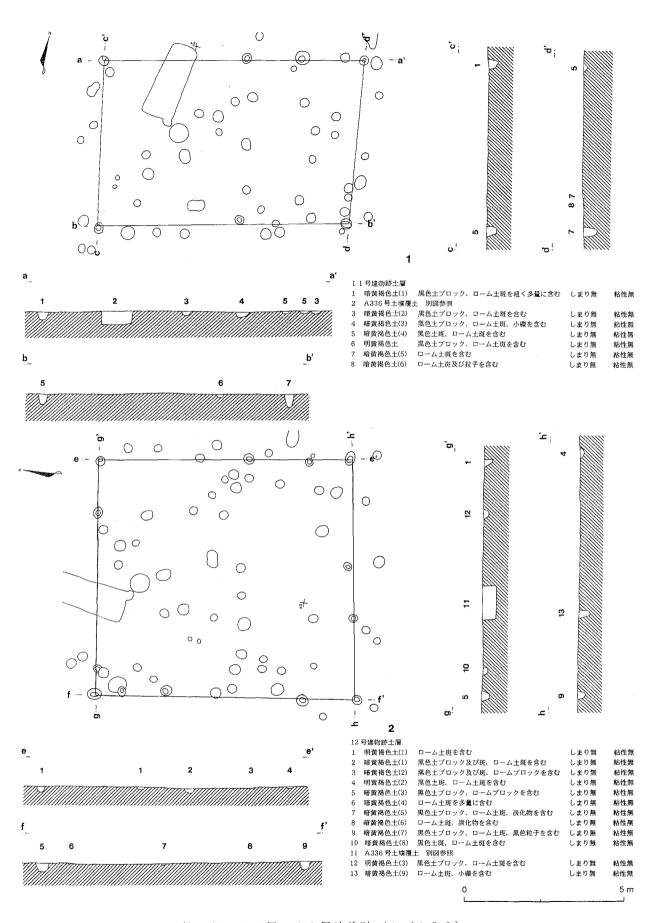
A-3・4、B-3・4グリッドに位置する。12号~15号・17号建物跡と重複する。長軸方位W- 3° -S。桁行 1 間、梁間 1 間。柱間寸法は梁間ee'8.06m、ff'7.78m。梁間gg'5.70m、hh'5.72m。

○17号建物跡(第16図1)

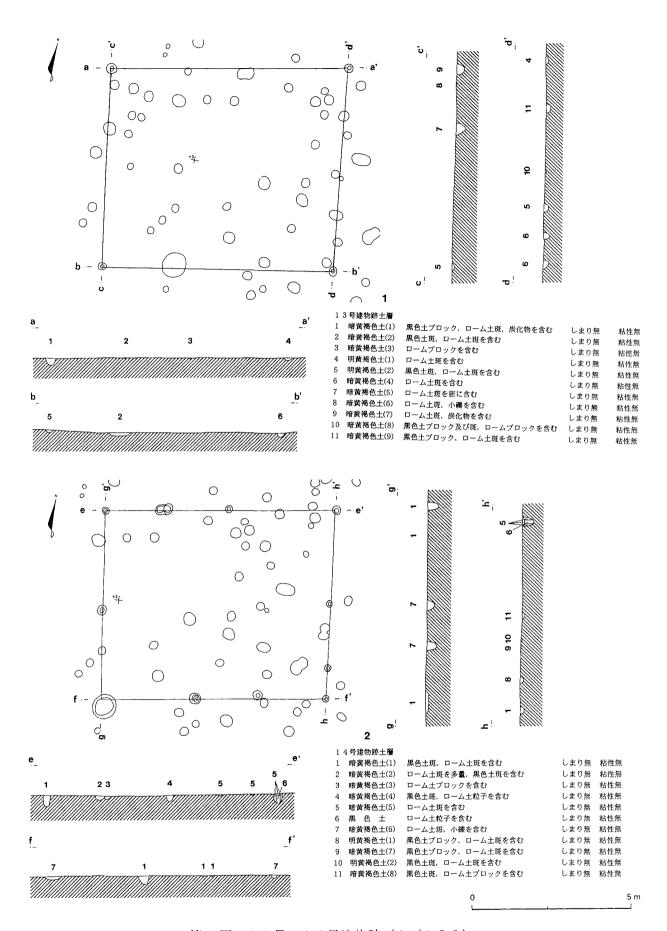
B-4・5グリッドに位置する。16号・18号・20号・21号建物跡と重複する。長軸方位N-15.5°-W。 桁行1間、梁間1間、北西桁面に庇付。柱間寸法は桁行aa´1.86m-3.84m、bb´1.72m-3.80m。梁間 cc´4.04m、dd´4.04m、ee´4.12m。



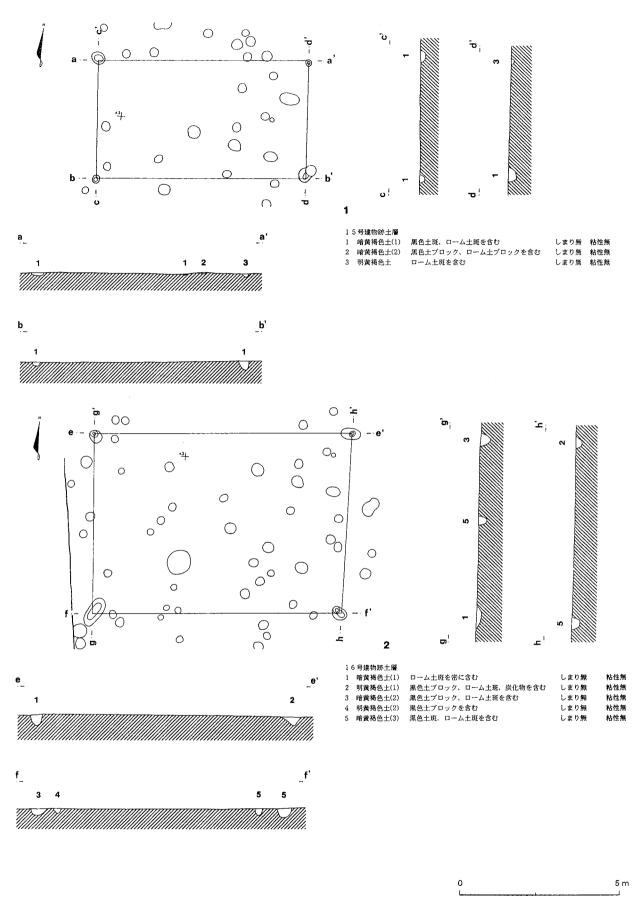
第12図 9号・10号建物跡(1/120)



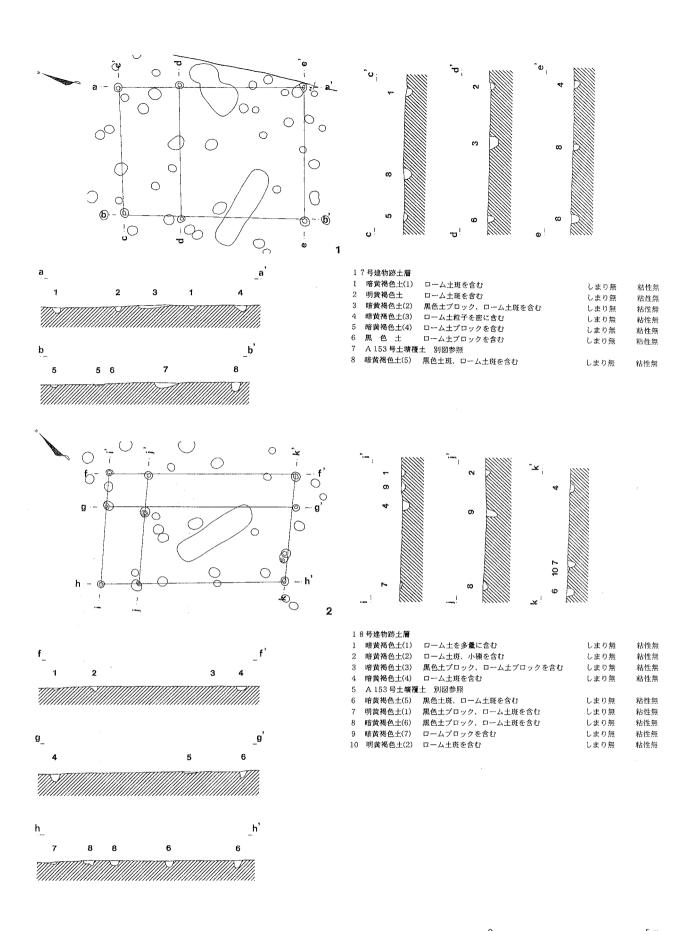
第13図 11号・12号建物跡 (1/120)



第14図 13号・14号建物跡(1/120)



第15図 15号・16号建物跡 (1/120)



第16図 17号・18号建物跡 (1/120)

○18号建物跡(第16図2)

B-4・5グリッドに位置する。長軸方位N-44.5°-W。

桁行3間乃至4間、梁間3間、北西梁面及び北東桁面に庇付。柱間寸法は桁行ff'1.20m-4.52m、gg'1.20m-4.60m、hh'1.16m-2.40m-2.10m。梁間ii'2.42m-1.04m。jj'2.40m-1.04m、kk'0.88m-1.44m-1.06m。

○19号建物跡(第17図1)

A-4・5、B-4・5グリッドに位置する。18号・20号~23号建物跡と重複する。長軸方位N-4°-W。 桁行 3 間、梁間 1 間。柱間寸法は梁間aa'1.84m-2.04m-1.98m、bb'2.04m-1.52m-2.22m。梁間cc'3.80m、dd'3.90m。

○20号建物跡(第17図2)

A-4・5、B-4・5グリッドに位置する。17号~19号・21号~23号建物跡と重複する。長軸方位W-2°-S。

桁行2間、梁間2間。柱間寸法は桁行ee'4.06m-3.22m、ff'3.92m-3.36m。梁間gg'1.56m-3.08m、hh'1.84m-2.76m。

○21号建物跡(第18図1)

A-4・5、B-4・5グリッドに位置する。17号~20号・22号・23号建物跡と重複し、23号建物跡と切合う(23号建物→21号建物)。長軸方位W-10°-S。

桁行2間ないし1間、梁間変則2間。桁側中間柱軸ずれ。柱間寸法は桁行aa'7.00m、bb'3.78m-3.06m。梁間cc'1.56m-3.08m、dd'3.04m-1.64m。

○22号建物跡(第18図2)

A-5、B-5グリッドに位置する。 $19号\sim21号\cdot23号\cdot25$ 号建物跡と重複する。北西隅柱穴僅かに調査区外。長軸方位W-15 $^{\circ}$ -S。

析行1間、梁間変則2間。柱間寸法は桁行ee'4.36m、ff'4.44m。梁間gg'2.20m-1.20m、hh'1.28m-2.16m。

○23号建物跡(第19図1)

B-5、C-5グリッドに位置する。19号 \sim 22号・24号・25号建物跡と重複し、21号建物跡と切合う (23号建物 \rightarrow 21号建物)。長軸方位W-12.5°-S。

桁行3間及び2間、梁間1間。中間柱は変則配置か。柱間寸法は桁行aa'2.08m-2.28m-2.14m、bb'2.16m-4.76m。梁間cc'3.46m、dd'3.58m。

○24号建物跡(第19図2)

B-5・6グリッドに位置する。23号・25号・26号建物跡と重複する。長軸方位W-3.5°-S。 桁行変則 2 間、梁間 1 間。柱間寸法は桁行ee´2.76m-1.44m、ff´1.64m-2.76m。梁間gg´3.64m、 hh´3.74m。

○25号建物跡(第20図1)

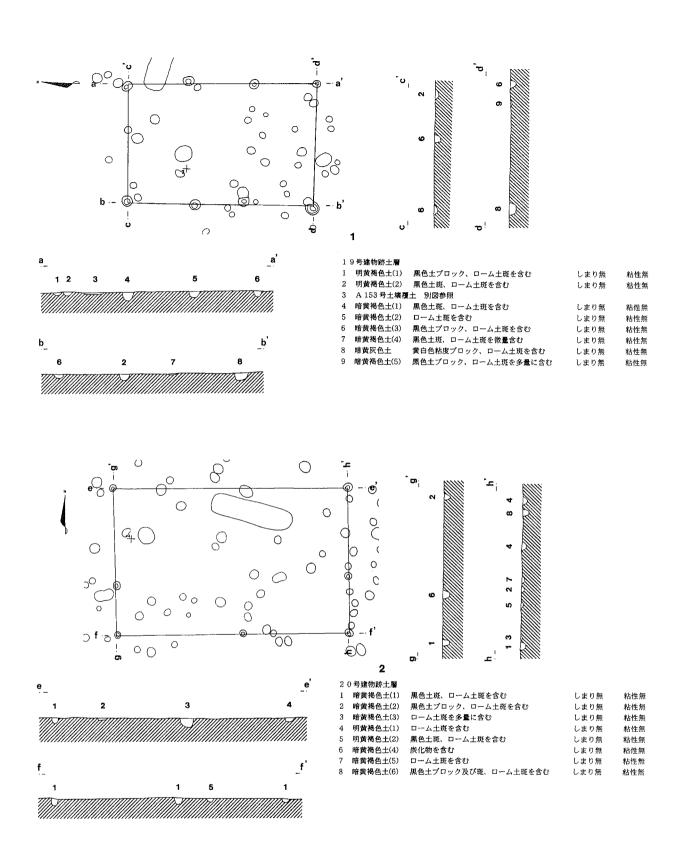
A-5・6、B-5・6グリッドに位置する。22号 \sim 24号・26号建物跡と重複する。長軸方位N-0°-W。桁行 2 間、梁間 1 間。柱間寸法は桁行aa´4.00m-3.30m、bb´3.80m-3.38m。梁間cc´6.24m、dd´6.38m。

○26号建物跡(第20図2)

B-6グリッドに位置する。24号・25号・43号建物跡と重複する。長軸方位N-11.5°-W。 桁行 1 間、梁間 1 間。柱間寸法は桁行ee´5.60m、ff´5.60m。梁間gg´4.20m、hh´4.20m。

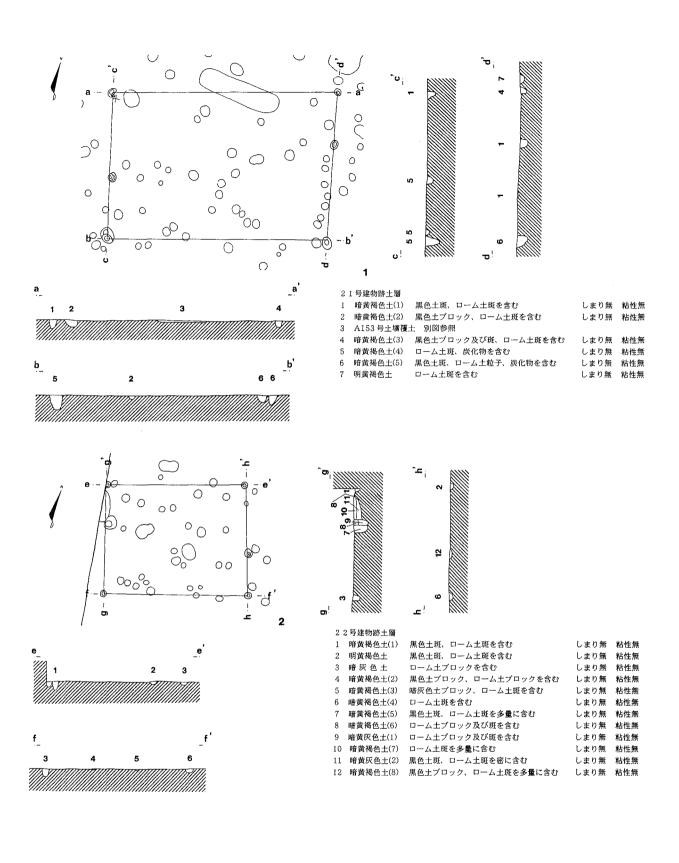
○27号建物跡(第21図1)

C-5・6グリッドに位置する。28号~31号・35号~38号建物跡と重複する。長軸方位N-1°-W。 桁行 2間、但し中間柱列北半 3 間、西面柱列北半 2 間。梁間北面 2 間、中間柱列 3 間、南面柱列 1 間。西面桁南半部に庇付。柱間寸法は桁行aa′3.56m-4.38m、bb′1.28m-1.20m-1.28m-4.34m、cc′4.34m、dd′1.58m-2.34m。梁間ee′2.94m-3.76m、ff′1.40m-1.34m-1.92m-1.86m、gg′1.34m-



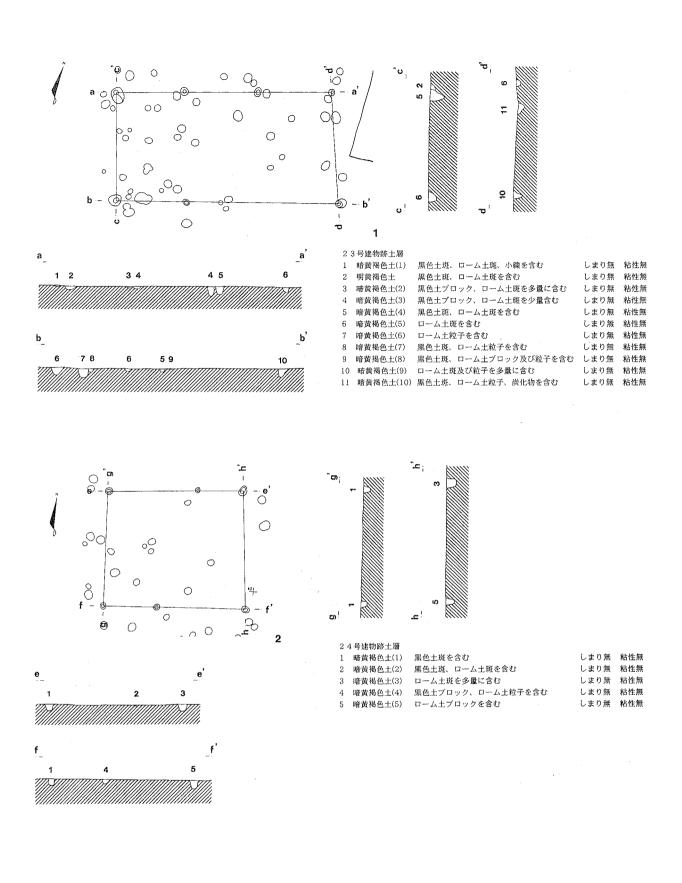


第17図 19号・20号建物跡 (1/120)

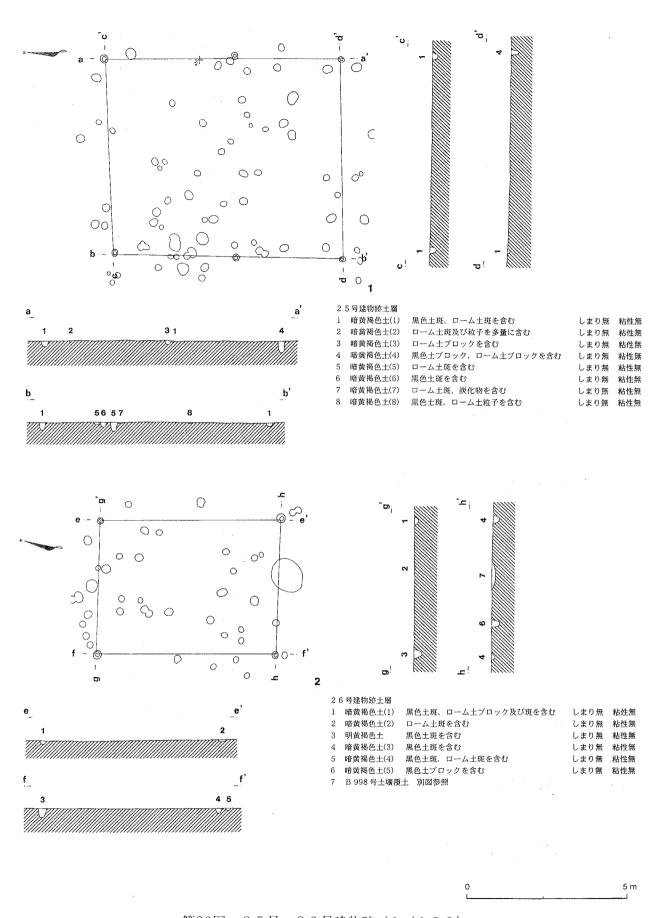




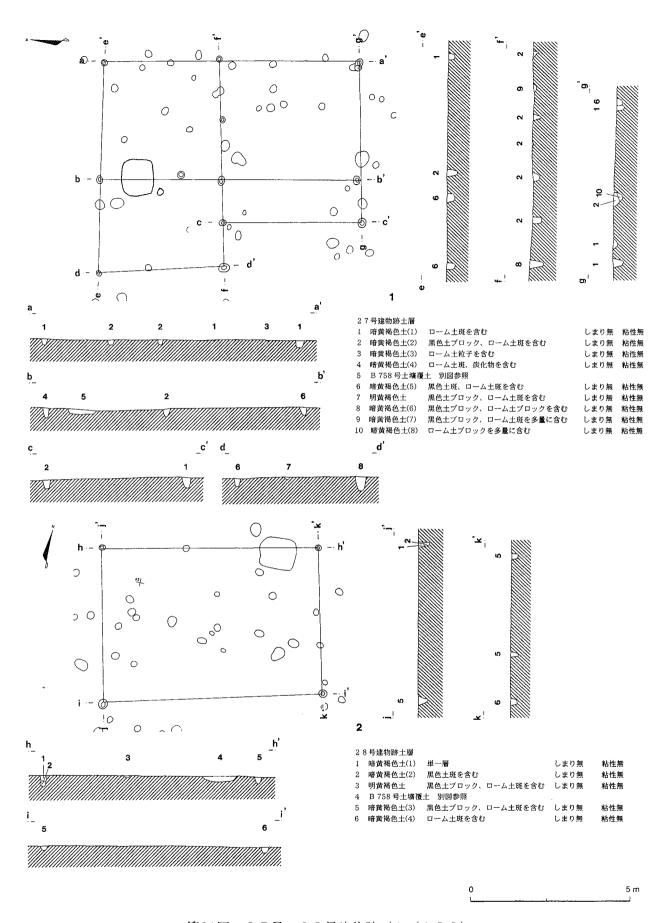
第18図 21号・22号建物跡(1/120)



第19図 23号・24号建物跡 (1/120)



第20図 25号・26号建物跡 (1/120)



第21図 27号・28号建物跡 (1/120)

3.78m.

○28号建物跡(第21図2)

B-5・6、C-5・6グリッドに位置する。27号・36号・37号建物跡と重複する。長軸方位W-12°-S。桁行 1 間、梁間 1 間。柱間寸法は桁行hh′6.76m、ii′6.84m。梁間jj′4.84m、kk′4.64m。

○29号建物跡(第22図1)

C-5・6、D-5・6グリッドに位置する。27号・30号~32号・34号~37号建物跡と重複する。長軸方位W-1.5°-N。

桁行北面 3 間、南面 1 間、梁間 1 間。柱間寸法は桁行aa′2.44m-2.08m-2.12m、bb′6.62m。梁間 cc′5.26m、dd′5.36m。

○30号建物跡(第22図2)

C-5、D-5・6、E-5・6グリッドに位置する。27号・29号・31号~34号・36号建物跡と重複する。 長軸方位W-14.5°-S。

桁行1間、梁間2間。南面梁の庇は1間。柱間寸法は桁行ee'2.68m-5.88m、ff'2.40m-6.32m。梁間gg'6.64m、hh'3.28m-3.18m、ii'2.76m-3.32m。

○31号建物跡(第23図1)

C-5・6、D-5・6グリッドに位置する。27号・29号・30号・33号~36号建物跡と重複する。長軸方位N-22°-W。

桁行1間、梁間1間。柱間寸法は桁行aa'4.72m、bb'4.80m。梁間cc'2.62m、dd'2.62m。

○32号建物跡(第23図2)

D-6グリッドに位置する。29号~31号・33号~36号建物跡と重複する。

桁行1間、梁間1間。柱間寸法は桁行ee'4.92m、ff'5.20m。梁間gg'4.76m、hh'4.82m。 長軸方位W-8°-S。

○33号建物跡(第24図1)

D-6、E-5・6グリッドに位置する。30号~32号・34号・35号建物跡と重複する。長軸方位W-7.5°-S。

桁行1間、梁間1間。柱間寸法は桁行aa'4.96m、bb'4.98m。梁間cc'3.28m、dd'3.28m。

○34号建物跡(第24図2)

D-6グリッドに位置する。29号~33号・36号・39号建物跡と重複する。長軸方位N-10°-W。桁行 1 間、梁間 1 間。柱間寸法は桁行ee´5.44m、ff´5.40m。梁間gg´4.92m、hh´5.40m。

○35号建物跡(第25図1)

C-6、D-6グリッドに位置する。27号・29号~33号・36号・39号建物跡と重複する。長軸方位N-0°-W。

桁行東面 1 間、西面 3 間、梁間 1 間。柱間寸法は桁行aa′5.24m、bb′1.26 m-2.52m-1.60m。 梁間cc′5.30m、dd′5.24m。

○36号建物跡(第25図2)

C-6、D-6グリッドに位置する。27号~32号・34号・35号・37号~39号建物跡と重複する。長軸方位W-2.5°-N。

桁行1間、梁間1間。柱間寸法は桁行ee'6.00m、ff'6.00m。梁間gg'4.32m、hh'4.32m。

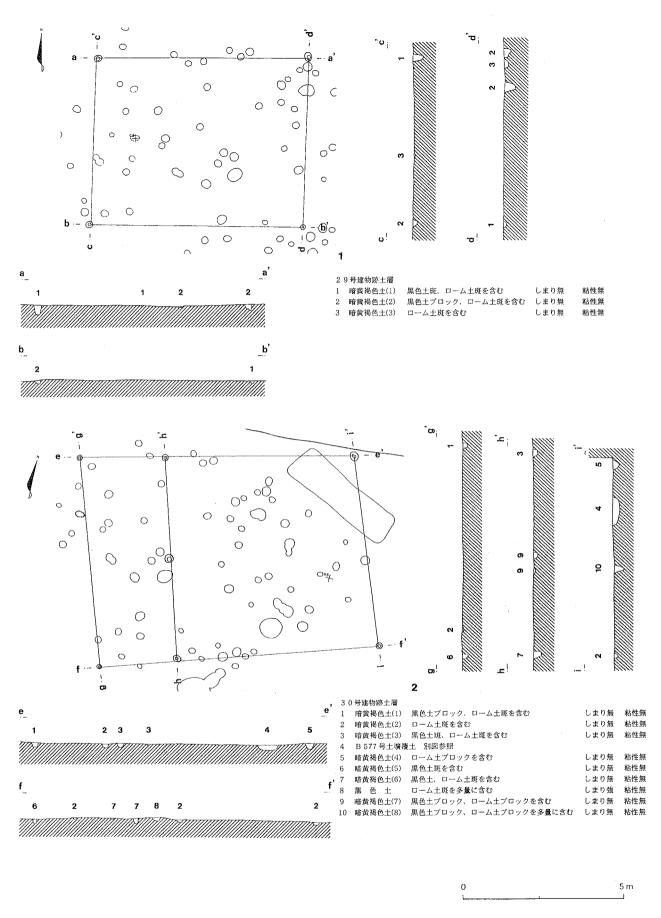
○37号建物跡(第26図1)

B-6、C-6グリッドに位置する。27号~29号・36号・38号・43号建物跡と重複する。長軸方位W-4°-S。

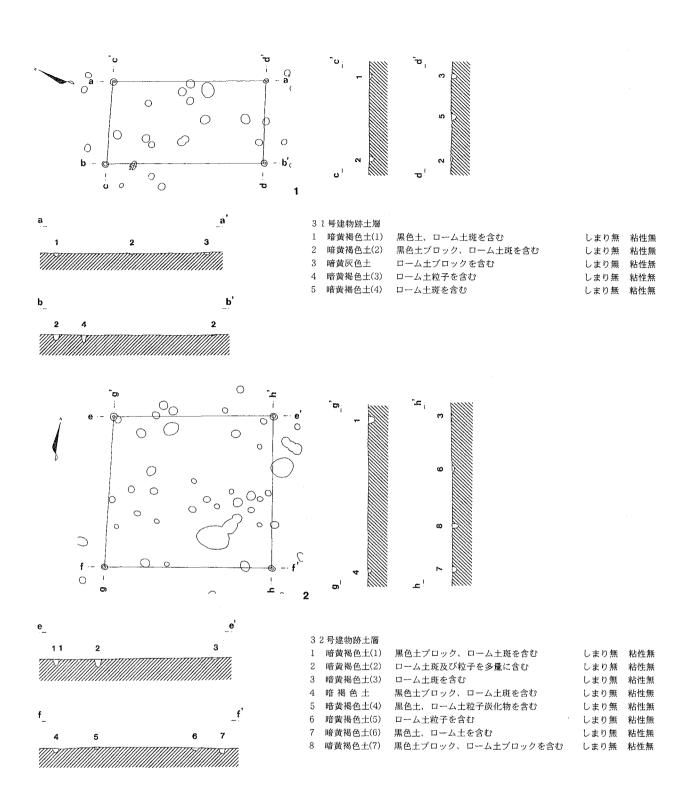
桁行1間、梁間1間。柱間寸法は桁行aa'6.76m、bb'6.76m。梁間cc'5.24m、dd'5.24m。

○38号建物跡(第26図2)

 $C-6 \cdot 7$ グリッドに位置する。27号 $\cdot 36$ 号 $\cdot 37$ 号 $\cdot 42$ 号建物跡と重複する。長軸方位 $E-13^\circ$ -N。桁行 1 間、梁間 3 間。柱間寸法は桁行ee'4.84m、ff'4.88m。梁間gg'2.14m-0.98m-1.28m、

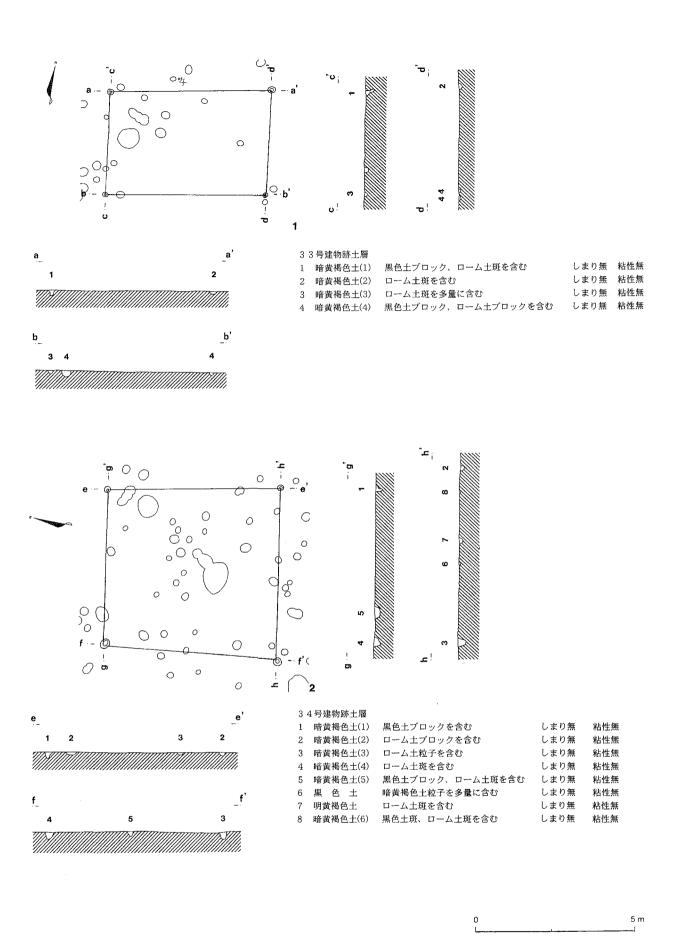


第22図 29号・30号建物跡 (1/120)

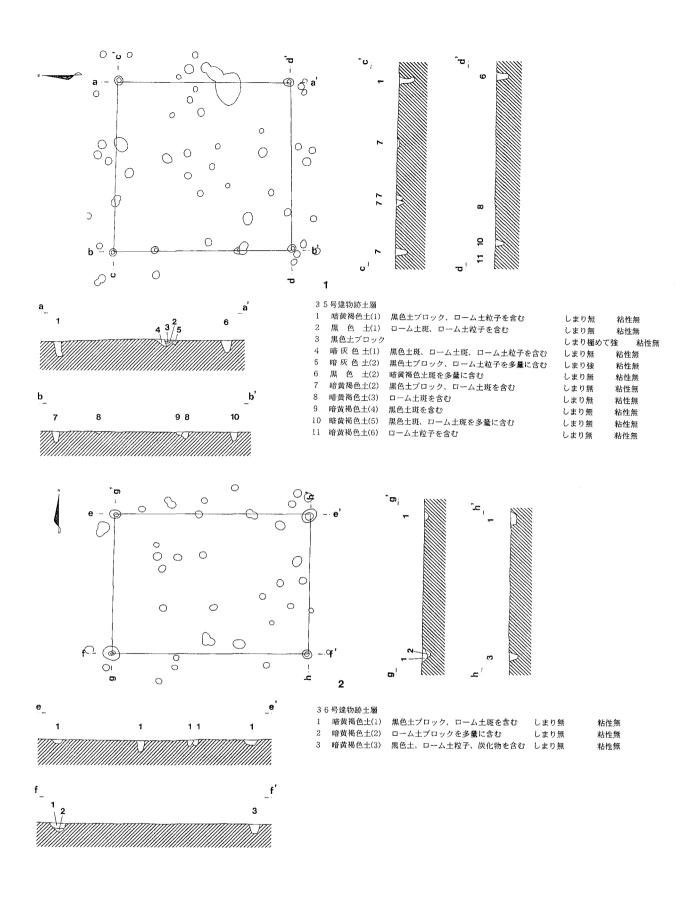




第23図 31号・32号建物跡(1/120)

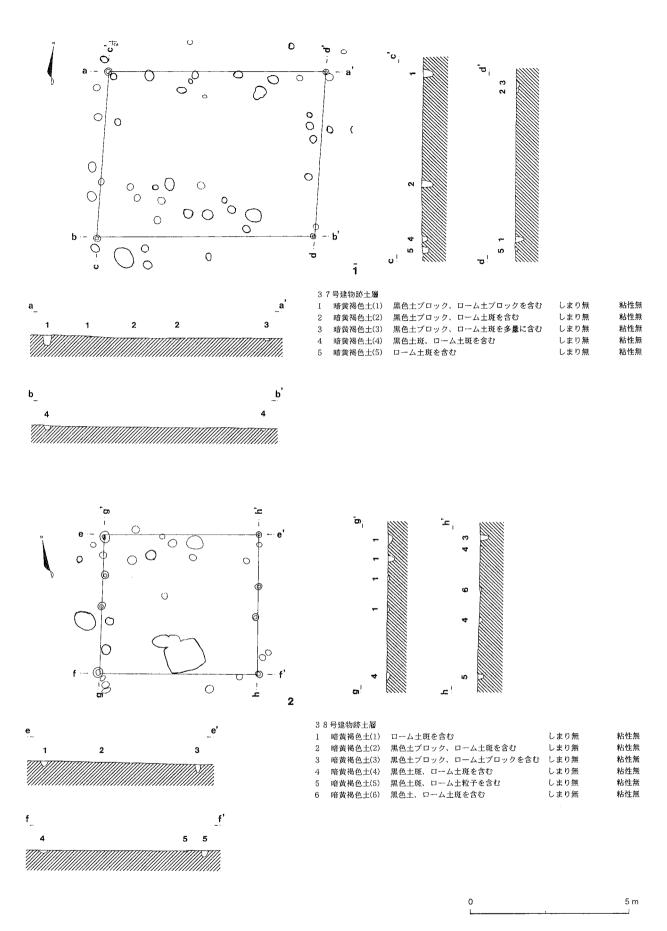


第24図 33号・34号建物跡(1/120)





第25図 35号・36号建物跡(1/120)



第26図 37号・38号建物跡(1/120)

hh'1.82m-0.94m-1.64m。

○39号建物跡(第27図1)

D-6・7グリッドに位置する。34号~36号・40号・53号建物跡と重複する。長軸方位N-2°-W。 桁行変則2間及び3間、梁間1間。柱間寸法は桁aa′2.08m-3.72m、bb′2.08m-1.56m-2.16m。梁間cc′4.28m、dd′4.26m。

○40号建物跡(第27図2)

C-6・7、D-6・7グリッドに位置する。39号・53号建物跡と重複する。長軸方位W-3°-S。桁行1間、梁間1間。柱間寸法は桁行ee'6.16m、ff'5.94m。梁間gg'3.84m、hh'3.82m。

○41号建物跡(第28図1)

C-7グリッドに位置する。38号・63号建物跡と重複する。長軸方位W-11°-S。 桁行 1 間、梁間 1 間。柱間寸法は桁行aa'4.04m、bb'4.20m。梁間cc'2.48m、dd'2.80m。

○42号建物跡(第28図2)

A-6・7、B-6・7、C-6・7グリッドに位置する。26号・37号・43号建物跡と重複する。長軸方位W-12°-S。

析行1間、梁間2間及び1間。柱間寸法は桁行ee'5.56m、ff'5.56m。梁間gg'4.10m、hh'2.38m-1.72m。

○43号掘立柱建物跡(第29図1)

A-6・7、B-6・7グリッドに位置する。42号建物跡と重複する。長軸方位W-8°-S。

桁行北面変則 2 間、南面 3 間、梁間 2 間及び 1 間。柱間寸法は桁行aa´2.76m-4.24m、bb´2.46m-2.50m-2.14m。梁間cc´4.10m、dd´2.36m-1.56m。

○44号掘立柱建物跡(第29図2)

E-5・6、F-5・6グリッドに位置する。北西端部調査区外。33号・45号・46号建物跡と重複する。 長軸方位N-11°-E。

桁行推定2間、梁間推定1間。柱間寸法は桁行ee'3.56m-4.24m、ff'推定3.86m-4.48m。梁間gg'推定4.40m、hh'4.32m。

○45号建物跡(第30図1)

E-5・6グリッドに位置する。44号建物跡と重複する。長軸方位N-11.5°-W。

桁行1間、梁間1間。柱間寸法は桁行aa'4.96m、bb'5.20 m。梁間cc'4.24m、dd'4.36m。

○46号建物跡(第30図2)

E-6・7、F-6・7グリッドに位置する。44号・48号建物跡と重複する。長軸方位N- 11.5° -W。 桁行 1 間、梁間 1 間。柱間寸法は桁行ee'6.10m、ff'6.32m。梁間gg'3.46m、hh'3.40m。

○47号建物跡(第31図1)

E-6・7グリッドに位置する。32号~34号・48号建物跡と重複する。長軸方位W-0°-S。桁行 1 間、梁間 1 間。柱間寸法は桁行aa′6.12m、bb′6.34m。梁間cc′4.76m、dd′4.54m。

○48号建物跡(第31図2)

E-7グリッドに位置する。46号・47号建物跡と重複する。長軸方位E-3.5°-N。

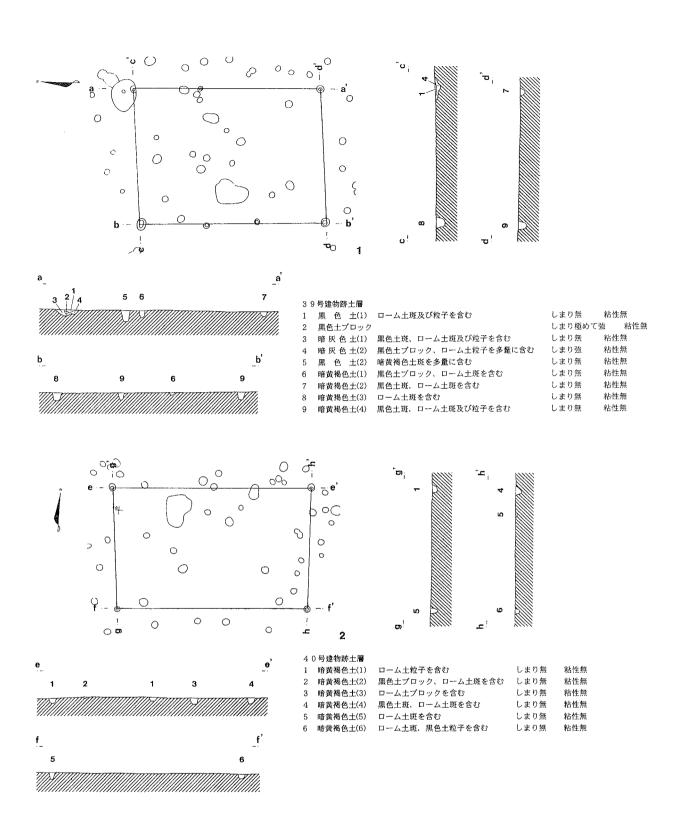
桁行1間、梁間1間。南桁面に庇付。柱間寸法は桁行ee'6.52m、ff'6.54m、gg'6.54m。梁間hh'0.84m-3.08m、ii'0.72m-3.18m。

○49号建物跡(第32図1)

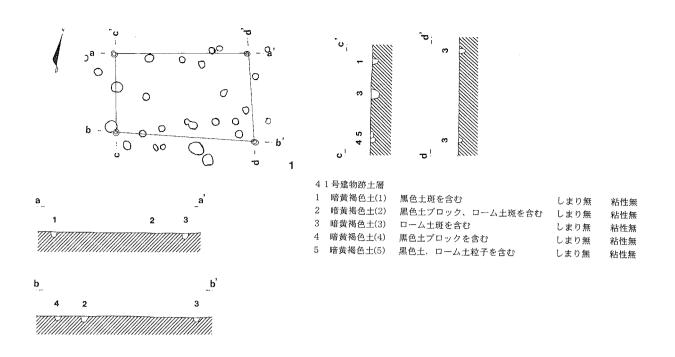
D-6・7、E-6・7グリッドに位置する。40号・50号・52号建物跡と重複する。長軸方向N-34°-W。 桁行1間、梁間1間。中間柱軸ずれ。南梁面に庇付。柱間寸法は桁行aa'3.96m-0.84m、bb'3.72m-0.76m。梁間cc'3.26m、dd'3.00m、ee'2.96m。

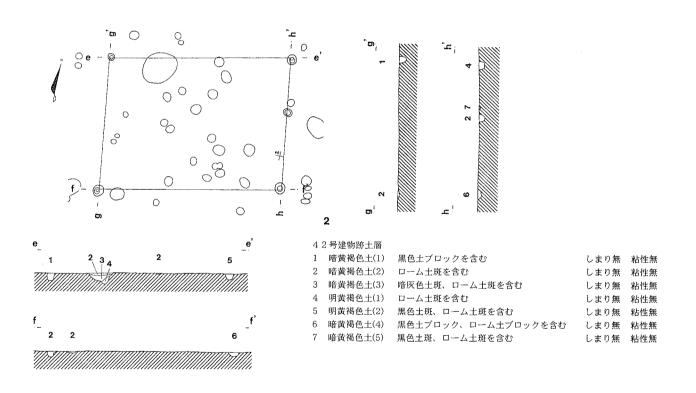
○50号建物跡(第32図2)

D-6・7グリッドに位置する。40号・49号・51号・52号・54号建物跡と重複する。長軸方向N-4°-E。



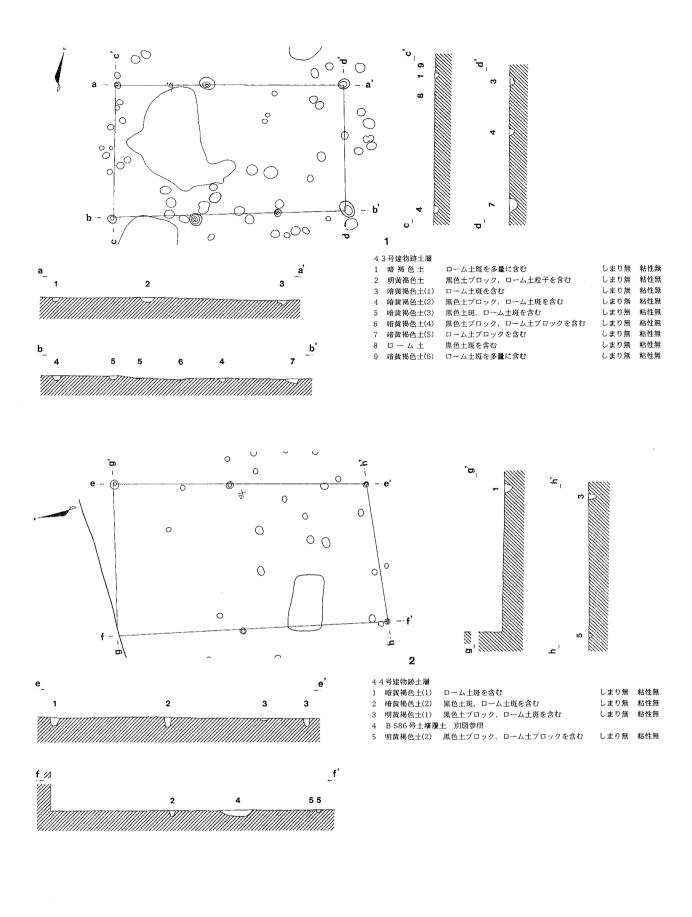
第27図 39号・40号建物跡 (1/120)



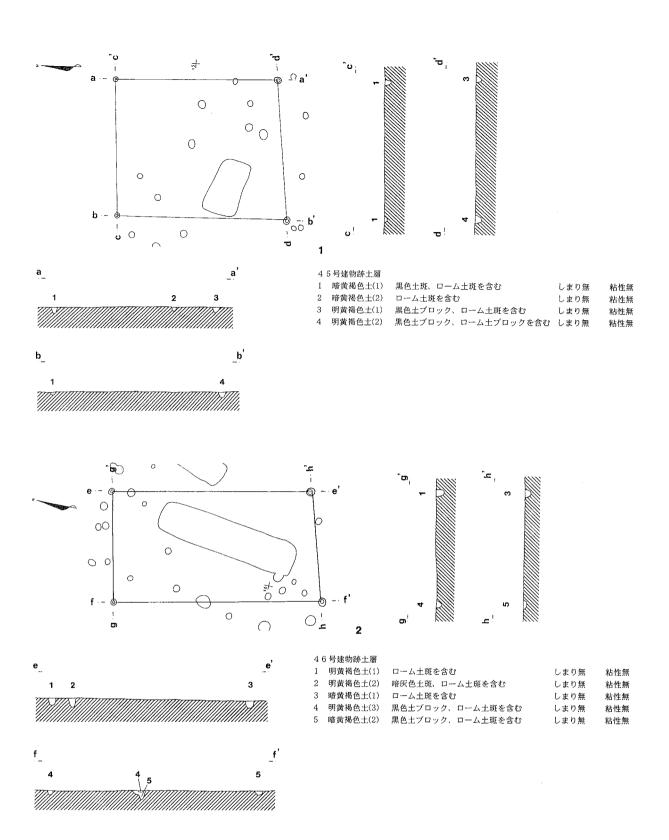




第28図 41号・42号建物跡 (1/120)

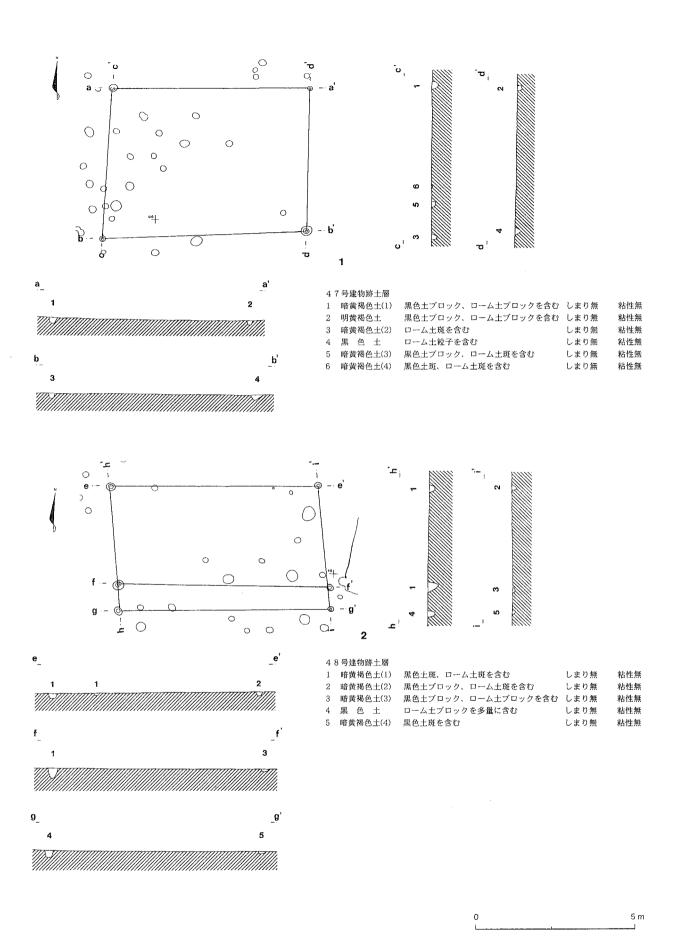


第29図 43号・44号建物跡 (1/120)

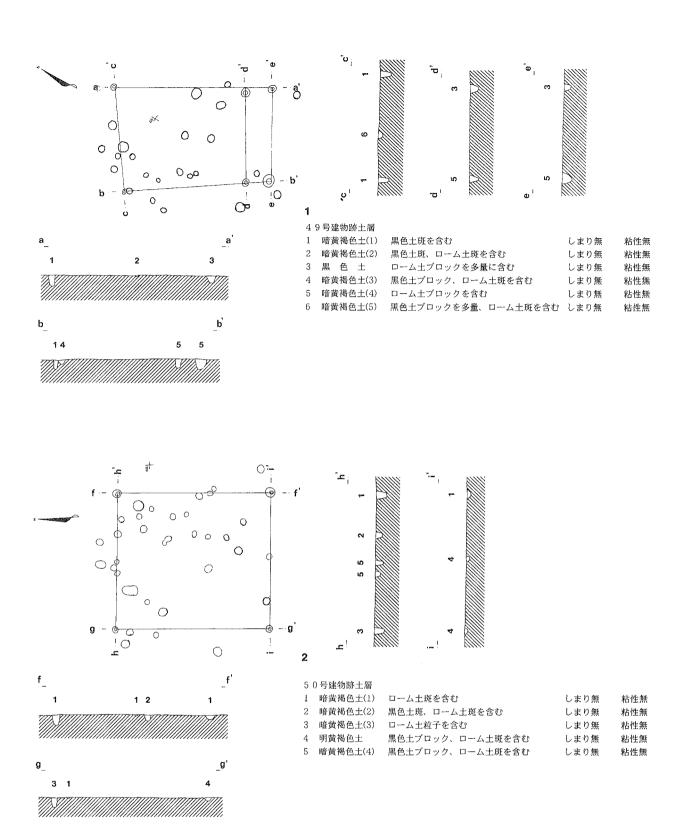


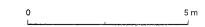


第30図 45号・46号掘立柱建物跡 (1/120)



第31図 47号・48号建物跡 (1/120)





第32図 49号・50号建物跡(1/120)

桁行1間、梁間1間。柱間寸法は桁行ff'4.70m、gg'4.72m。梁間hh'4.24m、ii'4.24m。

○51号建物跡(第33図1)

 $C-6\cdot7$ 、 $D-6\cdot7$ グリッドに位置する。40号・50号・53号~55号建物跡と重複する。長軸方位N-4.5°-E。

桁行1間、梁間1間。東面桁に庇付。柱間寸法は桁行aa′5.92m、bb′5.94m、cc′5.86m。梁間 dd′3.80m-1.20m、ee′3.96m-0.98m。

○52号建物跡(第33図2)

D-7、E-7グリッドに位置する。40号・49号・52号建物跡と重複する。長軸方位W- 2° -S。桁行 1 間、梁間 1 間。柱間寸法は桁行ff'6.40m、gg'6.40m。梁間hh'3.16m、ii'3.20m。

○53号建物跡 (第34図1)

B-7、C-7グリッドに位置する。 $51号 \cdot 54号 \sim 58$ 号建物跡と重複する。長軸方位W-0°-S。 桁行 1 間、梁間 1 間。西面梁に庇付。柱間寸法は桁行aa´2.86m-5.36m、bb´2.78m-5.38m。梁間 cc´5.20m、dd´5.12m、ee´4.96m。

○54号建物跡(第34図2)

C-7・8、D-7・8グリッドに位置する。40号・50号・51号・53号・55号~58号・62号建物跡と重複する。長軸方位W-6.5°-N。

桁行北面2間、南面3間、梁間西面2間、東面1間。柱間寸法は桁行ff′5.14m-4.16m、gg′2.74m-3.90m-2.76m。梁間hh′2.16m-3.04m、ii′4.96m。

○55号建物跡(第35図1)

C-7、D-7グリッドに位置する。51号・53号・54号・56号・58号建物跡と重複する。長軸方位W-8°-N

析行 2 間、梁間 1 間。柱間寸法は桁行aa'3.20m-3.40m、bb'3.08m-3.52m。梁間cc'3.80m、dd'3.86m。

○56号建物跡(第35図2)

B-7、C-7グリッドに位置する。53号~55号・58号建物跡と重複する。長軸方位W-6.5°-N。桁行 1 間、梁間 1 間。柱間寸法は桁行ee'6.40m、ff'6.38 m。梁間gg'3.30m、hh'3.32m。

○57号建物跡(第36図1)

B-7・8、C-7・8グリッドに位置する。53号・54号・58号~61号建物跡と重複する。長軸方位N-13.5°-W。

桁行東面 1 間、中間面 4 間、西面変則 3 間。梁間 1 間。東面桁に庇付。柱間寸法は桁行aa′6.96m、bb′1.48m-1.72m-1.96m-1.80m、cc′1.52m-2.00m-3.36m。梁間dd3.96m-1.34m、ee′3.60m-1.68m。

○58号建物跡(第36図2)

B-7・8、C-7・8グリッドに位置する。53号~57号・63号建物跡と重複する。長軸方位N-12.5°-W。 桁行 3 間及び変則 2 間、梁間 3 間及び 2 間。東面桁に張出。柱間寸法は桁行ff′4.16m、gg′1.40m-4.16m、hh′1.32m-2.14m-2.22m。梁間ii′1.72m-2.00m、jj′1.56m、kk′1.78m-1.92m-1.70m。

○59号建物跡(第37図1)

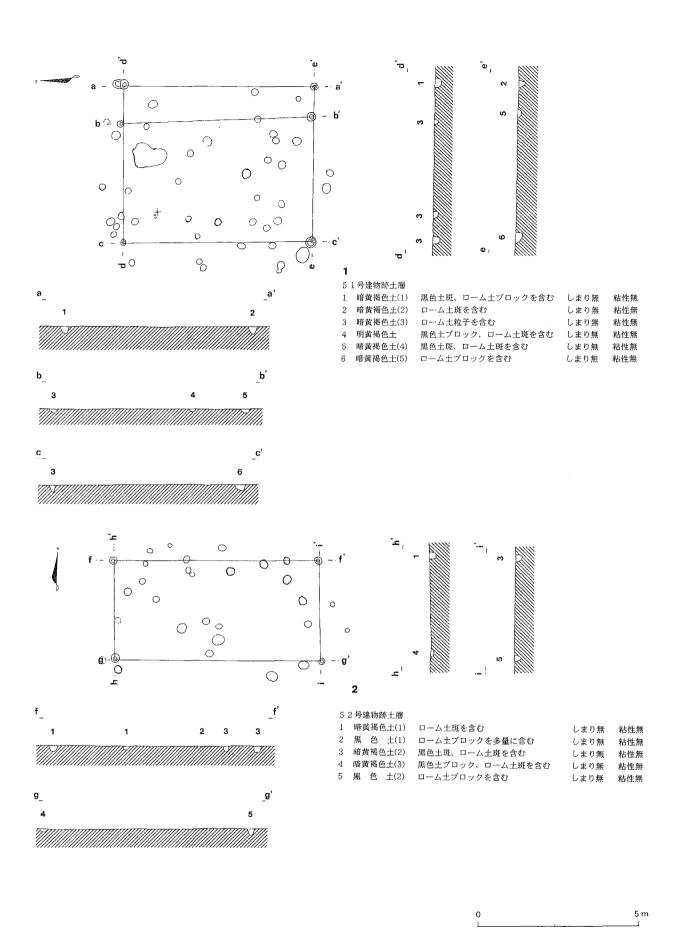
B-7・8グリッドに位置する。57号・60号・61号建物跡と重複し、60号建物跡と切合う(59号建物 \rightarrow 60号建物)。長軸方位N-7.5°-W。

桁行1間、梁間1間。北面梁に庇付。柱間寸法は桁行aa'1.38m-2.98m、bb'1.32m-3.04m。梁間cc'2.92m、dd'2.92m、ee'2.92m。

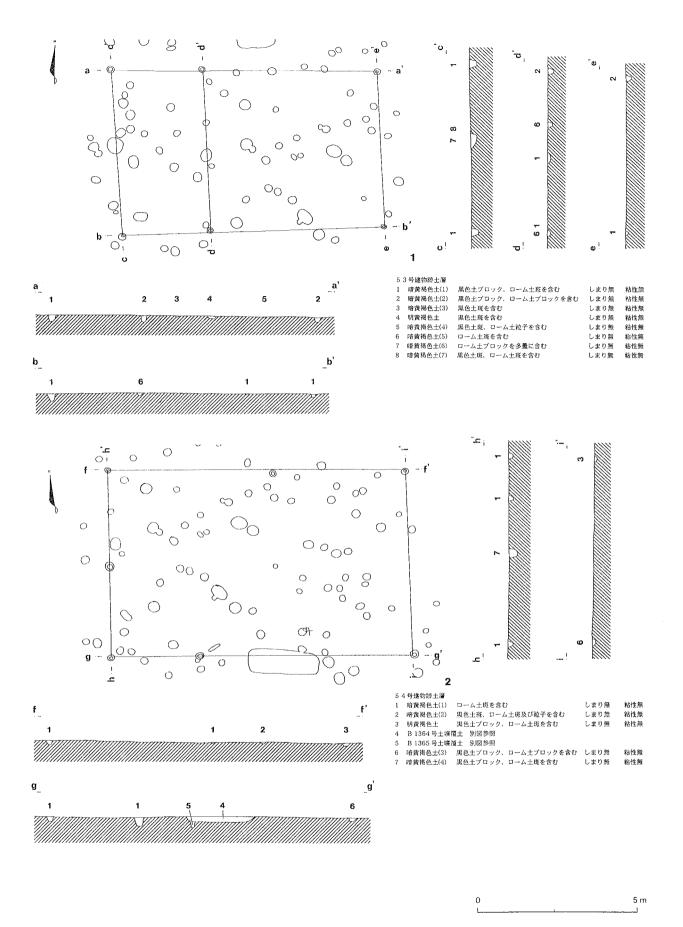
○60号建物跡(第37図2)

A-7、B-7・8グリッドに位置する。 $57号 \cdot 59号 \cdot 61$ 号建物跡と重複し、59号建物跡と切合う(59号建物 $\rightarrow 60$ 号建物)。長軸方位W- 10° -S。

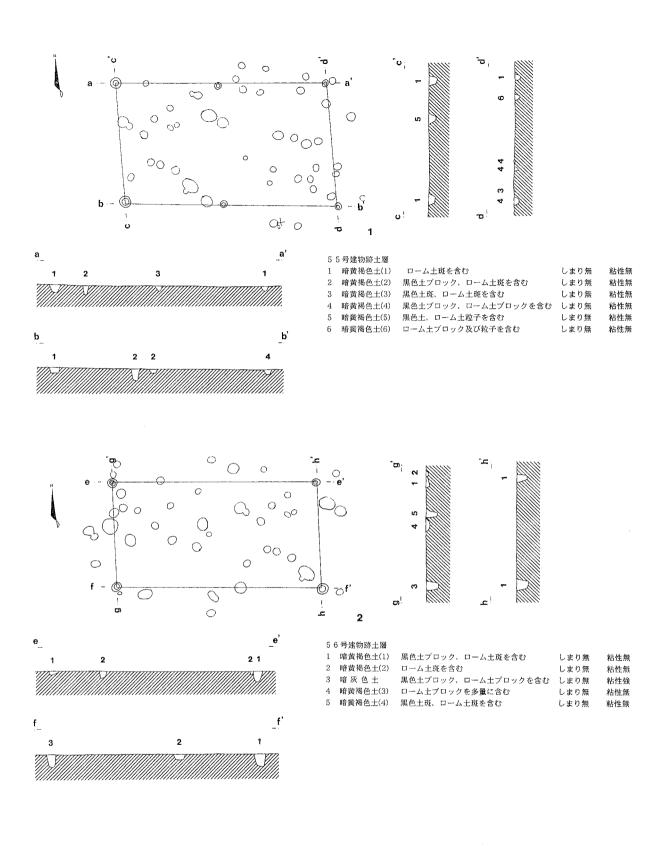
桁行1間、梁間1間。柱間寸法は桁行ff'4.76m、gg'4.76m。梁間hh'4.08m、ii'4.08m。



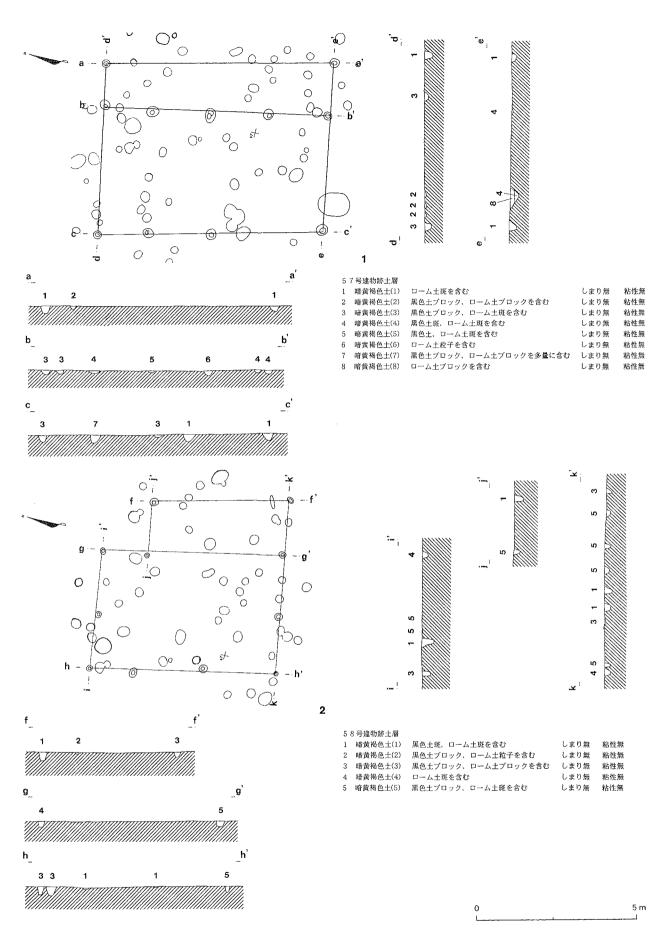
第33図 51号・52号建物跡(1/120)



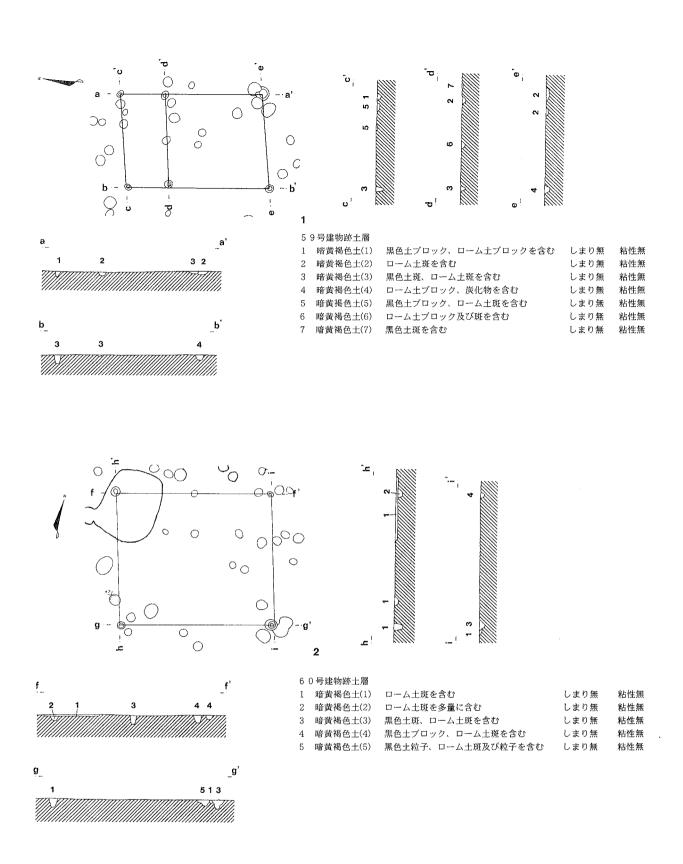
第34図 53号・54号建物跡(1/120)



第35図 55号・56号建物跡(1/120)



第36図 57号・58号建物跡(1/120)



第37図 59号・60号建物跡 (1/120)

○61号建物跡(第38図1)

A-8、B-7・8グリッドに位置する。57号・59号・60号・64号建物跡と重複する。長軸方位E-18°-S。

桁行北面 4 間、南面 3 間、梁間変則 2 間。梁側中間柱に軸ずれ。柱間寸法は桁行aa´1.42m-5.46m-1.68m、bb´1.24m-2.58m-3.16m-1.62m。梁間cc´1.64m-2.54m、dd´2.52m-1.80m。

○62号建物跡(第38図2)

C-8グリッドに位置する。54号・63号建物跡と重複する。長軸方位W-0°-S。

析行北面 3 間、南面 1 間、梁間 1 間。柱間寸法は桁行ee'1.28m-2.72m-1.32m、ff'5.14 m。梁間 gg'3.38m、hh'3.30m。

○63号建物跡(第39図1)

B-8、C-8グリッドに位置する。58号・62号・64号建物跡と重複する。長軸方位N-11°-W。 桁行2間、梁間1間。東面桁に庇付。柱間寸法は桁行aa'2.98m-2.66m、bb'3.12m-2.78m、cc'3.52m-2.36m。梁間dd'3.22m-1.88m、ee'3.64m-2.04m。

○64号建物跡(第39図2)

B-8・9、C-8・9グリッドに位置する。61号・63号・66号建物跡と重複する。長軸方位N-36°-W。

桁行 3 間、梁間変則 2 間及び 1 間。北面梁、東面桁に庇付。柱間寸法は桁行ff′2.56m-6.28m、gg′1.72m-1.28m-3.32m、hh′2.42m-1.40m-1.06m-3.88m。梁間ii′2.80m-1.80m、jj′2.60m-0.86m、kk′3.48m-1.40m。

○65号建物跡(第40図1)

A-8・9、B-8・9グリッドに位置する。66号建物跡と重複する。長軸方位N-0°-W。 桁行1間、梁間1間。柱間寸法は桁行aa'4.00m、bb'3.92m。梁間cc'3.32m、dd'3.44m。

○66号建物跡(第40図2)

B-9グリッドに位置する。64号・65号建物跡と重複する。長軸方位N-11.5°-W。 桁行1間、梁間1間。柱間寸法は桁行ee'3.68m、ff'3.68m。梁間gg'3.40m、hh'3.40m。

○67号建物跡(第40図3)

A-9、B-9グリッドに位置する。68号建物跡と重複する。長軸方位W-22.5°-S。 桁行 1 間、梁間 1 間。柱間寸法は桁行ii´2.50m、jj´2.54m。梁間kk´2.46m、ll´2.46m。

○68号建物跡(第41図1)

A-9・10、B-9・10グリッドに位置する。67号・69号建物跡と重複し、69号建物跡と切合う(69号建物→68号建物)。長軸方位N-26°-W。

桁行3間及び2間。中間柱未検出或いは変則配置か、梁間1間。柱間寸法は桁行aa'2.00m-2.42m-1.36m、bb'4.60m-1.20m。梁間cc'3.10m、dd'3.04m。

○69号建物跡(第41図2)

A-10、B-10グリッドに位置する。68号建物跡と切合う(69号建物→68号建物)。長軸方位W-14°-S。

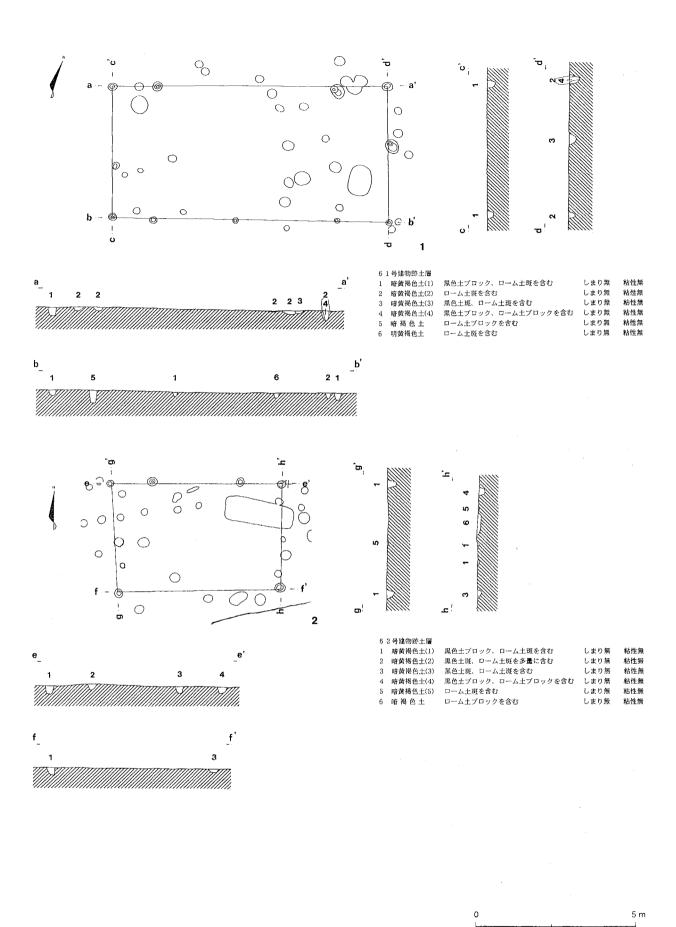
桁行1間、梁間1間。柱間寸法は桁行ee'5.44m、ff'5.48m。梁間gg'2.08m、hh'2.04m。

○70号建物跡(第41図3)

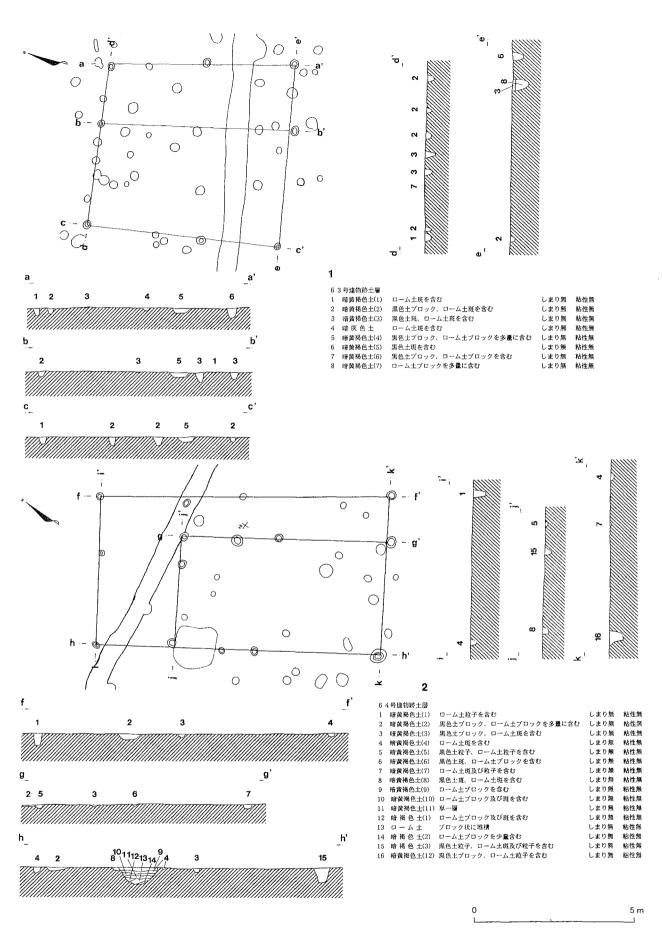
B-9・10、C-9・10グリッドに位置する。71号~75号建物跡と重複する。長軸方位N-2.5°-W。 桁行1間、梁間1間。柱間寸法は桁行ii′8.44m、jj′8.44m。梁間kk′4.44m、ll′4.60m。

○71号建物跡(第42図1)

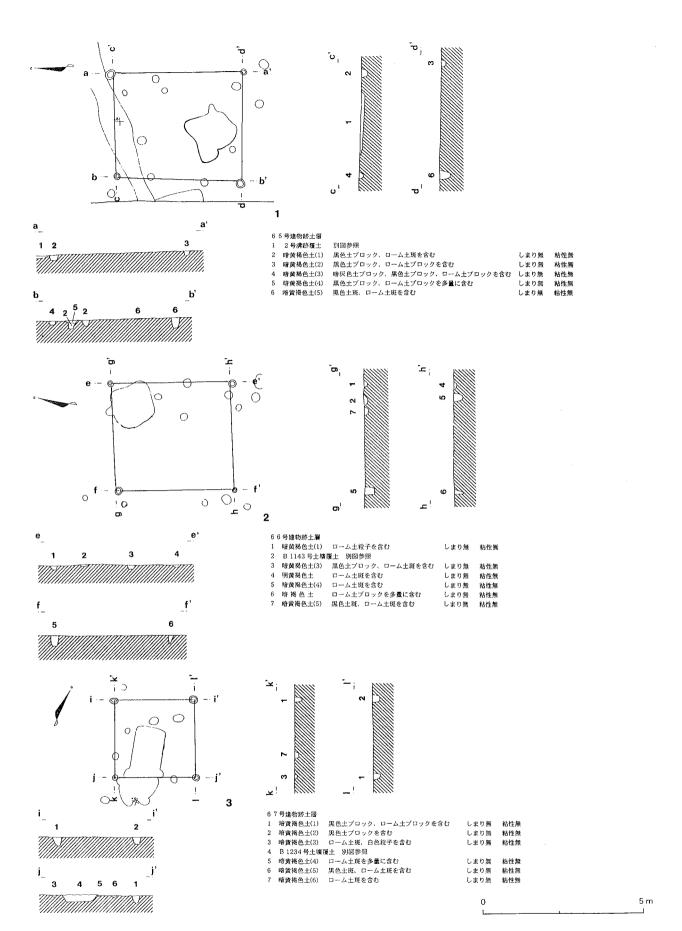
B-9・10、C-10グリッドに位置する。70号・72号・74号建物跡と重複する。長軸方位N-20°-W。 桁行 1 間、梁間 1 間。柱間寸法は桁行aa'4.10m、bb'4.08m。梁間cc'3.20m、dd'3.20m。



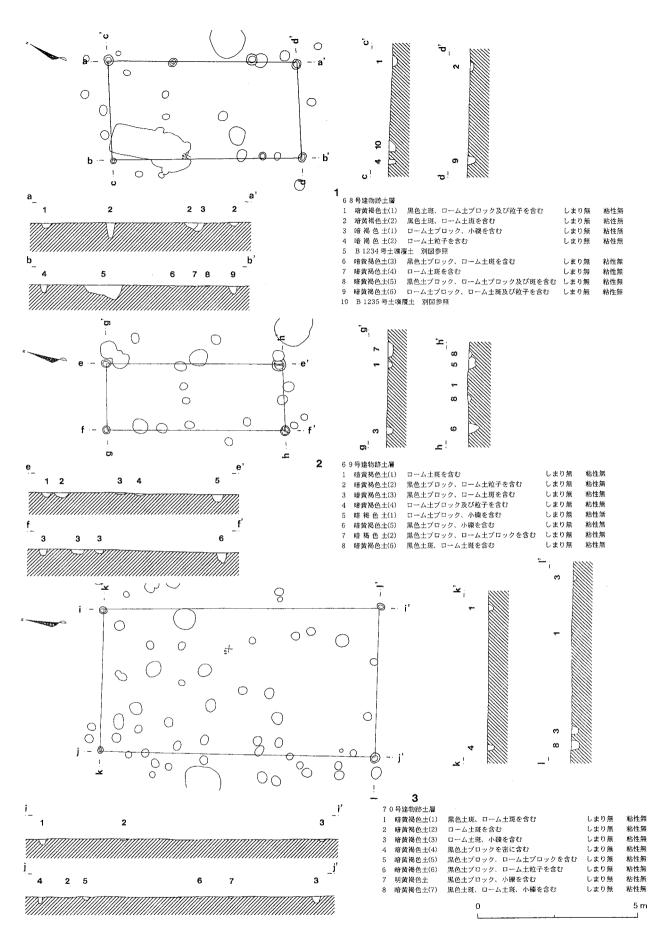
第38図 61号・62号建物跡(1/120)



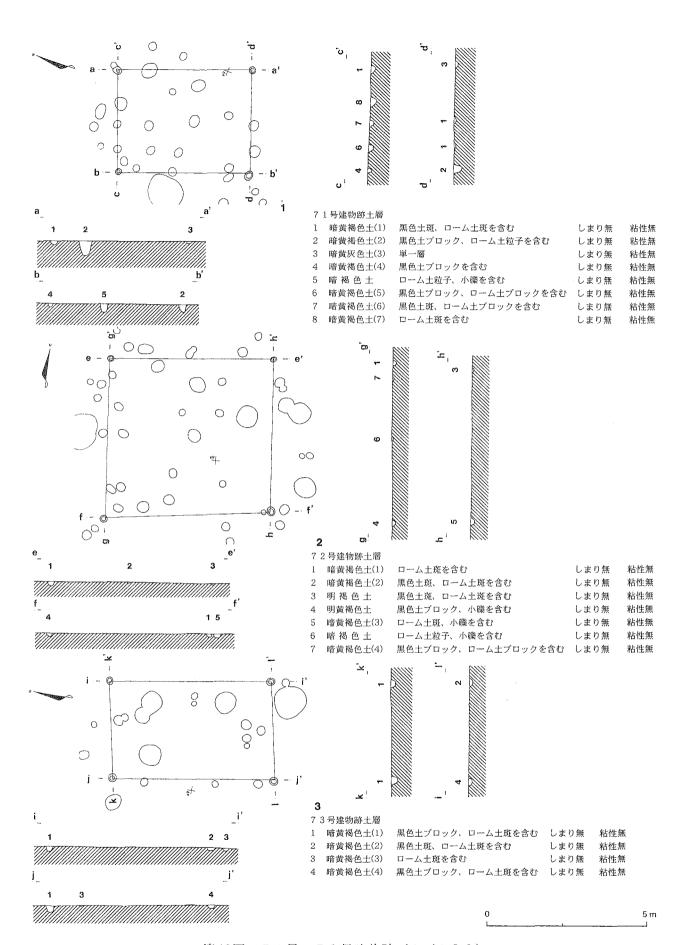
第39図 63号・64号建物跡 (1/120)



第40図 65号~67号建物跡(1/120)



第41図 68号~70号建物跡(1/120)



第42図 71号~73号建物跡(1/120)

○72号建物跡(第42図2)

B-9・10、C-9・10グリッドに位置する。70号・71号・73号・74号建物跡と重複する。長軸方位 W-5°-S。

桁行1間、梁間1間。柱間寸法は桁行ee'5.02m、ff'5.06m。梁間gg'4.90m、hh'4.76m。

○73号建物跡(第42図3)

B-9、C-9・10グリッドに位置する。70号・72号・74号~76号建物跡と重複する。長軸方位N-11°-W。

桁行1間、梁間1間。柱間寸法は桁行ii'4.96m、jj'4.96m。梁間kk'3.04m、ll'3.04m。

○74号建物跡(第43図1)

B-9、C-9・10グリッドに位置する。70号~73号・76号・77号建物跡と重複する。長軸方位W-11。 -S。

桁行1間、梁間1間。柱間寸法は桁行aa'4.48m、bb'4.62 m。梁間cc'3.52m、dd'3.52m。

○75号建物跡(第43図2)

B-10、C-10グリッドに位置する。70号・73号・76号建物跡と重複する。長軸方位W-16.5°-S。桁行 1 間、梁間 1 間。柱間寸法は桁行ee'6.16m、ff'6.42m。梁間gg'2.60m、hh'2.60m。

○76号建物跡(第43図3)

C-10グリッドに位置する。73号~75号・77号建物跡と重複する。長軸方位W-11°-S。 桁行 1 間、梁間 1 間。柱間寸法は桁行ii′4.48m、jj′4.58m。梁間kk′3.52m、ll′3.48m。

○77号建物跡(第44図1)

C-9・10、D-9・10グリッドに位置する。74号・76号・78号建物跡と重複する。長軸方位W-27°-S。

桁行2間及び1間、梁間2間及び1間。北面桁東半部に張り出し。柱間寸法は桁行aa'3.32m、bb'3.32m-3.54m、cc'6.84m。梁間dd'2.12m、ee'2.16m、ff'2.22m-2.12m。

○78号建物跡(第44図2)

C-9、D-9グリッドに位置する。77号・79号建物跡と重複する。長軸方位W-2.5°-S。 桁行 1 間、梁間 1 間。柱間寸法は桁行gg´5.44m、hh´5.40m。梁間ii´3.98m、jj´3.96m。

○79号建物跡(第45図1)

C-8・9、D-8・9グリッドに位置し、78号建物跡と重複する。長軸方位W-19°-N。 桁行 2 間、梁間 2 間及び 1 間。柱間寸法は桁行aa′2.40m-4.80m、bb′2.52m-4.76m。梁間 cc′3.98m、dd′1.72m-2.44m。

○80号建物跡(第45図2)

E-7・8グリッドに位置する。81号~83号・85号建物跡と重複する。長軸方位W-6.5°-N。 桁行 1 間、梁間 1 間。柱間寸法は桁行ee´5.34m、ff´5.34 m。梁間gg´2.40m、hh´2.50m。

○81号建物跡(第45図3)

D-7、E-7グリッドに位置する。80号建物跡と重複する。長軸方位W-12°-S。 桁行1間、梁間1間。柱間寸法は桁行ii′3.60m、jj′3.62m。梁間kk′1.50m、ll′1.46m。

○82号建物跡(第46図1)

E-7グリッドに位置する。80号・83号・85号建物跡と重複する。長軸方位N-1°-E。 桁行1間、梁間1間。柱間寸法は桁行aa'4.64m、bb'4.54m。梁間cc'2.30m、dd'2.34m。

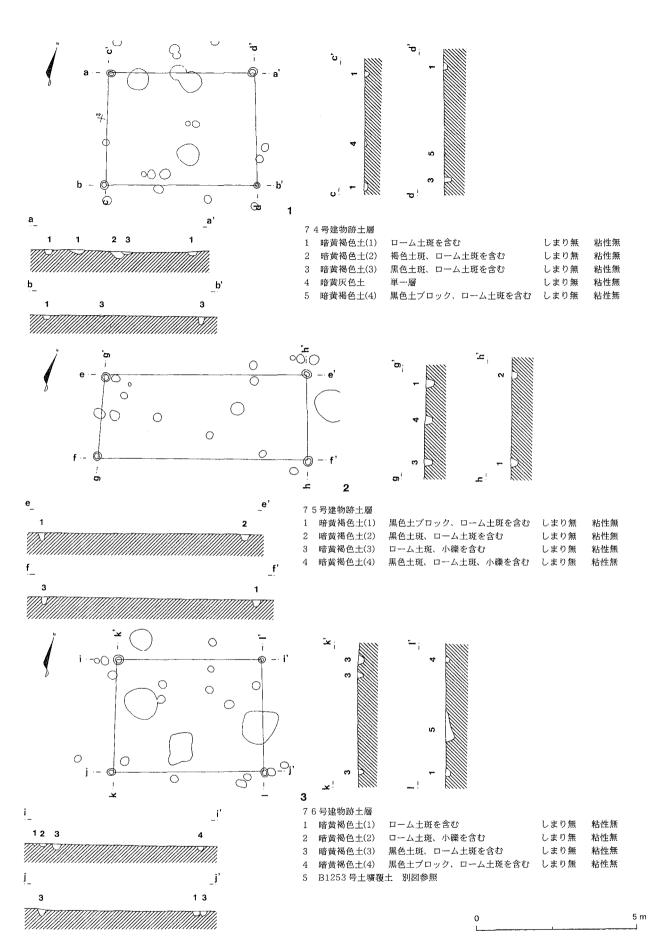
○83号建物跡(第46図 2)

E-7・8、F-7・8グリッドに位置する。80号・82号・84号~86号建物跡と重複する。長軸方位N-4.5°-W。

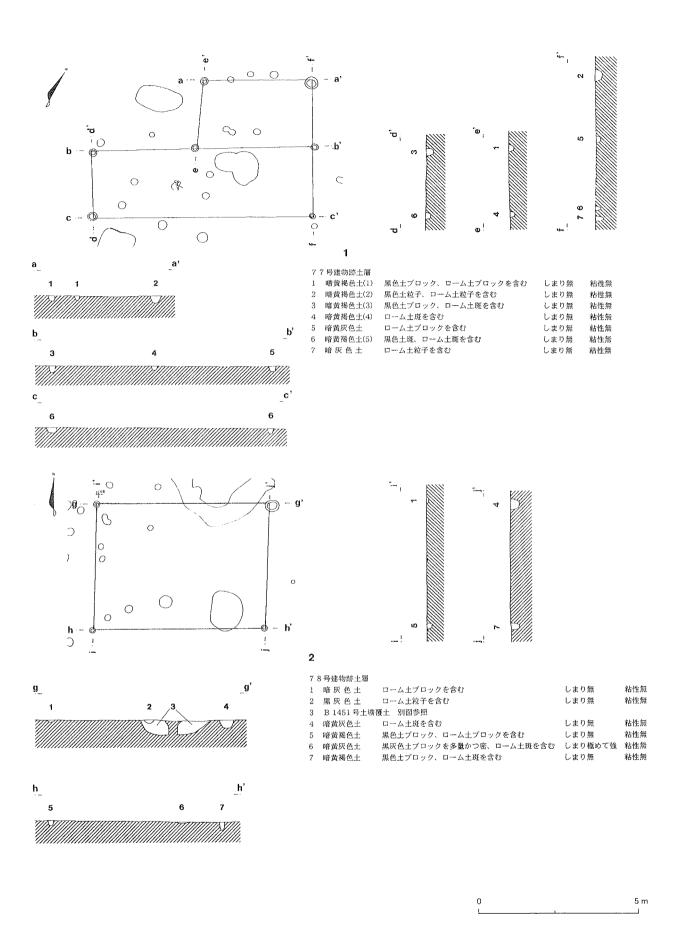
- 桁行1間、梁間1間。柱間寸法は桁行ee'6.20m、ff'5.98m。梁間gg'5.94m、hh'6.00m。

○84号建物跡(第47図1)

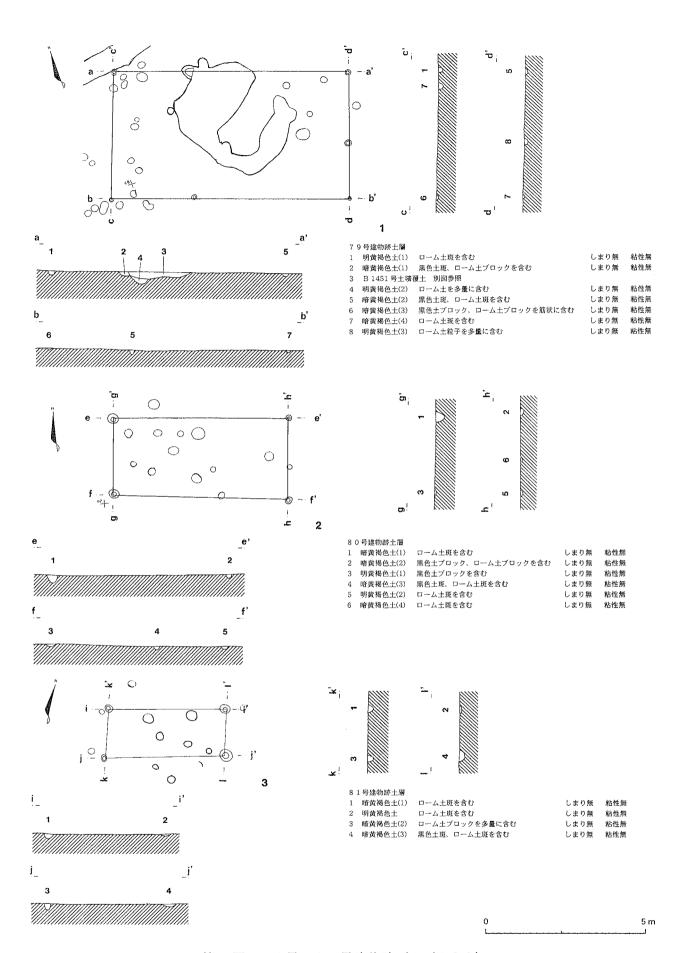
E-7・8、F-7・8グリッドに位置する。83号・85号・86号・88号・89号建物跡と重複する。長軸方位W-7°-S。



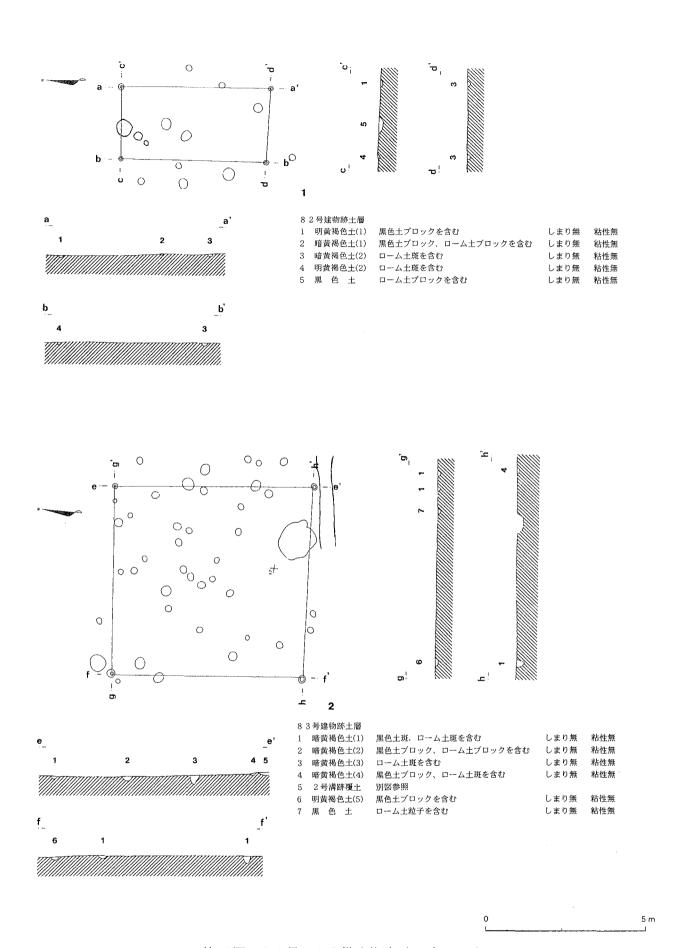
第43図 74号~76号建物跡(1/120)



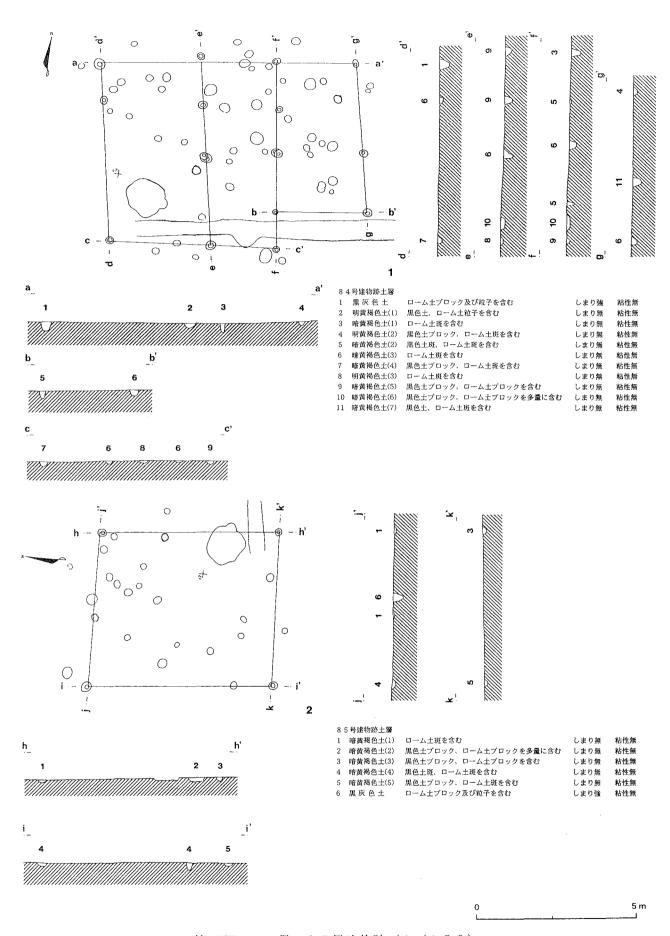
第44図 77号・78号建物跡 (1/120)



第45図 79号~81号建物跡(1/120)



第46図 82号・83号建物跡 (1/120)



第47図 84号・85号建物跡 (1/120)

桁行3間及び2間、梁間4間及び2間。東面梁の一部張り出し。柱間寸法は桁行aa′3.06m-2.28m-2.44m、bb′2.76m、cc′3.08m-2.02m。梁間dd′4.40m-1.18m、ee′2.80m-1.58m-1.52m、ff′1.12m-1.82m-1.38m-1.44m、gg′1.84m-2.80m。

○85号建物跡(第47図2)

E-7・8、F-7・8グリッドに位置する。80号・82号~84号・86号建物跡と重複する。長軸方位N-5°-W。

桁行1間、梁間1間。柱間寸法は桁行hh'5.48m、ii'5.58m。梁間jj'4.76m、kk'4.76m。

○86号建物跡(第48図1)

F-7・8グリッドに位置する。83号~85号・88号建物跡と重複し、88号建物跡と切合う(88号建物→86号建物)。長軸方位W-4°-S。

桁行1間、梁間1間。柱間寸法は桁行aa'4.72m、bb'4.72 m。梁間cc'4.56m、dd'4.46m。

○87号建物跡(第48図2)

E-8・9、F-8・9グリッドに位置する。長軸方位W-7°-S。

桁行3間(北面変則配置)、梁間2間。梁側中間柱軸ずれ。柱間寸法は桁行ee'6.54m-0.74m-2.08m、ff'3.96m-3.08m-2.56m。梁間gg'2.68m-3.88m、hh'2.64m-3.78m。

○88号建物跡(第49図1)

F-7・8、G-7・8グリッドに位置し、84号・86号・89号建物跡と重複し、86号建物跡と切合う(88号建物→86号建物)。長軸方位W-0.5°-S。 桁行 1 間、梁間 1 間。柱間寸法は桁行aa′5.18m、bb′5.04m。梁間cc′4.60m、dd′4.64m。

○89号建物跡 (第49図2)

F-7、G-7グリッドに位置する。84号・88号・90号建物跡と重複する。長軸方位W-3.5°-N。桁行1間、梁間1間。柱間寸法は桁行ee´5.44m、ff´5.68m。梁間gg´4.72m、hh´4.58m。

○90号建物跡(第50図1)

G-6・7グリッドに位置する。89号・91号・112号建物跡と重複する。長軸方位N-0.5°-E。 桁行3間及び2間(中間柱未検出或いは変則配置)。梁間3間。桁・梁共に中間柱軸ずれ。柱間寸法は桁行aa'1.64m-2.56m-2.12m、bb'1.80m-4.40m。梁間cc'1.00m-2.78m-1.52m、dd'1.18m-2.94m-1.36m。

○91号建物跡(第50図2)

F-6、G-6グリッドに位置する。90号建物跡と重複する。長軸方位W-0.5°-S。

桁行 2 間及び 1 間、梁間 2 間。但し北東隅柱は未確認。北面桁に庇付。柱間寸法は桁行ee´3.44m、ff´3.44m、gg´1.48m-推定2.16m。梁間hh´1.64m-1.28m-0.56m、ii´推定1.42m-1.48m-0.50m。

○92号建物跡(第51図1)

F-5・6、G-5・6グリッドに位置する。93号建物跡と重複する。長軸方位W-22°-N。 桁行1間、梁間3間及び2間。柱間寸法は桁行aa′5.10m、bb′5.34 m。梁間cc′2.14m-1.90m、 dd′0.78m-1.68m-1.28m。

○93号建物跡(第51図2)

F-5・6グリッドに位置する。92号建物跡と重複する。長軸方位W-4°-N。

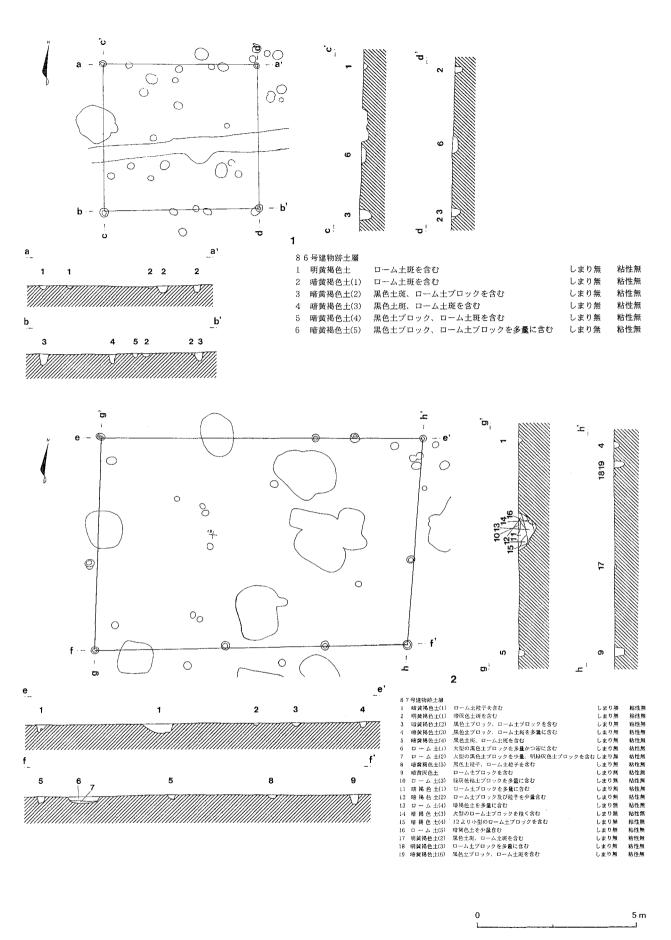
桁行北面1間、南面3間。梁間1間。柱間寸法は桁行ee'2.74m、ff'0.78m-1.16m-0.70m。梁間gg'1.86m、hh'1.90m。

○94号建物跡(第51図3)

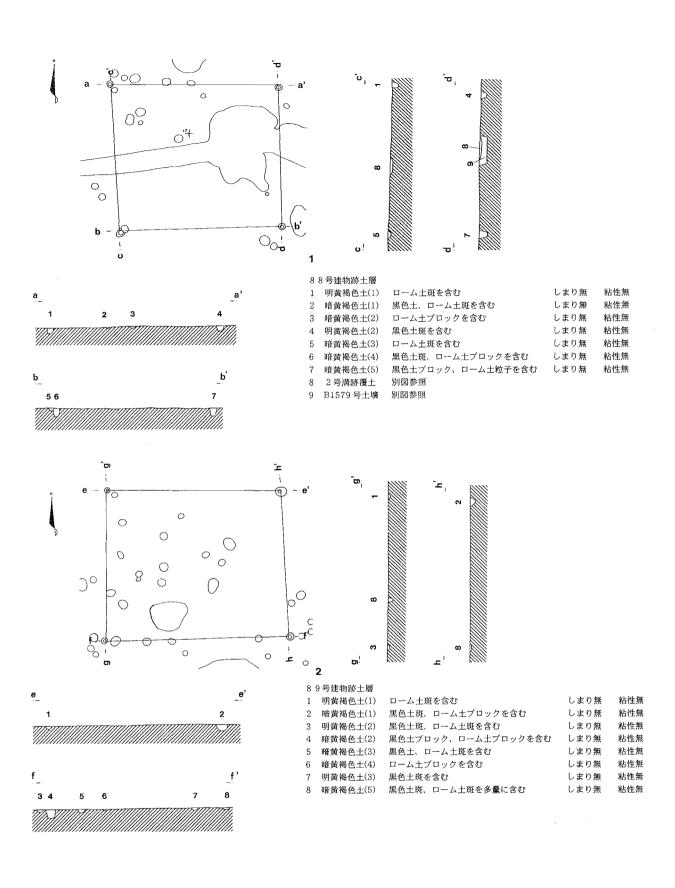
G-5・6、H-5グリッドに位置する。76号・95号建物跡と重複する。長軸方位W-24°-S。 桁行1間、梁間1間。東面梁に庇付。柱間寸法は桁行ii′4.38m-1.50m、jj′6.00m-1.52m。梁間 kk′2.84m、ll′2.96m、mm′3.00m。

○95号建物跡(第52図1)

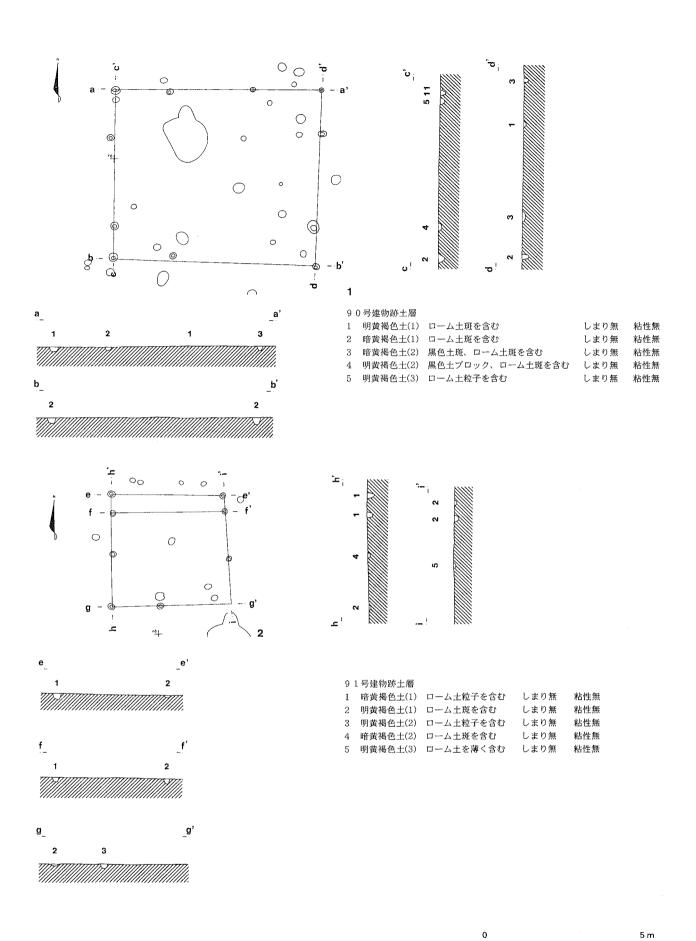
G-5・6、H-5グリッドに位置する。94号・96号建物跡と重複する。長軸方位W-9.5°-S。



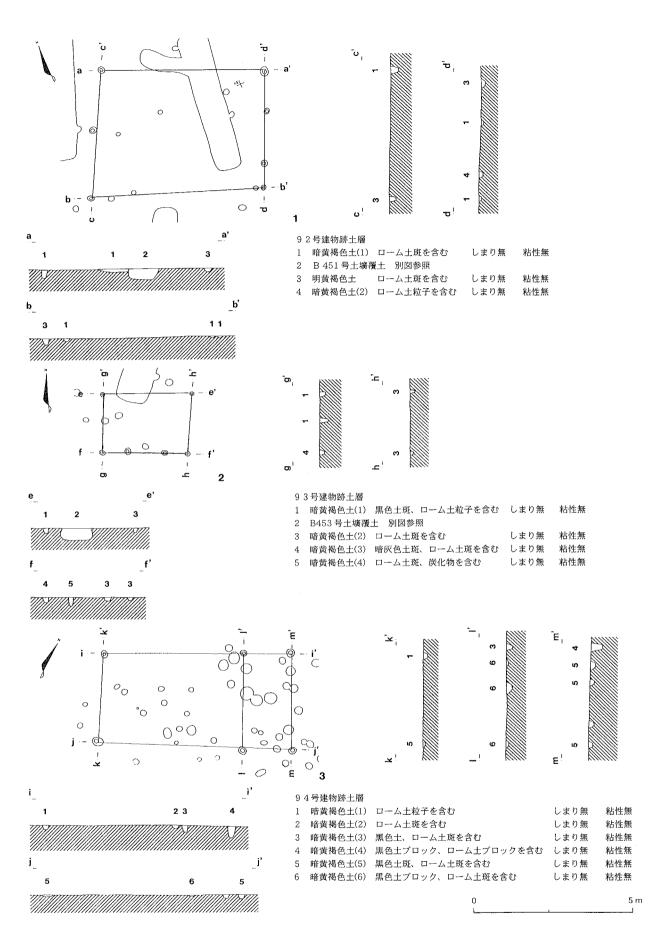
第48図 86号・87号建物跡(1/120)



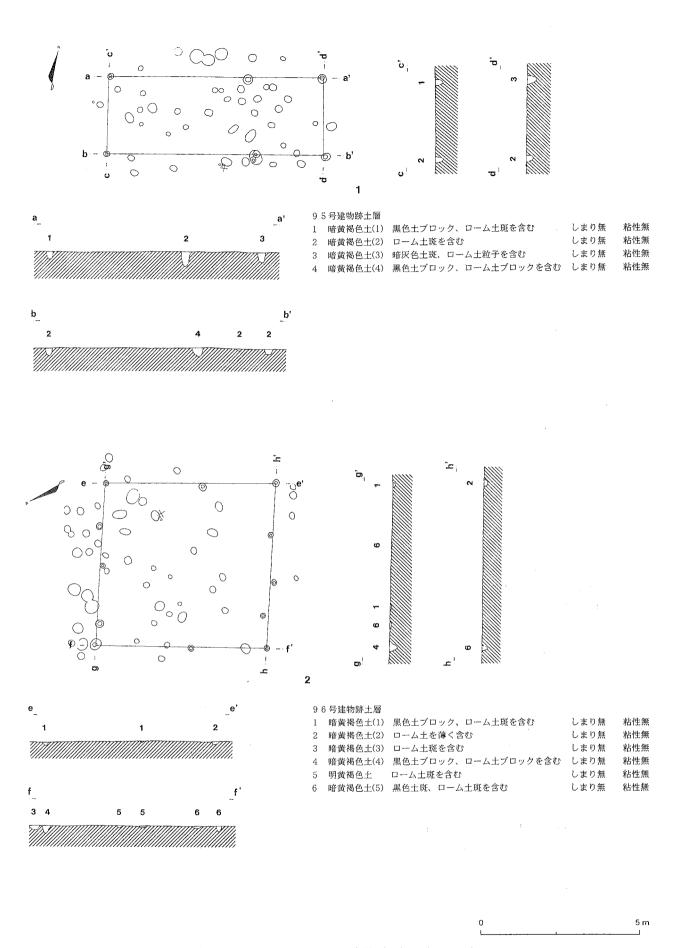
第49図 88号・89号建物跡 (1/120)



第50図 90号・91号建物跡 (1/120)



第51図 92号~94号建物跡(1/120)



第52図 95号・96号建物跡(1/120)

桁行 2 間、梁間 1 間。但し東面梁部分は不整ながら庇となる可能性がある。柱間寸法は桁行 aa'4.24m-2.36m、bb'4.52m-2.08m。梁間cc'2.40m、dd'2.40m。

○96号建物跡(第52図2)

G-5・6、H-5・6グリッドに位置する。94号・95号建物跡と重複する。長軸方位N-30°-E。 桁行 2 間、梁間 4 間。梁側中間柱に軸ずれ。柱間寸法は桁行ee´2.96m-2.24m、ff´2.92m-2.32m。梁間gg´0.68m-1.80m-1.20m-1.36m、hh´1.00m-1.04m-1.46m-1.62m。

○97号建物跡(第53図1)

H-5、I-5グリッドに位置する。98号~102号建物跡と重複する。長軸方位W-10.5°-N。 桁行2間、梁間1間。柱間寸法は桁行aa´3.66m-4.92m、bb´3.88m-4.70m。梁間cc´3.22m、 dd´3.20m。

○98号建物跡(第53図2)

H-5・6、I-5・6グリッドに位置する。97号・99号~103号建物跡と重複する。長軸方位W-15.5°-S。

桁行3間、梁間1間。中間柱に軸ずれ。柱間寸法は桁行ee'1.68m-2.64m-2.64m、ff'1.44m-3.00m-2.80m。梁間gg'2.96m、hh'3.26m。

○99号建物跡(第54図1)

I-5・6、J-5・6グリッドに位置する。97号・98号・100号・101号・103号建物跡と重複する。長軸方位N-7°-W。

桁行1間、梁間1間。柱間寸法は桁行aa'5.44m、bb'5.40m。梁間cc'4.36m、dd'4.38m。

○100号建物跡(第54図2)

 $I-5\cdot6$ グリッドに位置する。97号 ~99 号 $\cdot101$ 号 ~103 号建物跡と重複する。長軸方位W- 13° -S。桁行 1 間、梁間 1 間。柱間寸法は桁行ee'5.32m、ff'5.32m。梁間gg'3.66m、hh'3.64m。

○101号建物跡(第55図1)

H-5・6、I-5・6グリッドに位置する。97号~100号・102号・107号建物跡と重複する。長軸方位 N-10.5°-E。

桁行1間、梁間1間。柱間寸法は桁行aa'5.52m、bb'5.82m。梁間cc'4.08m、dd'4.14m。

○102号建物跡(第55図2)

H-5・6、I-5・6グリッドに位置する。97号・98号・100号・101号・107号建物跡と重複する。長軸方位N-7.5°-E。

桁行東西面 4 間、中間面 2 間、梁間 2 間。柱間寸法は桁行ee′0.90m-1.90m-1.60m-1.04m、ff′2.60m-2.84m、gg′1.24m-1.34m-1.30m-1.56m。梁間hh′2.62m-1.72m、ii′2.84m-1.82m。○103号建物跡(第56図 1)

I-5・6、J-5・6グリッドに位置する。98号~100号・104号~107号建物跡と重複し、104号建物跡と切合う(104号建物→103号建物)。長軸方位W-13°-N。

桁行北面 3 間、南面 2 間、梁間 3 間及び 2 間。梁側中間柱全て軸ずれ。柱間寸法は桁行aa´3.14m-3.54m、bb´2.00m-2.18m-2.12m。梁間cc´1.82m-4.14m、dd´1.90m-2.08m-1.96m。

○104号建物跡(第56図2)

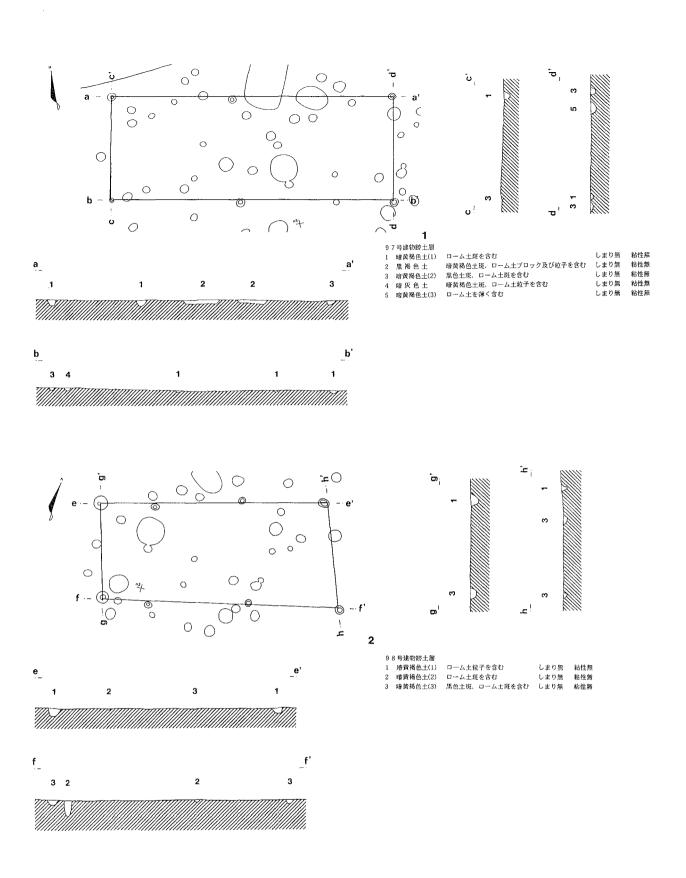
I-6・7、J-6・7グリッドに位置する。103号・105号~109号建物跡と重複し、103号建物跡と切合 5(104号建物→103号建物)。長軸方位W-3.5° -S。

桁行2間、梁間3間。柱間寸法は桁行ee'3.14m-4.74m、ff'3.22 m-4.60m。梁間gg'0.58m-3.40m-1.52m、hh'0.80m-3.62m-1.00m。

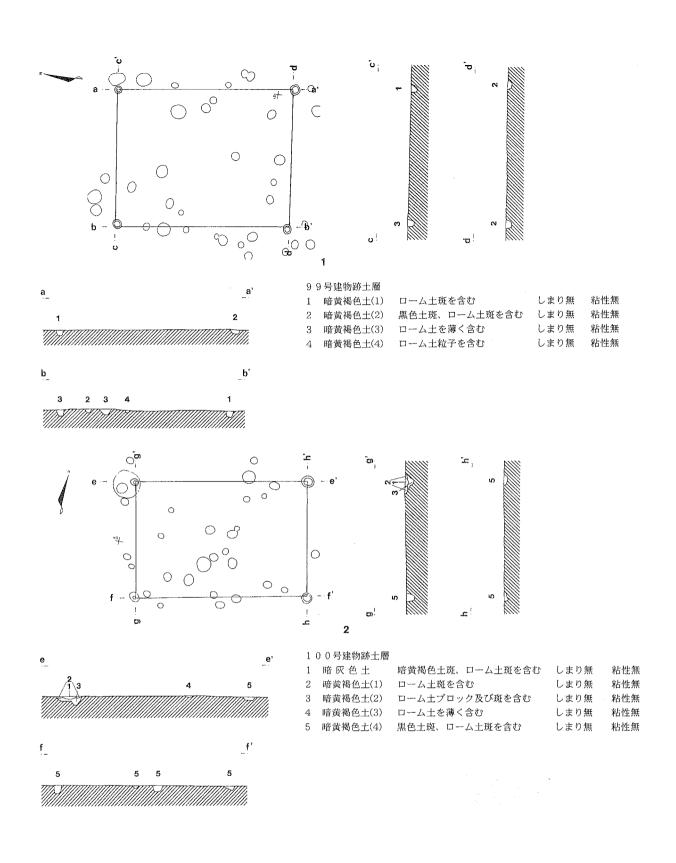
○105号建物跡(第57図1)

I-6・7、J-6・7グリッドに位置する。103号・104号・106号~109号建物跡と重複する。長軸方位 N-8.5°-E。

桁行1間、梁間1間。柱間寸法は桁行aa'6.48m、bb'6.48m。梁間cc'5.84m、dd'5.88m。

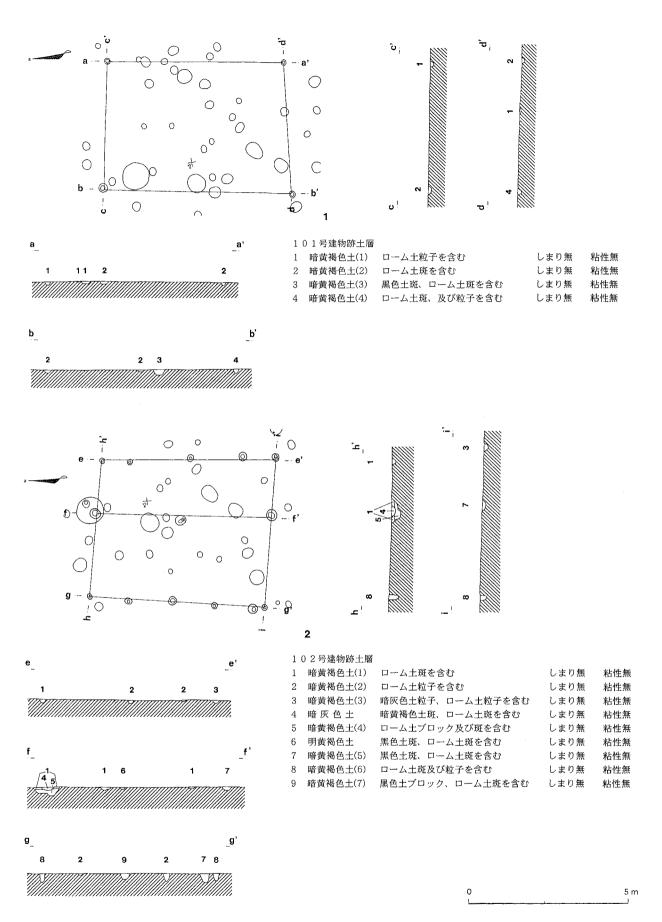


第53図 97号・98号建物跡(1/120)

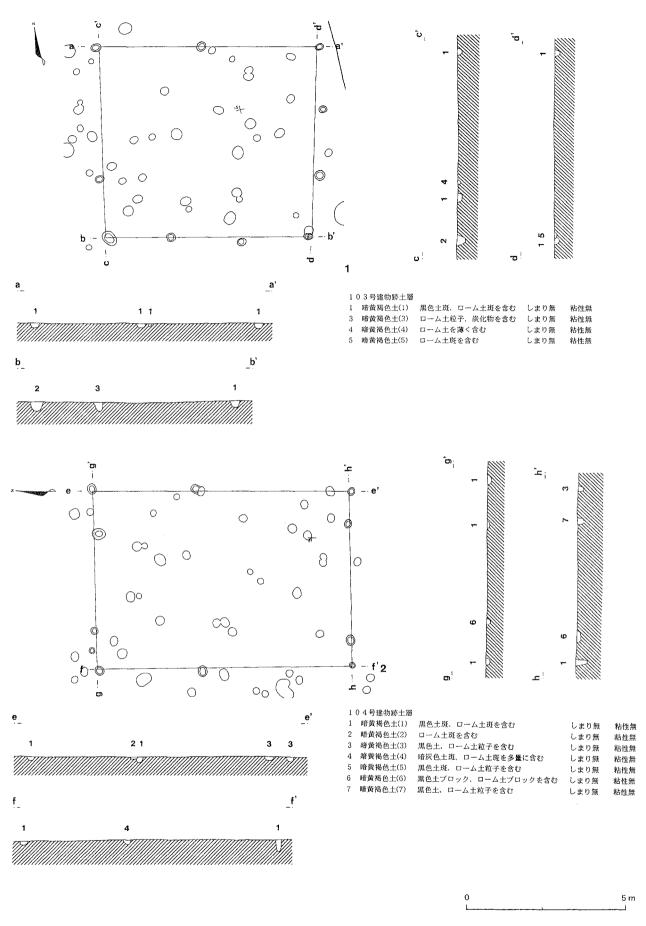


0 5 m

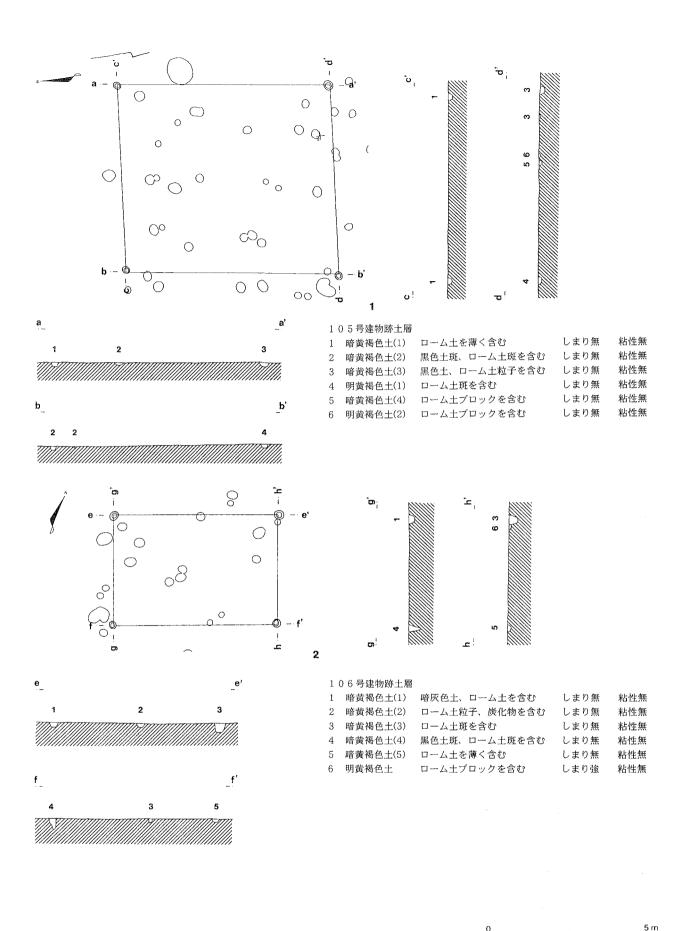
第54図 99号・100号建物跡 (1/120)



第55図 101号~102号建物跡(1/120)



第56図 103号・104号建物跡 (1/120)



第57図 105号・106号建物跡(1/120)

○106号建物跡(第57図2)

I-6、J-6グリッドに位置する。103号~105号・107号~109号建物跡と重複する。長軸方位W-20.5 $^{\circ}$ -S。

桁行1間、梁間1間。柱間寸法は桁行ee'5.04m、ff'5.04m。梁間gg'3.40m、hh'3.38m。

○107号建物跡(第58図1)

I-6・7グリッドに位置する。101号~106号・108号~110号建物跡と重複する。長軸方位W-11°-S。

桁行1間、梁間1間。柱間寸法は桁行aa'5.64m、bb'5.64m。梁間cc'5.04m、dd'5.04m。

○108号建物跡(第58図2)

I-6・7グリッドに位置する。104号~107号・109号・110号建物跡と重複する。長軸方位W-14°-S。

桁行1間、梁間1間。柱間寸法は桁行ee'5.84m、ff'5.84m。梁間gg'4.72m、hh'4.64m。

○109号建物跡(第59図1)

I-6・7グリッドに位置する。104号~108号・110号・116号建物跡と重複する。長軸方位N-9.5° - W。

桁行 1 間、梁間 1 間。柱間寸法は桁行aa'5.78m、bb'5.78m。梁間cc'5.22m、dd'5.20m。

○110号建物跡(第59図2)

 $H-6\cdot7$ 、 $I-6\cdot7$ グリッドに位置する。107号 ~109 号建物跡と重複する。長軸方位N-6.5°-W。桁行 1 間、梁間 1 間。柱間寸法は桁行ee´5.78m、ff´5.78 m。梁間gg´3.98m、hh´3.98m。

○111号建物跡(第60図1)

H-6・7グリッドに位置する。98号・101号・110号・112号~115号建物跡と重複する。長軸方位 N-0°-W。

桁行3間、梁間1間。西面桁中央部に張り出し。庇か。柱間寸法は桁行aa´1.56m-2.58m-3.96m、bb´1.50m-2.58m-3.96m、cc´2.58m。梁間dd´4.82m、ee´1.98m-4.84m、ff´1.98m-4.92m、gg´5.00m。

○112号建物跡(第60図2)

G-6・7、H-6グリッドに位置する。90号・111号・113号建物跡と重複する。長軸方位W-8.5°-S。桁行1間、梁間1間。柱間寸法は桁行hh′5.00m、ii′5.02m。梁間jj′3.46m、kk′3.50m。

○113号建物跡(第61図1)

H-6・7グリッドに位置する。111号・112号・114号・115号建物跡と重複し、114号建物跡と切合 う(114号建物→113号建物)。長軸方位W-14°-S。

析行 2 間、梁間 1 間。柱間寸法は桁行aa'3.12m-2.44m、bb'2.84m-2.48m。梁間cc'3.44m、dd'3.64m。

○114号建物跡(第61図2)

H-6・7グリッドに位置する。111号・113号・115号建物跡と重複し、113号建物跡と切合う(114号建物→113号建物)。長軸方位N-15°-E。

桁行1間、梁間1間。柱間寸法は桁行ee'4.92m、ff'4.84m。梁間gg'3.04m、hh'3.04m。

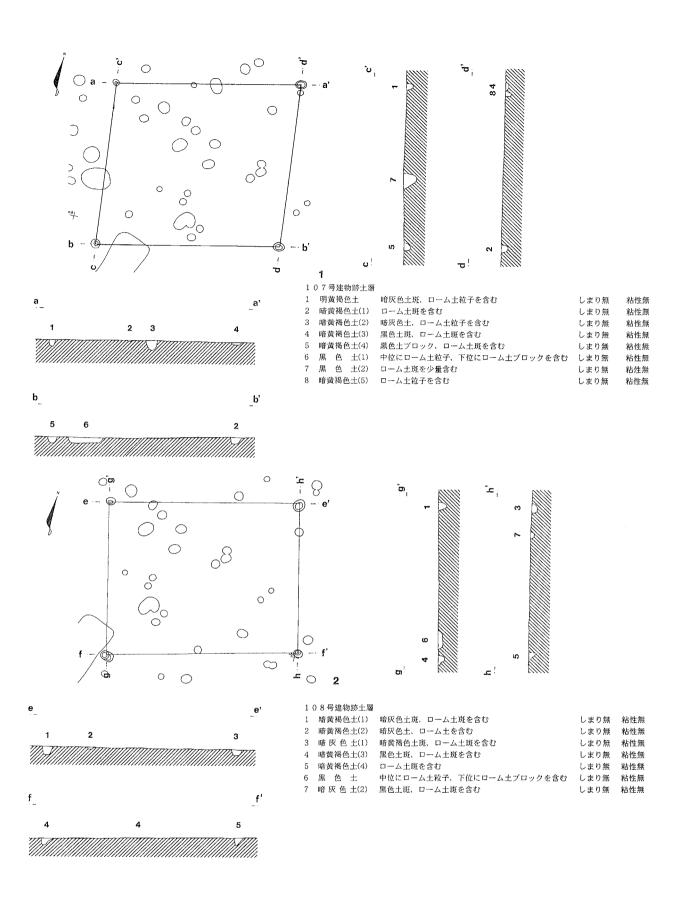
○115号建物跡(第61図3)

H-7グリッドに位置する。111号・113号・114号・116号建物跡と重複する。長軸方位N-14。 - W。

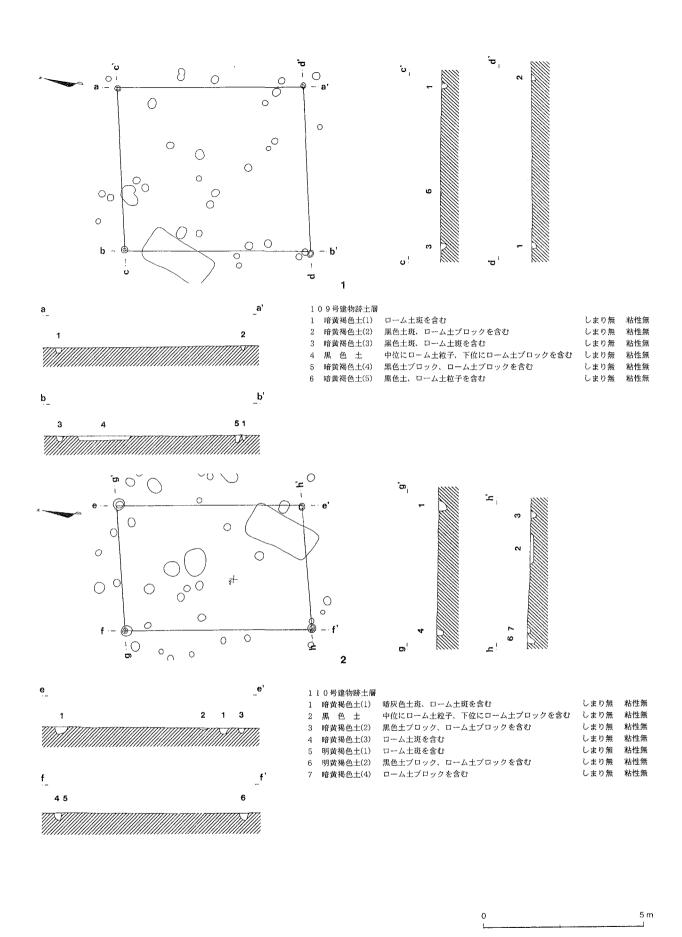
桁行1間、梁間1間。柱間寸法は桁行ii'3.56m、jj'3.48m。梁間kk'3.36m、ll'3.24m。

○116号建物跡(第62図1)

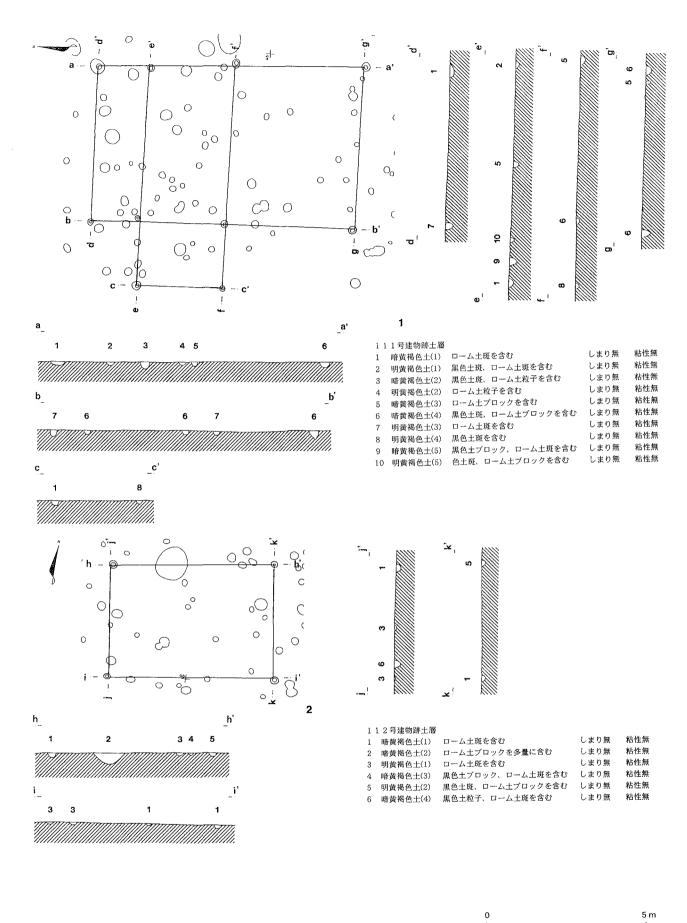
H-7、I-7グリッドに位置する。109号・115号建物跡と重複する。長軸方位W- 0° -S。桁行 1 間、梁間 1 間。柱間寸法は桁行aa´4.46m、bb´4.46 m。梁間cc´3.46m、dd´3.48m。



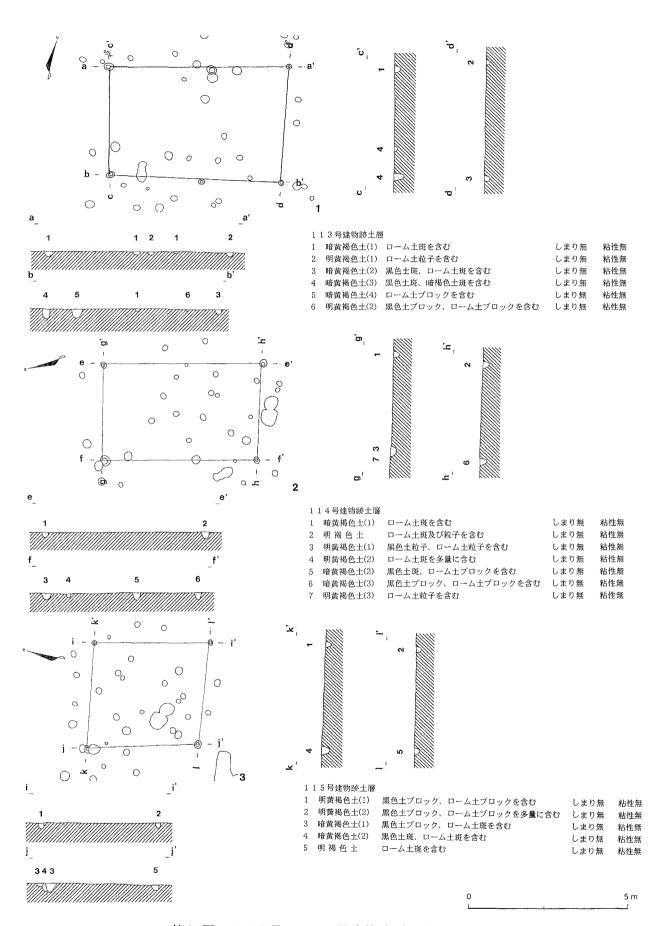
第58図 107号・108号建物跡 (1/120)



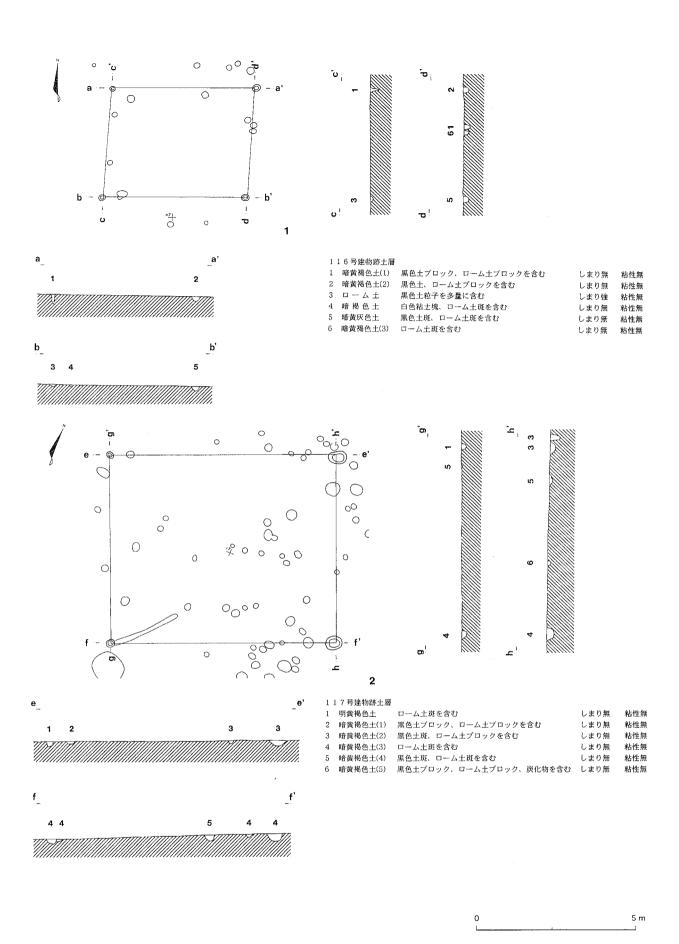
第59図 109号・110号建物跡(1/120)



第60図 111号・112号建物跡 (1/120)



第61図 113号~115号建物跡(1/120)



第62図 116号・117号建物跡 (1/120)

○117号建物跡(第62図2)

I-7・8、J-7グリッドに位置する。118号~120号建物跡と重複する。長軸方位W- 22° -S。桁行 1 間、梁間 1 間。柱間寸法は桁行ee´7.06m、ff´7.02m。梁間gg´5.92m、hh´5.92m。

○118号建物跡(第63図1)

I-7・8、J-7・8グリッドに位置する。117号・120号建物跡と重複する。長軸方位N-9.5°-W。 桁行2間及び1間、梁間3間及び2間。梁側中間柱に軸ずれ。西面桁に庇付。柱間寸法は桁行 aa'3.52m-3.18m、bb'3.46m-3.24m、cc'6.68m。梁間dd'1.62m-2.42m、ee'1.16m-1.40m、ff'1.44m-1.36m-1.36m。

○119号建物跡(第63図2)

I-8グリッドに位置する。117号・120号建物跡と重複する。長軸方位 $W-41^\circ$ -N。 桁行 1 間、梁間 1 間。片流れの屋根構造と推定される。柱間寸法は桁行gg'2.52m、hh'2.52m。梁間ii'2.12m。jj'は屋根材の痕跡と推定される。

○120号建物跡(第64図1)

I-7・8、J-8グリッドに位置する。 $117号\sim119$ 号建物跡と重複する。長軸方位N-38°-E。 桁行 1 間、梁間 1 間。柱間寸法は桁行aa'4.90m、bb'4.90m。梁間cc'3.34m、dd'3.18m。

○121号建物跡(第64図2)

J-8グリッドに位置する。長軸方位W-12.5°-S。

桁行1間、梁間1間。柱間寸法は桁行ee'2.60m、ff'2.60m。梁間gg'1.30m、hh'1.34m。

○122号建物跡(第64図3)

J-1、K-1グリッドに位置する。123号・124号建物跡と重複する。長軸方位W-4.5°-S。 桁行1間、梁間1間。北面桁に庇付。柱間寸法は桁行ii′7.08m、jj′7.08 m、kk′7.20m。梁間ll′3.66m-1.42m、mm′3.88m-1.40m。

○123号建物跡(第65図1)

J-1、K-1グリッドに位置する。122号・124号・127号建物跡と重複する。長軸方位N- 9.5° -W。桁行 1 間、梁間 1 間。柱間寸法は桁行aa´5.70m、bb´5.76m。梁間cc´3.74m、dd´3.68m。

○124号建物跡(第65図2)

J-1・2、K-1・2グリッドに位置する。122号・123号建物跡と重複する。長軸方位W-6°-N。 桁行2間及び1間、梁間2間及び1間。北面桁西半部に張り出し。庇か。柱間寸法は桁行ee′2.98 m、ff′2.96m-2.80m。gg′2.96m-2.76m。梁間hh′3.12m-1.88m、ii′3.10m-1.90m、jj′3.08m。

○125号建物跡(第66図1)

J-1・2、K-1・2グリッドに位置する。122号~124号・127号建物跡と重複する。長軸方位N-2.5° - E。

桁行1間、梁間1間。柱間寸法は桁行aa'5.44m、bb'5.54m。梁間cc'4.24m、dd'4.42m。

○126号建物跡(第66図2)

J-2グリッドに位置する。125号・127号建物跡と重複する。長軸方位W-3°-S。 桁行 1 間、梁間 1 間。柱間寸法は桁行ee'3.06m、ff'3.08m。梁間gg'2.12m、hh'2.16m。

○127号建物跡(第67図1)

K-1・2グリッドに位置する。123号・125号・126号・128号・129号建物跡と重複する。長軸方位 W-10°-S。

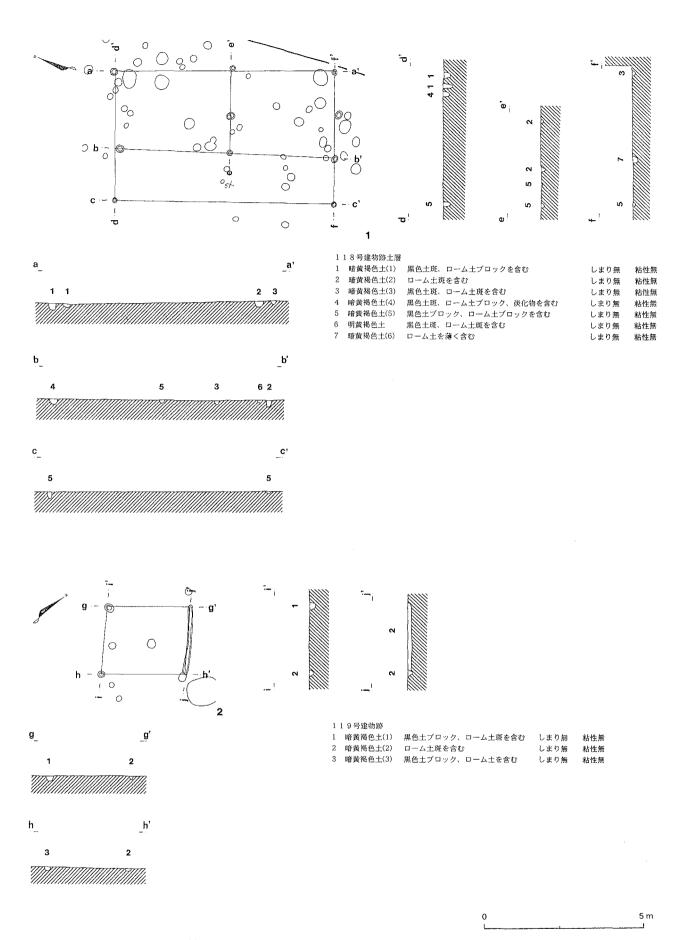
桁行1間、梁間1間。柱間寸法は桁行aa'5.96m、bb'5.92m。梁間cc'5.84m、dd'5.94m。

○128号建物跡(第67図2)

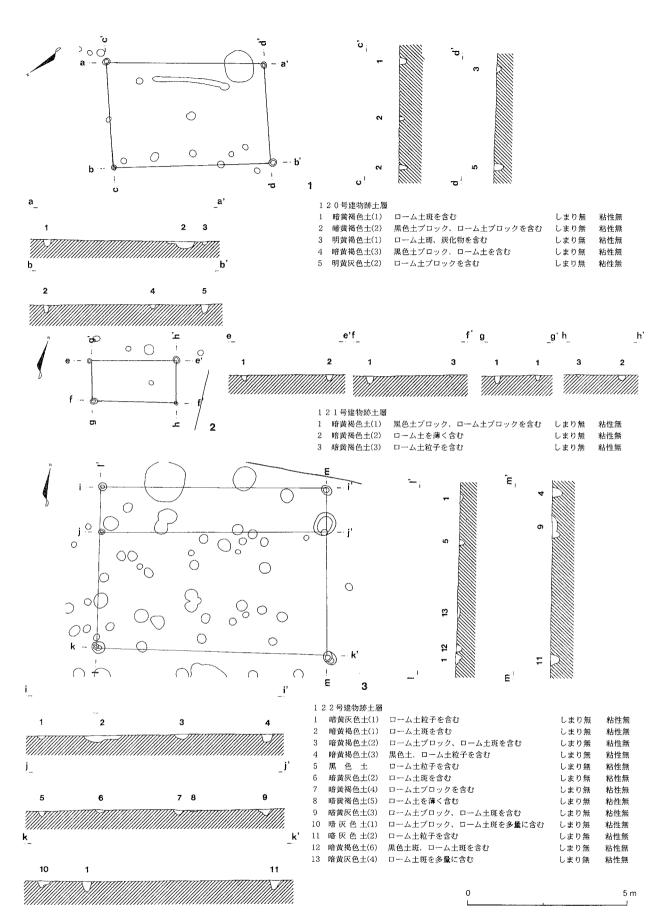
K-1・2グリッドに位置する。127号建物跡と重複する。長軸方位W-13°-S。 桁行1間、梁間1間。柱間寸法は桁行ee'4.64m、ff'4.64 m。梁間gg'4.04m、hh'3.96m。

○129号建物跡(第68図1)

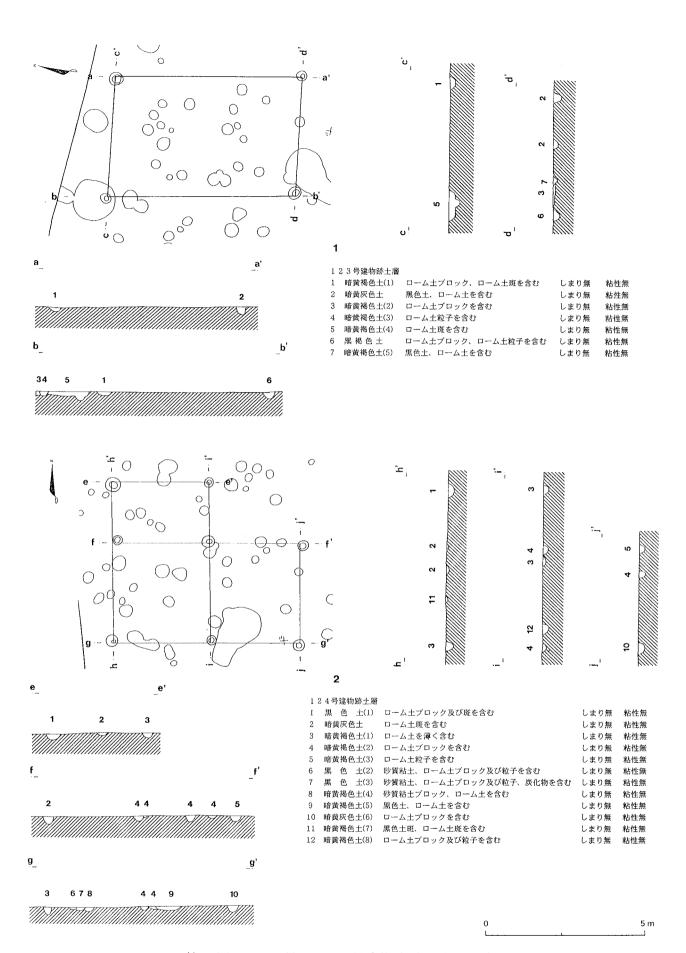
K-3、L-3グリッドに位置する。127号建物跡と重複する。西南端部調査区外。長軸方位W-14°-S。



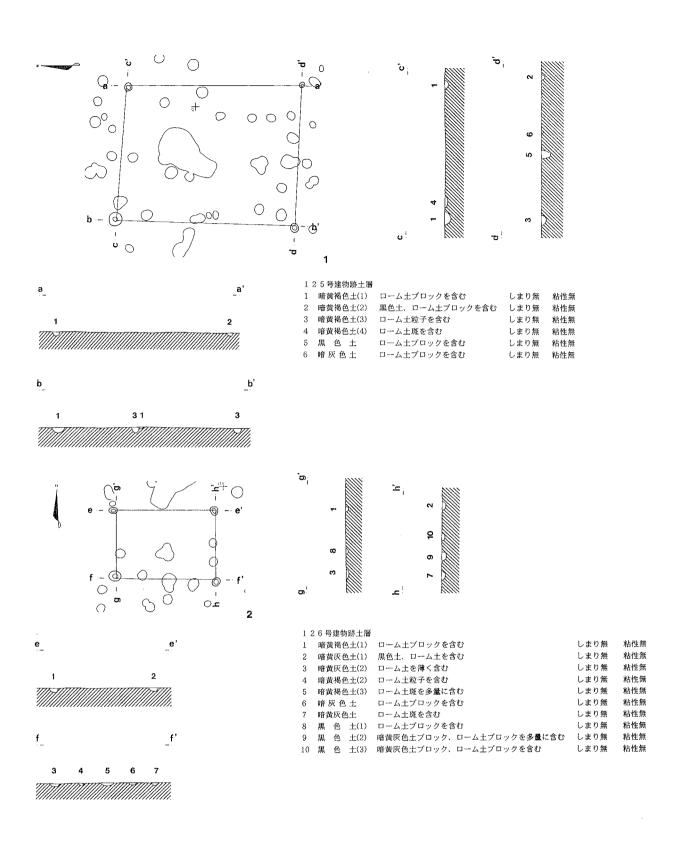
第63図 118号・119号建物跡 (1/120)



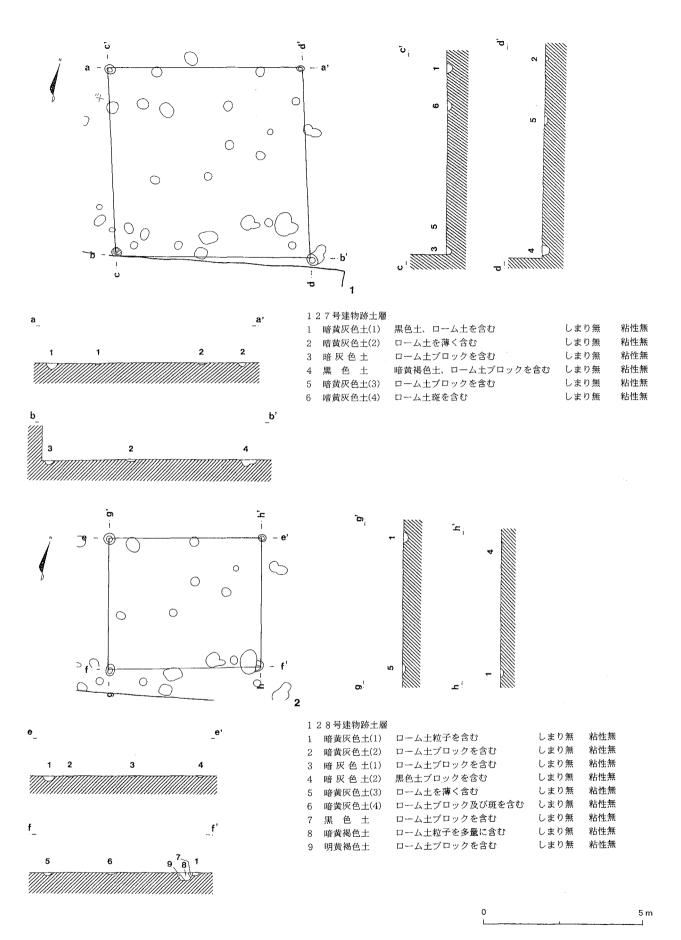
第64図 120号~122号建物跡(1/120)



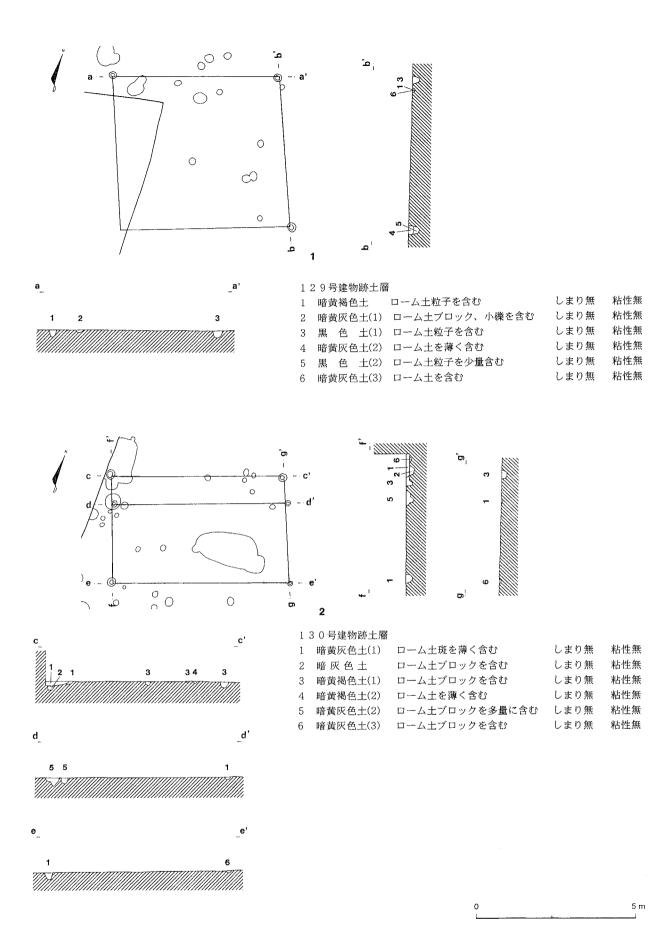
第65図 123号・124号建物跡 (1/120)



第66図 125号・126号建物跡 (1/120)



第67図 127号・128号建物跡 (1/120)



第68図 129号・130号建物跡(1/120)

桁行1間、梁間1間。柱間寸法は桁行aa'5.20m。梁間bb'4.80m。

○130号建物跡(第68図2)

L-4グリッドに位置する。長軸方位W-18°-N。

桁行1間、梁間1間。北西面桁に庇付。柱間寸法は桁行cc′5.36m、dd′5.40m、ee′5.48m。梁間ff′2.48m-0.88m、gg′2.52m-0.88m。

Ⅲ 長方形土壙 (第69図~第73図)

調査区からは、平面プラン隅丸方形を呈する土壙21基が検出されている。本項でこれらを一括して 記述する。

○A153号土壙 (第69図1)

B-4グリッドに位置する。17号~21号建物跡と重複する。長軸方向W-8.5°-N。長径265cm、短径67.5cm、深さ6.5cm。底面は東側1/4が棚状を呈するものの、概ね平坦。壁面は最大15°の立ち上がりが確認されるが、遺存状態から上半部が削平されている可能性があるため、詳細は不明。

○A285号土壙 (第69図2)

A-2、B-2グリッドに位置する。10号建物跡が重複し、A231号土壙、小土壙 1 基と切り合う。長軸方向W-6°-N。長径130cm、短径77cm、深さ 9 cm。底面は平坦。壁面は38°~58°で立ち上がる。

○A335号土壙 (第69図3)

B-2グリッドに位置する。6 号~9 号建物跡と重複し、A289号、A322号、A327号土壙と切り合う。長軸方向N-6°-E。長径225cm、短径110.5cm、深さ36cm。底面はほぼ平坦。壁際南北面やや湾曲、壁面はほぼ垂直に立ち上がる。

○A336号土壙 (第69図4)

A-3、B-3グリッドに位置する。 8 号~12号建物跡と重複し、A272号土壙と切り合う。長軸方向N-12°-E。長径244cm、短径91cm、深さ40cm。底面はほぼ平坦。壁際は南北面がやや湾曲し、壁面はほぼ垂直に立ち上がる。

○A337号土壙 (第69図5)

C-1グリッドに位置する。南半部が調査区外。長軸方向N-10°-E。確認長径179.5cm、短径101.5cm、深さ47.5cm。底面はほぼ平坦だが北端部が若干落ち込む。壁面はほぼ垂直に立ち上がる。

○B134号土壙 (第69図6)

H-5、I-5グリッドに位置する。97号建物跡と重複する。北端部が調査区外。長軸方向N-20°-E。確認長径225.5cm、短径112cm、深さ12cm。底面はやや中央部が窪むものの、ほぼ平坦。壁面は 25° の立ち上がりが確認されるが、上半部が削平されている可能性があるため、詳細は不明。

○B366号土壙 (第70図1)

I-7グリッドに位置する。107号~110号建物跡と重複する。長軸方向N-21°-E。長径216.5cm、短径96.5cm、深さ11cm。底面はほぼ平坦。壁面は60°~90°の立ち上がりが確認される。

○B451号土壙(第70図2)

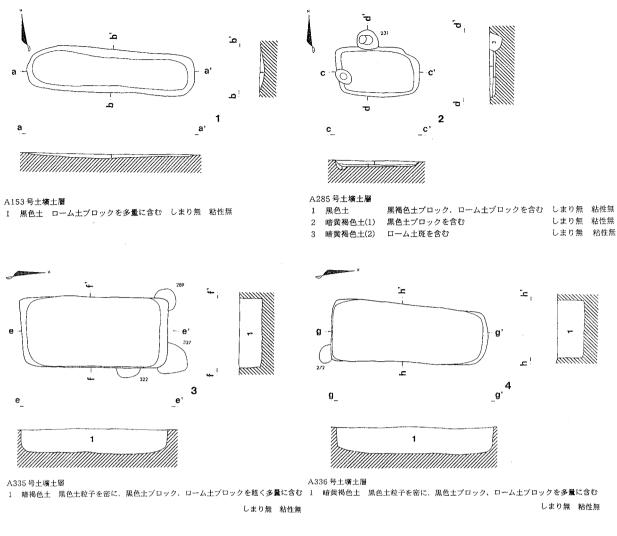
F-5・6グリッドに位置する。90号建物跡と重複し、B377号、B866号土壙と切り合う。長軸方向N-5°-E。長径444cm、短径86cm、深さ35.5cm。底面は南方に向かって緩やかに傾斜し、壁際で屈曲或いは内湾、壁面は北面、東面、西面(一部)で76°~90°、南面、西面(一部)で内傾75°~79°で立ち上がり、断面は箱形、一部台形を呈する。

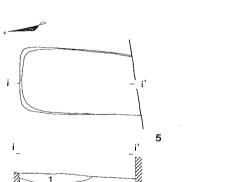
○B452号土壙 (第70図3)

F-6グリッドに位置する。長軸方向N-24°-E。南端部で別土壙と切り合う。長径326cm、短径75cm、深さ50cm。底面は平坦。壁面は78°~約90°で立ち上がり、断面は箱形、一部台形を呈する。

○B453号土壙 (第71図1)

F-5・6グリッドに位置する。91号建物跡と重複し、B873号土壙と切り合う。長軸方向N-20°-E。長径423cm、短径88.5cm、深さ41.5cm。底面は南方へ緩やかに傾斜し、壁際は南面は平坦、それ以外は





A337 号土壙土層

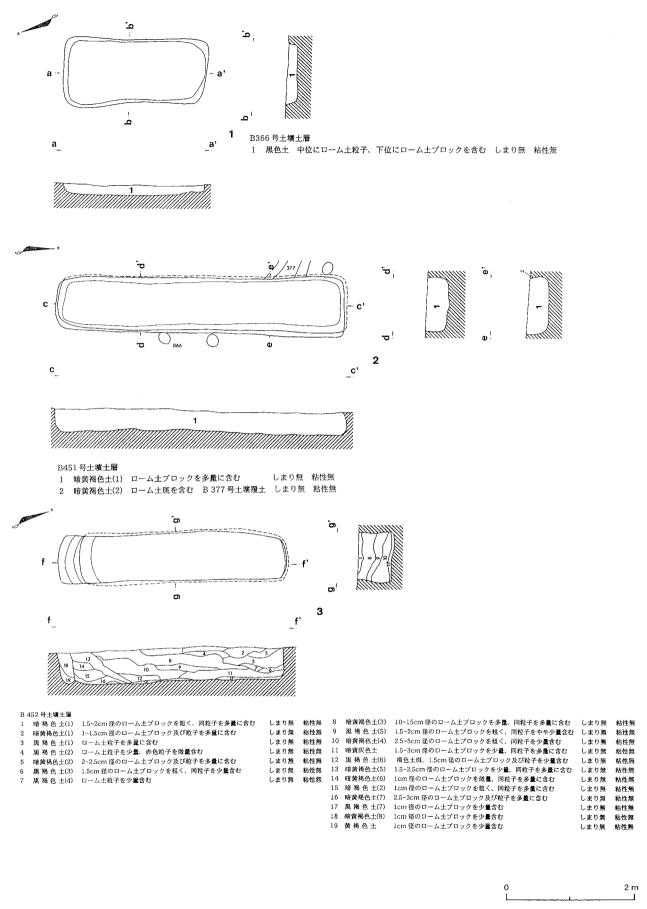
- 1 暗褐色土(1) ローム土粒子を下辺を中心に多量に含む しまり無 粘性無
- 2 暗褐色土(2) ローム土斑を粗く含む しまり無 粘性無

B134 号土壙土層

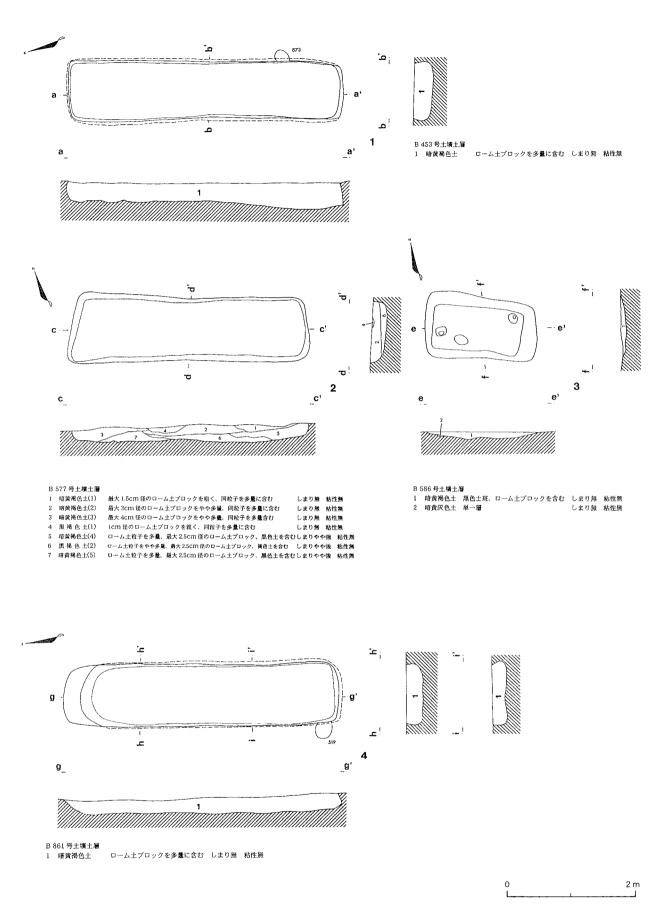
1 黒褐色土 暗褐色土斑、ローム土ブロック及び粒子を含む しまり無 粘性無

0 2 m

第69図 長方形土壙(1)(1/60)



第70図 長方形土壙(2) (1/60)



第71図 長方形土壙(3) (1/60)

湾曲し、壁面は北面は垂直に近く、それ以外は70°~80°で内傾する。断面はほぼ台形を呈する。

OB577号土壙 (第71図2)

D-5、E-5グリッドに位置する。30号建物跡と重複する。長軸方向W-23.5°-N。長径369cm、短径97cm、深さ28cm。底面はほぼ平坦。壁際は湾曲し、壁面は北西面で約30°、南東面で約70°で内湾気味に立ち上がる。

○B586号土壙 (第71図3)

E-6グリッドに位置する。43号・44号建物跡と重複し、3基の小土壙と切り合う。長軸方向W-13°-N。長径177cm、短径96.5cm、深さ9cm。底面はほぼ平坦。壁面は最大25°で立ち上がるが、上部が削平されている可能性があるため、詳細は不明である。

○B861号土壙 (第71図4)

F-6・7グリッドに位置する。45号建物跡と重複し、B519号土壙と切り合う。長軸方向N-12°-E。 長径428cm、短径93.5cm、深さ25cm。底面は平坦。壁際は内湾し、壁面は北面で28°、南面で内傾 67° 、東西面で 90° ~内傾 61° で立ち上がる。断面は南半部が極端な台形を呈する。

OB1213号土壙 (第72図1)

A-9グリッドに位置する。2号溝跡と切り合う。西半部は調査区外。長軸方向N-8°-W。確認長径84cm、同短径42cm、深さ37cm。底面はほぼ平坦。壁面は北面で56°、南面でほぼ垂直に立ち上がる。

○B1235号土壙 (第72図2)

A-9、B-9グリッドに位置する。67号、68号建物跡と重複し、B1173号、B1236号、B1818号の各土壙と切り合い、特にB1234号土壙が南半部を破壊している。長軸方向N-12°-W。現存長径137cm、短径91cm、深さ29.5cm。底面は東半部に段差を有し、全体的に北端部が落ち込む。壁面は北面はほぼ垂直、西面は78°~88°、東面は84°~内傾86°で立ち上がる。一部断面台形を呈する。

○B1364号土壙 (第72図3)

C-8、D-8グリッドに位置する。54号、62号建物跡と重複し、B1365号土壙と切り合う。長軸方向W-10°-N。長径215.5cm、短径74cm、深さ13cm。底面は中央部が若干窪むが概ね平坦。壁面は57°~73°の角度で立ち上がる。

OB1554号土壙 (第72図4)

F-8グリッドに位置する。B1553号土壙と切り合う。長軸方向N-29.5°-E。長径188cm、短径104cm、深さ40.5cm。底面は中東部で垂直に近い角度で落ち込み、周囲は約 10° の傾斜を見せる。壁面は南面で 20° 、北面、西面で 50° ~ 55° 、東面でほぼ垂直に立ち上がる。

○B1579号土壙 (第73図1)

G-8・9グリッドに位置する。88号建物跡と重複し、2号溝跡と切り合う。長軸方向W-27°-N。長径310cm、短径113cm、深さ36cm。底面は平坦。壁際は湾曲し、壁面は76°〜垂直に立ち上がる。 北西壁面に小穴状の窪みを有する。

○B1793号土壙 (第73図2)

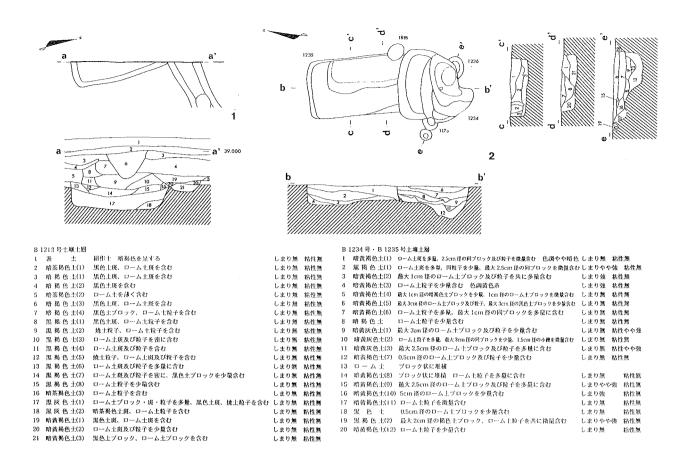
H-8・9グリッドに位置する。 2 号溝跡と重複する。南端部は攪乱により破壊されている。現存長径 276cm、短径145cm、深さ30cm。底面はほぼ平坦。壁際は湾曲気味、壁面は68°~78°で立ち上がる。底面南西部より板碑片が 2 点出土している。

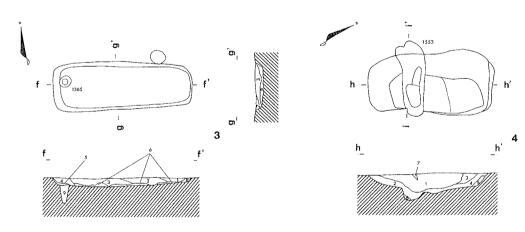
OC42号土壙 (第73図3)

M-2グリッドに位置する。東半部が調査区外。長軸方向N-39°-E。確認長径60cm、同短径73cm、しかし底面の痕跡を残してほぼ完全に削平されており、覆土、壁面など詳細は不明である。

○C317号土壙 (第73図4)

J-6グリッドに位置する。長軸方向W-19°-N。長径298cm、短径118.5cm、深さ11.5cm。底面はほぼ平坦。壁面は37°~50°で立ち上がる。

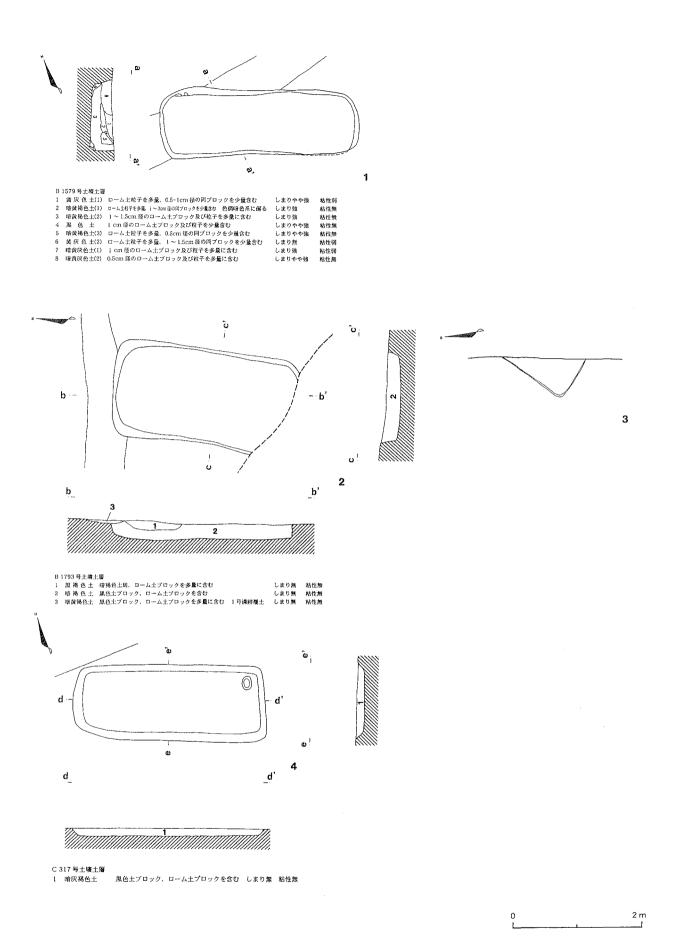






0 2 m

第72図 長方形土壙(4)(1/60)



第73図 長方形土壙(5) (1/60)

Ⅳ その他の土壙 (第74図~第77図)

調査区からは長方形土壙以外にも多数の土壙が検出されているが、その全てを記載することはできない。本項では出土遺物が認められるか、構築に特徴が認められるものに限定して記述した。

○B371号土壙 (第74図1)

G-7、H-7グリッドに位置する。長径188cm、短径110cm。平面長楕円形を呈する。深さ24cm。底面は明確には構築されておらず、中央部に円形の落ち込みを有する。壁面は24°前後で立ち上がる。

○B374号土壙 (第74図2)

G-7グリッドに位置する。長径160cm、短径122cm。平面不整楕円形を呈する。深さ44cm。底面は平坦で、南半部に僅かながら落ち込みを有する。壁面は $55^\circ \sim 74^\circ$ で立ち上がる。

○B407号土壙 (第74図3)

G-6・7グリッドに位置する。90号建物跡と重複し、北端部でB408号土壙を切る。最大径147cm。平面不整楕円形を呈する。最大深44cm。底面は北方傾斜する。中央には小土壙が伴っている。壁面は48°~80°で立ち上がる。南端部表層上に集石が認められた。

○B672号土壙 (第74図4)

F-7、G-7グリッドに位置する。89号建物跡と重複する。長径114cm、短径90cm。平面不整楕円形を呈する。深さ38cm。底面は北方へ傾斜を見せる丸底。壁面は50°~55°で立ち上がる。

○B758号土壙(第74図5)

C-5グリッドに位置する。27号・28号建物跡と重複する。長径116cm、短径98cm。平面不整隅丸 方形を呈する。深さ15cm。底面はほぼ平坦で、中央南寄りに長径20cmの小土壙が構築されている。

○B772号土壙 (第74図6)

C-7グリッドに位置する。38号建物跡と重複する。長径115cm、短径80cm。平面隅丸方形を呈する。深さ5cm。底面は周囲が深さ15cm~18cmの溝状に掘り込まれている。

○B974号土壙 (第74図7)

C-6グリッドに位置する。長径68cm、短径51cm。平面不整楕円形を呈する。南半部が深さ28cmの掘り込み、北半部は深さ9cmの棚、北端部に直径約5cm、深さ21cmの小孔が穿たれている。

○B998号土壙 (第74図8)

B-6グリッドに位置する。 $26号 \cdot 42$ 号建物跡と重複する。長径114cm、短径91cm、平面楕円形を呈する。深さ30cm。底部には更深さ22cm及び8cmの小穴が構築されている。壁面は $45^\circ \sim 70^\circ$ で立ち上がる。

〇B1091号土壙 (第75図1)

A-7、B-7グリッドに位置する。43号建物跡と重複する。倒木痕。長径324cm、短径202cm。平面不整な三日月状を呈する。深さ86cm。東西に浅い棚状の落ち込みを有する。

○B1143号土壙(第75図2)

B-8グリッドに位置する。64号・66号建物跡と重複する。長径134cm、短径124cm。平面隅丸方形を呈する。深さ56cm。底面は不整な丸底、壁は中位に屈曲を見せつつ、 30° $\sim 85^\circ$ で立ち上がる。

○B1229号土壙(第75図3)

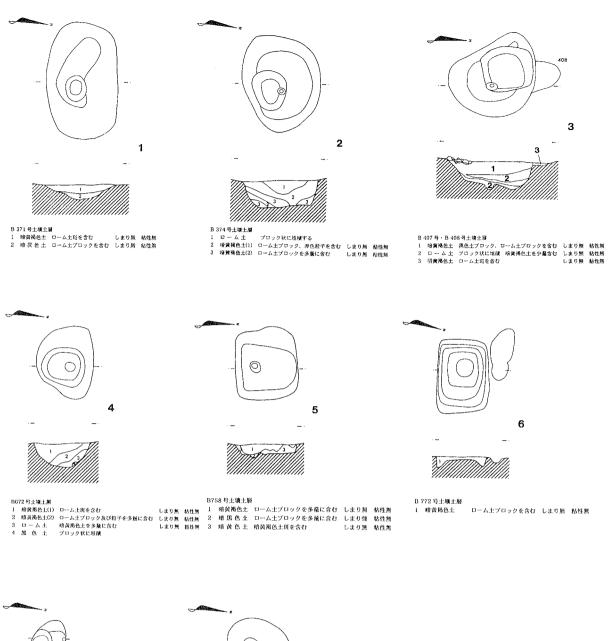
A-9、B-9グリッドに位置する。65号建物跡と重複する。長径138cm、短径118cm。平面極めて不整な隅丸方形を呈する。最大深20cm。底面は不整で、中央に2基の小穴が認められる。壁面は 40° ~74° で立ち上がる。

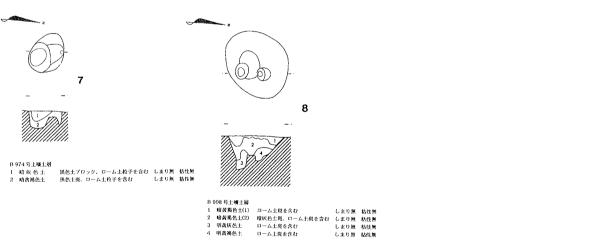
○B1253号土壙(第75図4)

C-10グリッドに位置する。76号建物跡と重複する。長径122cm、短径108cm。平面不整隅丸方形を呈する。深さ約30cm。底面に2力所の小穴状の落ち込み、北部に深さ約8cmの棚が認められる。壁面は 40° \sim 6 2° で立ち上がる。

○B1254号十墉(第75図5)

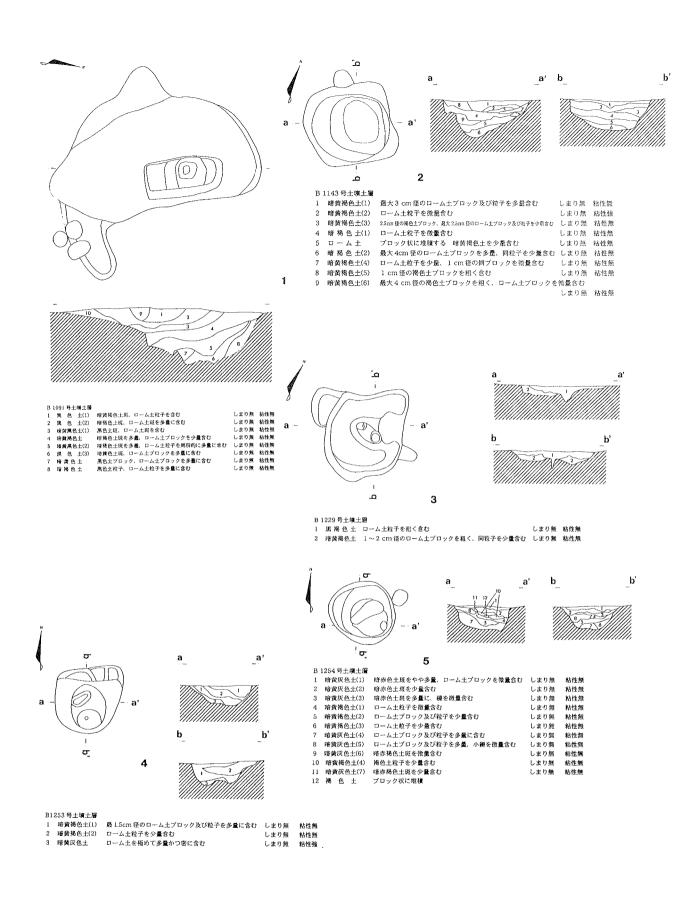
C-10グリッドに位置する。76号建物跡と重複する。最大径102cm。平面不整円形を呈する。深さ38





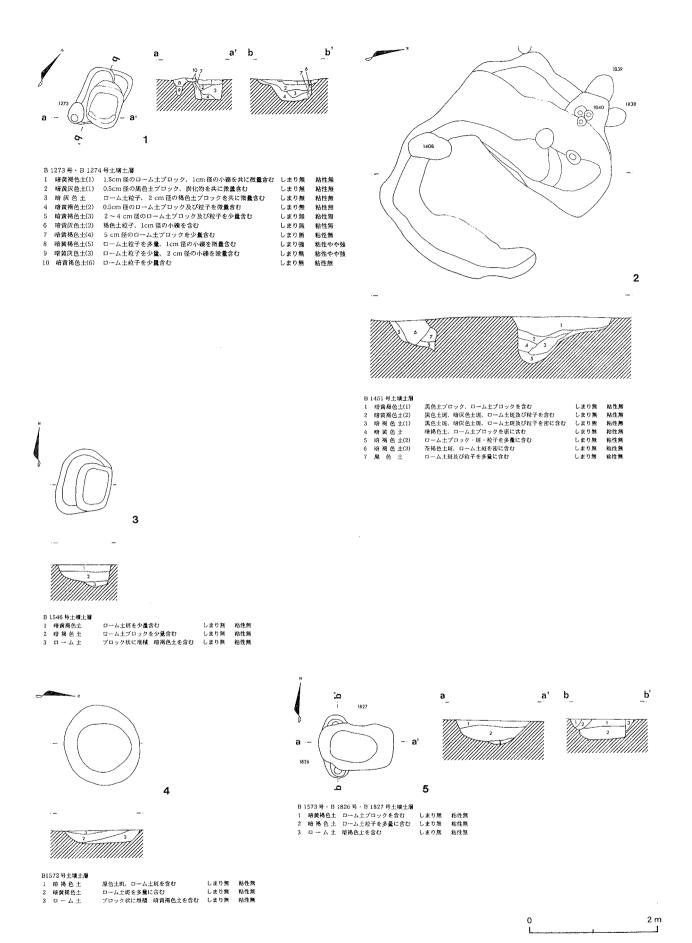
0 2 m

第74図 その他の土壙(1)(1/60)

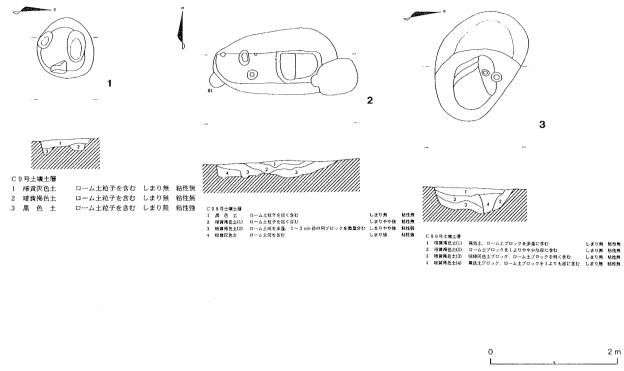


0 2 m

第75図 その他の土壙(2)(1/60)



第76図 その他の土壙(3) (1/60)



第77図 その他の土壙(4)(1/60)

cm。底面は若干の起伏があるものの概ね平坦。壁面は47°~70°で立ち上がる。

○B1274号土壙 (第76図1)

C-10グリッドに位置する。76号建物跡と重複する。B1273号土壙を切る。長径89cm、短径69cm。平面プラン不整隅丸方形を呈する。北から西の範囲をめぐる浅い棚を有する。深さ33cm。壁面は 52° $\sim 84^\circ$ で立ち上がる。

○B1451号土壙 (第76図2)

D-8・9グリッドに位置する。倒木痕。78号・79号建物跡と重複する。B1838号・B1839号・B1840号の各土壙を切り、B1408号に切られる。長径355cm、短径278cm。平面不整楕円形を呈する。確認深72cm。中央に反転ローム土が露出している。

○B1546号土壙 (第76図3)

G-8・9グリッドに位置する。最大径100cm。平面不整隅丸方形を呈する。深さ35cm。底面東西に棚を有する。壁面は $60^\circ \sim 80^\circ$ で立ち上がる。

○B1572号土壙 (第76図4)

G-8グリッドに位置する。直径116cm \sim 126cm。平面ほぼ円形を呈する。深さ20cm。底面はほぼ平坦。壁面は $37^{\circ} \sim 57^{\circ}$ で立ち上がる。

○B1573号土壙(第76図5)

G-8グリッドに位置する。B1827号土壙を切り、B1826号土壙に切られる。長径114cm、短径68cm。平面不整な隅丸方形を呈する。深さ36cm。底面はやや不整だが概ね平坦。壁面は 45° ~ほぼ垂直に立ち上がる。

○C9号土壙 (第77図1)

L-1グリッドに位置する。最大径98cm。平面不整気味の円形を呈する。深さ11cm。底面には更に深さ10cmと12cmの平面プラン楕円形の小土壙が構築されている。底面東側に河原石が填っている。〇C98号土壙(第77図2)

L-3グリッドに位置する。130号建物跡と重複する。C81号土壙と切り合う。東端部に土壙状の窪みが連なり、平面プラン不整長楕円形を呈する。長径230cm、短径106cm。底面の形成は不明確だが、

5基の小土壙が構築される。深さ27cm。壁面は西端でほぼ垂直、東端は23°で立ち上がる。 〇C99号土壙 (第77図3)

 $K-1 \cdot L-1$ グリッドに位置する。最大径188cm。平面プラン楕円形を呈する。深さ40cm。底面の形成は不明確。北半部に長さ68cm、幅24cmの落ち込みが認められる。壁面は55°~70°で立ち上がる。

◎土壙出土遺物(第78図1~17)

1~10、縄文土器。1~7、同一個体と思われる。1. 口縁部。条線文を地文として沈線による弧線文が描出される。2・3、胴部上半。4~7、胴部下半。地文は条線文。B451号土壙出土。8. 外面へラ磨き。B453号土壙出土。9. 被熱痕を残す。風化著しい。B1627号土壙出土。10. 無文。C317号土壙出土。11.土師器。外面は被熱・剥落、内面は剥落著しい。B577号土壙出土。12.かわらけ。推定口径8.4cm、器高1.8cm、推定底径5.6cm。内面へラ撫で、底面へラ磨きか。B1364号土壙出土。9. 打製石斧。現長16.15cm、現存刃幅5.0cm、刃部を欠損する。最大厚2.85cm。分銅型を呈する。石質花崗片麻岩。B1274号土壙出土。14~17、フレイク。14. 現長5.1cm、最大幅3.7cm、最大厚0.79cm。一部に原礫面を残す。風化著しい。石質チャート。B1091号土壙出土。15. 現長4.65cm、最大幅4.4cm、最大厚1.1cm。石質チャート。B1143号土壙出土。16. 現長3.35cm、最大幅3.8cm、最大厚0.6cm。図中裏面は全面原礫面。風化極めて著しい。石質ホルンフェルス。B1235号土壙出土。17.現長5.4cm、最大幅3.3cm、最大厚1.4cm。図中側・裏面に原礫面を残す。表面に打溜裂痕を明瞭に残す。風化著しい。石質チャートか。B1546号土壙出土。

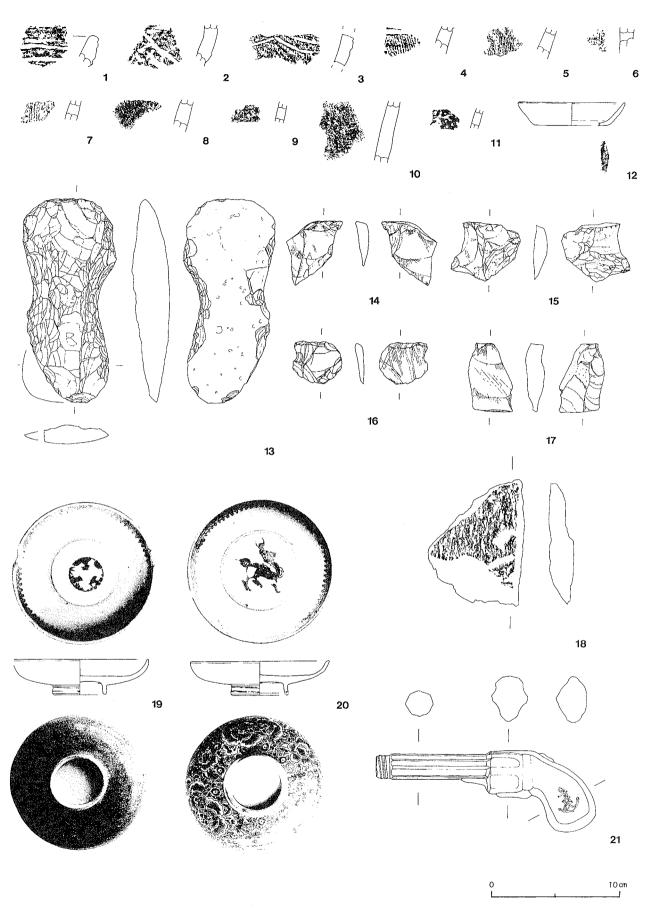
図示した以外にも、B408号土壙より破砕状態の結晶片岩及び巨晶花崗岩、B451号土壙より土器片及び粘土塊、B452号土壙より土器片1点及び粘土塊5点、B1572号土壙より緑泥片岩の破片3点、B1793号土壙より結晶片岩の破片が出土している。

V 攪乱出土遺物 (第78図18~21)

調査区内からは道路造成及び農地開発に伴うと思われる攪乱が各所で確認された。時間的な問題から全てを調査する事はできなかったが、このうちA区外堀跡とB1792号土壙の南方の攪乱から若干の遺物が出土したため、ここに一括して記載するものとした。

18. 板碑。最大長9.9cm、最大幅7.4cm。西方に位置するB1572号土壙より接合資料が出土している。種子「キリーク」の頂部らしき刻文が認められる。裏面は全面剥離。石質緑泥片岩。B1792号土 壙南方の攪乱より出土。

19~21、A区外堀を破壊する攪乱内から出土。19・20、染付小皿。何れも印判手によるものである。19. 直径10.9cm、器高2.7cm、底径4.5cm。外面は青海波地に牡丹と胡蝶、内面は周縁に剣先文、見込みに二重円文内に麒麟。高台外面に2条、内面基部に1条の線文。20. 直径10.6cm、器高2.8cm、底径4.2cm。外面は魚々子地に松、内面は周縁に剣先文、見込みに一重の円文内に松竹梅。高台外面に2条、内面基部に1条の円文。21. ガラス容器。菓子瓶である。ガラスは無色透明だが、内部に気泡が多量に混入する。合わせ整形のデフォルメされた回転式拳銃型。左面銃把に星と錨の文様。脱型の状態は悪い。



第78図 土壙及び攪乱内出土遺物 (1/3)

第6章 調査結果の概要

1. 地形的概要

今回の調査によって検出された柱穴類の下場のレベル値は、西方から東方に低くなっていく傾向を示している。しかし断面的には確認面の高さと掘り方の相対性は殆ど変化しない。これは柱穴本体の堀方の変化ではなく、地山が極めて緩い傾斜を見せているこの地域の特性によるものと思われる。築城当時から、地形の傾斜が大きく影響していたと考えてもよいのかもしれない。

2. 遺構の概要

(1) 堀跡

外堀については、調査区の北端部〜北半部で確認されたが、北西部で確認された遺構は内堀内壁の みであり、さらにその大半に攪乱が及んでいたために、その様相は明らかではない。かろうじてL-3・ 4グリッドで検出された外堀においてその全景を確認した。堀の両壁面には屈曲・外反する形跡が認め られる。内壁内側には、幅約80cmの無遺構面が確認されたことから、屈曲した堀内壁と一体化した形 で土塁の存在した可能性が考えられたため、実験的に堀の排土による土塁の構築実験を実施した。範 囲は堀約1m 幅分を対象とし、他の排土は持ち込まないことを前提として行った。その結果、高さ約 80cm程度の土盛を築くことができた。しかしこれはあくまでも単なる盛り土によるものであり、実際 の土塁のような版築工法によった場合、その実高はかなり低くなることは確実である。無論、実際に は他所からの土の持ち込みを前提とせねばならないが、今回の盛土自体が確認し得た無遺構面全面を 底面として使用して構築したものであることから、土塁という長期にわたって維持されるべき構造物 に要求される強度的な観点から、これ以上の高さに構築する事には限界があるように思われる。また 現実問題として、土層断面からは堀内に土塁の崩落土らしき流れ込み方をした土砂の形跡を確認する ことはできなかった点、堀の内外を含め、堀に接する位置に柱穴が構築されている状況も確認されて いる点からも、その存在には疑問点が多い。無論、堀の様相が検出されたのはごく一部でしかないこ と、今日に至る遺構構築時期の変遷のの問題が解決されていないため、今回の仮定の正否については 検討の余地はある。しかし、国済寺に残る伝承では今回調査を実施した外堀部分に土塁が存在した記 録は残されていない。実際には庁鼻和城跡外廓推定地上に土塁伝承地が残っていることから、その存 在はほぼ確実であるが、今回の調査区を含む、国済寺北面部分については、土塁の存在しなかった可 能性を考えておきたい。しかし、A‐1 グリッドにおいて検出された堀跡内壁に認められた小柱穴らし き遺構は、平田氏のご教示によれば、土止め杭であった可能性が考えられるとのことである。盛土基 礎を固めた囲柵状施設の存在について想定すべきかもしれない。L-3グリッドにおいては、堀底面から 柱穴らしき遺構の構築が確認された。この部分に小規模の橋状構造物が構築されていた可能性も考え られるのではないだろうか。

◎内堀

調査区設定中に、国済寺との境界地域において、溝状に走る遺構プランの一部を確認した。土塁の現存位置から、内堀である可能性が極めて高い地域であるため、国済寺住職である細見修学氏、および事業者である株式会社ヤオコーとの協議によって、現存する土塁に至るサブトレンチを8カ所設定し、遺構確認調査を実施した。その結果、幅160~230cm、最大深40cmの内堀が確認された。いわゆる堀としては著しく狭小な遺構であり、当初予想していた規模を遙かに下回るものであった。この理由については不明であるが、調査区南西部では、面的に砂礫層が露出しており、堀の掘削が極めて困難な状況が認められた。おそらく、このような状況が堀の掘削を放棄させたものと思われる。これに対し、現存している土塁が、堀底から最大高約2.5mまで構築当時に近い状態で遺存していることが確認

された。土層断面から土塁の頂部が崩落・流れ込んでいる状況が看取されたため、構築当時はさらに高かったものと思われる。確認された構築面の傾斜は $3.3^{\circ} \sim 4.4^{\circ}$ 、堀の規模と対比すれば土塁は高く、その勾配も急である。構築された堀の狭小さを土塁の高さと勾配で補う構造であったと考えられるだろう。その意味では、今日の我々が堀に対して抱いている、防御施設という観点からは、極めて脆弱である。このことは、 $14\sim15$ 世紀に構築された「館」の機能を考える上で、極めて象徴的な意味を持つものいえるだろう。

平成5年、内廓西部で実施された第三次調査では、調査箇所においてのみ4m幅の内堀あるいは土橋の存在を仮定したが、今回の調査によって判明した堀の規模から、現在の道路範囲内に内堀が走っていた可能性が高くなった。この部分では同時に土塁も既に失われているため、この位置に堀及び土塁が構築されていたと考えるべきであろう。

(2) 溝跡

溝跡は2カ所、A区内、A-1グリッドに1号溝跡、B区内、A-8・9、B-8、C-8、D-8グリッド、一部途絶してF-8、G-8、H-7・8グリッドに2号溝跡が検出されている。

◎1号溝跡

終端部分のみの検出であり、その概要は不明である。確認深度は極めて浅く、溝としての使用の形跡は認められない。終端部分が屈曲しており、区画的な意味合いがあるものと推定される。

この溝跡と併走する範囲に対応するように、外堀の項で触れた土止め杭と推定される小穴が確認されている。この溝跡も囲柵状施設の盛土基礎を固めた痕跡一部と見ることができるかもしれない。しかし、実際に事業面が検出された訳では無く、ここでこれ以上言及できない。同様の遺構に関する類例の蓄積が必要である。

◎2号溝跡

確認深度は極めて浅く、部分的には消滅してしまっている。そのためその機能については推測の段階にも至らない。しかし、構築地域内において重複する殆どの土壙・柱穴を切って構築されており、建物群などより新しい構築である可能性が高い。B1793号土壙のみ本溝跡を切って構築されている。この土壙はその形状や覆土の状態から、抜根等に伴う比較的新しい時代のものと思われ、本溝跡が後述する松株の抜根以前の構築であったことを示唆している。遺物は出土しなかったため、その性格、機能期間については推測すらできない。しかし、途絶するE-8グリッド以西と以東で見せる方向の変針は、旧中山道の方向の変化と対応しており、路線確定後の構築であった可能性が考えられる。このことから、この地域の土地区画に関連した遺構である可能性が考えられるのではないだろうか。

(3) 土壙類

調査区からは、総計2568基の土壙が検出されている。この内、明らかに単独構築と推定される土壙は122基であった。これらの土壙には、更に平面プラン長方形状のものと平面プラン円形状のものが確認されている。長方形状の土壙は調査区北半部に、円形状の土壙は調査区南半部に、概ねその分布の集中が認められる。

◎平面プラン長方形の土壙

平面プラン隅丸長方形の土壙が21 基が検出された。このうち一部が調査区外或いは攪乱、他遺構との切合いにより一部が未確認なもの6 基(A337号・B134号・B1213号・B1235号・B1793号・C42号土壙)、概要が完全に確認されたもの15基である。本項ではこの15基についてみていくこととしたい。

※主軸方向による構築傾向

主軸方向的にはW-N方向のもの(以下W-N群) 7 基、N-E方向のもの(以下N-E群) 8 基の 2 群に分類される。W-N群は 6 $^{\circ}$ $^{\circ}$

空間的土地利用の変化が影響するものと考えてよいだろう。以下、このW-N群、N-E群の分類に従って概要を見てみたい。

次に各土壙の機能に関係すると思われる開口面積及び規模比率の様相について調べてみた。

○W-N群

A153号・A285号・B577号・B586号・B1364号・B1579号・C317号土壙が本群に属する。

W-N群は形状が真方形~長方形にまとまっている。比率は1.7:1から3.9:1の範囲に包括され、概ね2:1、3:1、4:1に近似した比率に収束する傾向が認められる。開口面積は1 ㎡、1.7~1.9 ㎡、3.5~3.6 ㎡ に偏移している。壁面形状について見ると、上部が削平されている可能性があるため断定できないグループ 4 基(W-N0群:A153号・A285号・B586号・B1364号土壙)。残り3 基は70° 前後を最大傾斜角とする断面逆台形のグループ 2 基(W-N 1 群:B577号・C317号土壙)と70° を最小傾斜角とする箱形に近似したグループ 1 基(W-N 2 群:B1579号土壙)に分類できる。本群に属する全ての土壙の構築位置には偏移の傾向は認められず、やや散漫な分布状態を呈している、他の小土壙との切り合い関係を有するものについてはそれらの埋没後の構築であることが確認されたが、遺跡全体としての時間設定には至らない。その意味では他の小土壙構築と同時期の所産である可能性は残されている。しかし、W-N 1 群・2 群はいわゆる黒ボク土の範疇とされる土壌を覆土としており、同様の環境下で埋没した可能性を示唆している。

ON-E群

A335号・A336号・B366号・B451号・B452号・B453号・B861号・B1554号土壙が本群に属する。 本群は形状が長方形〜短溝形とバラエティが広がる。比率は2.0:1から5.2:1の範囲に包括され、概ね 2:1、3:1、4.5:1、5:1に近似した比率に収束する傾向が認められる。開口面積は2㎡、2.5㎡、4㎡、5㎡に収束している。

比率はN-E 群の方が散らばりが大きく、開口面積的にも総体的に広い、壁面形状について見ると、上部が削平されている可能性があるため断定できないグループ 1 基(N-E 0 群:B 366 号土壙)。箱形のグループ 0 基(N-E 1 群:A 0 3 3 6 号土壙)と台形(一部台形も含む)のグループ 0 基(N-E 0 群:B 0 4 基(N-E 0 群:B 0 4 基(N-E 0 群:B 0 4 基(N-E 0 群:B 0 5 日 5 4 B 4 5 2 号・B 4 5 3 号・B 8 6 1 号土壙)、逆台形のグループ(N-E 0 群:B 0 5 4 号土壙)に分類できる。N-E 0 群以外はほぼ同一地域(N-E 0 群はA-4、B-3グリッド内、N-E 0 群はF-0 7・8 グリッド内)に構築されており、それぞれのグループの土壙は同一目的により、同時、或いは継続する短時間内に構築された可能性を示唆している。

覆土の分析結果から、N-E 2 群のB452号、B453号土壙は浅間A軽石(As-A)降下前に埋没が完了していたことが確認されている。締まりに乏しく、外気の影響によって簡単に風化してしまう(調査時には1週間程度で崩壊が認められた)ソフトローム土を地盤とする土壙の壁面が、オーバーハングを保った状態で検出されており、構築から埋没の完了までの行程が、極めて短期間に終了していたと推定できる。土壌内に堆積した黒ボクを主体とする土壌のほぼ全面からローム土の小塊が形状を保った状態で混入しており、切り合う小土壙の覆土との比較からも、遺構が相対的に新しい構築であるを示唆している。ただし、それらの小土壙を柱穴としたり、重複する掘立柱建物跡が確認できなかったため、直接的な前後関係については言及できないが、調査時の印象からは、地域の掘立柱建物構築終了以降、18世紀第四半期以前を構築から埋没までの時間幅として考えておきたい。同様の黒ボク土の堆積が認められる同様の軸を執って近接して位置するB451号、B861号土壙にも同様の時間幅を考えてみたい。また、同様の覆土であったN-E 0 群・1 群(A335号・A336号・B366号土壙)についても同様の環境下における埋没の可能性がある。

これまでの調査事例からは同様のプランを呈する土壙は、墓壙かいわゆる「芋穴」として解釈されてきた。しかし今回、B452号、B453号土壙に関する覆土の土壌分析の結果、遺体や栽培作物及び敷物の痕跡は認められず、全く別個の機能を推定する必要が生じている。残念ながら他の土壙については土壌分析ができなかったため、両土壙と一律に解釈することには疑問が残る。しかし、覆土の特徴を共通とする土壙、例えば覆土の特徴をほぼ共通とするW-N 0 群・1 群やN-E 1 群・2 群の土壙については、具体的な構築時間の順番までは確認できないものの、同様の環境下における埋没という点か

ら、同様の時間幅を与えることができるだろう。或いは機能の共通性にも及ぶかもしれない。しかし、W-N2群のB1579号土壙、今回は分類対象から除外したB1793号土壙などは、それらの土壙群とは覆土の内容を明らかに異にしており、その性格について全く異なる可能性は高い。構築・機能時期についても、より遡る可能性が高いものと考えている。

◎平面プラン円形状の土壙

調査区ほぼ全域で確認されているが、B区南半部から特に多く検出されている。特にA~J-8グリッド以南の地域から検出された土壙群は、形態は様々であるが、覆土の締まりが極めて悪く、ロームブロックが面的に堆積するなどの特徴を共通して示しているものが多く認められ、一部の土壙には松根の遺存も確認されている。地権者である福島知久氏の証言によると、太平洋戦争末期、この地は松林であり、松根油抽出のため抜根作業をおこなったとのことであった。現在でも国済寺境内には松が多く自生している。もともと今回の対象地も国済寺境内と連続した山林であったものが、戦後の農地解放によって分割払い下げになったという経緯を持っている。このような状況と、先の福島氏の証言から、少なくともこの地域が松林であった時期があることが明らかとなり、先の松根油抽出のための抜根だけでなく、耕地開発のために松林が切り開かれたことが明らかとなっている。この状況から、B区南半部において検出された土壙には、近・現代の立木の抜根跡が含まれる可能性が高い。報文に掲載したB1143号・B1229号・B1253号・B1254号の各土壙がこの範疇に含まれると考えられる。

一方、C9号土壙からは、底部より自然礫が1点、はめ込まれる様にして検出されている。礫は存在しなかったが同時に小孔が2カ所検出されており、栗石の痕跡など、礎石の基礎であった可能性が考えられる。これに対応する土壙は検出されていないため、構造物の推定には至らないが、本土壙が旧中山道に面して検出されており、門など出入口構造物が存在していた可能性を指摘しておきたい。また、近接するC99号土壙には、板状のものを突き立てていた様な痕跡が認められ、先の施設も含め、境界施設が構築されていた可能性も考えられる。B758号・B974号・B998号土壙は、今回組み合わせには至らなかったものの、柱穴など構造物の基礎の痕跡であった可能性がある。B772号土壙についてはその掘り方の特異さのため、その性格の推定すらできない。諸学兄のご教示をお願いする次第である。

(4) 倒木痕

今回検出された土壙のうち、近年の抜根跡とは明確に区別されて確認された倒木痕が確認されている。そのうちB1091号土壙はその覆土表層下から埋没柱穴が検出された事で柱穴埋没後の覆土堆積が確認されており、時期的には建物跡消滅後のものと推定される。B1451号土壙は、痕跡埋没後の覆土上に柱穴が構築されている状況が確認され、館跡整地時、或いは掘立柱建物構築以前に伐根された可能性が推定される。

(5) 柱穴

調査区ほぼ全面より直径20cm~30cm、深さ20cm前後の小土壙が検出されている。これらの小土壙はその規模・形状から柱穴と考えられる。

後記する掘立柱建物の柱穴として確認されたもの以外にも、組み合わせに至らない土壙群が多量に存在する。現状保存された範囲と今回確認した130軒の掘立柱建物跡の検出状況を考えると、柱穴の検出に至らなかった建物跡が更に存在したと考えられる。個々の柱穴について見てみると、一部ながら柱根の痕跡を認められるものが存在しており、稀ながら14号建物跡の柱穴では最大径12cm、61号建物跡の柱穴では最大径16cmの変色域が確認され、柱材の基礎部分を推定させる形跡も確認する事ができた。また、28号、33号建物跡の柱穴など、掘り方が傾斜したり、下半部が膨れるような形状を呈して検出される土壙の場合、柱材の撤去時に途中まで引き倒した後、引き抜いている可能性が考えられる。また、上記の確認プランの柱穴以外にも、検出時の状況から確認径5cm前後で深さ30cm近いものや、確認径約10cm、深さ約3cmのものが確認されている。いずれも他の柱穴に見られる「掘り下げた」遺構としての特徴が弱い。無論、掘り方が浅かったり、検出できなかった柱穴については、覆土

上層から掘り込まれた土壙の底部面の残存である可能性が否定できないが、確認面上の形跡に限って言えば、前者は杭などの打ち込み跡、後者は柱材等の置き立ての痕跡である可能性を考えている。いずれにしても、土壙群の内容から、この地域に存在した構造物の基礎には、掘立によるもの、打ち込みによるもの、置き立てによるものの3種が存在した可能性を仮定してみたい。それはこの地域に建てられていた建物の構造にも大いに関係してくるものであろう。

(6) 掘立柱建物跡群

現地及び配置図上においてこれら柱穴群の組み合わせを確認した結果、延総数130軒の掘立柱建物跡を確認した。このうち1軒(118号建物)は片流れの上屋構造を持ち、屋根部が直かに地上に接する構造物と考えられる。他の129軒はいわゆる四隅に基礎柱を有する建物跡であり、上部で屋根材が支持される構造物と考えられる。

本項ではこの129軒についての概要を分析し、その性格について考察を加えることとする。

①柱配置から確認された建物規模(桁行×梁間)と軒数 分類の結果は次表の通りである。

梁間		1 間	2 間	3 間	4 間	숨 計
1	間	78	13	10	1	102
2	間	4	6	7	2	19
3	間	2	1	2	0	5
4	間	0	1	1	1	3
合	計	84	21	20	4	129

 1×1 構造が過半数を占め、桁行、梁間ともに数を増すほど軒数が減少する傾向が見受けられる。但し、 3×2 、 3×3 については僅かに増加する。 2×1 、 3×1 にも小さなピークが確認されており、梁間 1 間を基本構造とする建物が大多数を占めていることが分かる。

②実測数値比率(桁行:梁間)と軒数 分析の結果は次記の通りである。

比	率	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6	1.7	1.8	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3	2.4	2.6	3.1	合 計
軒	数	20	18	12	15	9	17	4	4	10	5	4	2	1	2	2	3	1	129

比率的には17種類が認められる。1:1規模を最多として、比率が大きくなるほど確認軒数が減少する傾向が認められる。その中でも1.5:1規模の建物に1:1に匹敵するピーク、1.8:1規模の建物にその半分強の小さなピークが認められる。実際の柱配置は別としても、実寸法の面から見ると、1:1、1.5:1が建物の一つの基準となっていた事が分かる。建築時の縄張りがどの程度の精度を持っていたものかが不明であるため、明確な区分はできないが、それぞれの周辺の比率組み合わせも、どちらかの比率の範疇に含まれる可能性は高い。1.8:1も小さいとはいえ、隣接数値規模の倍以上を記録しており、この比率についても基準とされていた可能性が考えられる。比率2.0以上になると軒数は殆ど増減していない。1:1を主体とする建物群とは異なり、この範囲に分布する建物は、より明確な目的のもと構築されていた可能性が考えられる。

③柱配置による建物規模内における実測比率(桁行:梁間)の相関関係 建物規模と実測数値比率の相関関係をまとめたのが次表である。

間取	1 × 1	2 × 1	3 × 1	4 × 1	1 × 2	2 × 2	3 × 2	4 × 2	1 × 3	2 × 3	3 × 3	2 × 4	3 × 4	4 × 4	숨 計
比率															
1.0:1.0	14	1	1			1						1	1	1	20
1.1:1.0	12	3							1		2				18
1.2:1.0	9		1				1	1							12
1.3:1.0	9		1	1	3				1						15
1.4:1.0	6		1				1			1	***				9
1.5:1.0	8	3	2		1	1	2								17
1.6:1.0	3		1												4
1.7:1.0	1	2					1								4
1.8:1.0	4	2	1			1	2								10
1.9:1.0	3		1			1									5
2.0:1.0	3							1							4
2.1:1.0	1					1									2
2.2:1.0	1														1
2.3:1.0		1	1												2
2.4:1.0	2														2
2.6:1.0	1	1				1									3
3.1:1.0	1														1_
승 計	78	13	10	1	4	6	7	2	2	1	2	1	1	1	129

間取り1×1構造の建物については比率1:1から3:1内に16段階の比率に基づく形態が認められる。該当軒数も全体の約60%を占め、最も簡易な構造による建物の構築が強く指向されていた形跡が認められる。数こそ少ないが実質比率2:1以上の建物を1×1構造で造る例も9軒確認され、耐久性を余り考慮していない傾向も認められる。もっともこの場合、本来は中間柱が存在したものの、柱穴の掘り方が極めて浅かった、或いは置き立てであったため、痕跡として確認できなかった可能性も存在する。これは前記した柱穴の検出状況からも十分考えられることであろう。しかしどちらにしろ基礎構造としては非常に安直であったことは間違いなく、それでも当初目的を達していたことが分かる。全体的に柱配置構造が複雑になるほど実測比率が1:1に近づいていく傾向が認められる、確認軒数こそ激減しているが、少数であれ、構造的な正合性と耐久性を備えた建物も建てられていた事が推定される。この両極に位置する建物構造と軒数の傾向は、そのまま建物の構築目的と関係し、更にはこの地域の持つ機能に関わってくることが連想できるだろう。

④建物規模・実測比率と推定面積の相関関係 建物構造と面積の相関関係を示したのが次表である。

間取	1 X 1	2 × 1	3 × 1	4 × 1	1 × 2	2 × 2	3 × 2	4 × 2	1 × 3	2 × 3	3 × 3	2 × 4	3 × 4	4 × 4	合 計
	14 67(6.2) 115(11.6) 66(12.5) 59(*12.7) 86(21.3) 3(21.9) 17(*22.8) 5(23.7) 32(24.2) 72(24.3) 34(28) 127(35) 83(36.4) 53(*41.6)	1 30(*54.9)	1 35(28)			1 91(*12.1)						1 96(26.5)	1 84(41.7)	1 12(60.1)	20
	12 65(13.4) 128(18.6) 50(20) 60(19.4) 45(21.8) 88(23.6) 129(25?) 85(26.3) 107(28.4) 109(30.1) 105(38) 13(46.8)	3 24(15.9) 7(39.7) 25(45.7)							1 38(21.4)		2 90(33.7) 103(38.6)				18
	9 71(13.1) 49(*14.4) 116(15.5) 99(23.7) 125(23.8) 89(25.9) 108(27.3) 37(35.4) 117(41.7)		1 29(35.2)				1 14(42.2)	1 102(24.5)							12
1.3:1.0	9 76(15.9) 74(16.0) 78(21.5) 26(23.5) 2(24.8) 36(25.9) 47(29) 16(45.2) 9(64.5)		1 39(24.8)	1 57(*36.7)	3 22(15.1) 42(22.8) 8(38.1)				1 92(20.3)						15
	6 126(6.6) 112(17.4) 100(19.4) 110(23.0) 101(23.3) 28(32.2)		1 93(5.1)				1 6(42.6)			1 104(42.9)					9
小計	50	4	4	1	3	1	2	1	2	1	2	1	1	1	74

間取	1 × 1	2 × 1	3 × 1	4×1	1 × 2	2 × 2	3 × 2	4 × 2	1 × 3	2 × 3	3 × 3	2 × 4	3 × 4	4 × 4	合 計
比率 1.5:1.0	8	3	2		1	1	2								17
		113(19.3) 4(*22.0) 11(41.7)	62(17.5)		21(32.3)										
1.6:1.0	3 114(14.8) 73(15.1) 40(23.2)		1 111 (*44.7)												4
1.7:1.0	1 15(24.26)	2 55(25.28) 63 (*31.51)					1 43(28.27)								4
1.8:1.0	95(*15.84)	44(35.05)	1	23(23.62)		1 79(28.74)	2 64 (*43.97) 54(47.5)								10
1.9:1.0	3 82(10.65) 56(21.15) 122 (*36.90)		1 68(17.78)			1 18 (*19.47)									5
2.0:1.0								1 61 (36.47)							4
2.1:1.0	1 80(13.08)					1 27(46.96)									2
2.2:1.0	1 130(*18.33)														1
2.3:1.0		1 10(30.97)	1 98(22.08)												2
2.4:1.0	2 81(5.34) 75(16.35)														2
2.6:1.0	i	1 97(27.54)				1 118 (*27.45)									3
3.1:1.0	1 77(*22.20)														1
小計	28	9	6	0	1	5	5	1	0	0	0	0	0	0	55
合 計	78	13	10	1	4	6	7	2	2	1	2	1	1	1	129

[※] 項目頭には軒数、以下は建物番号(推定面積)で表示。面積表示の頭に*が付く建物は庇付き。 報文中で庇と仮定した部分も合算し、生活面積として算出している。

規模 1×1 の間取りで、比率 $1:1\sim 1.5:1$ の建物が多く認められ、面積的にもバラエティーが顕著であった。生活面積よりも建築構造の簡易さが目立つ。この点は鎌倉時代以前に見られた単位構造体の名残とも考えることができる。間取り配置が複雑になるほど柱数、柱間比率が正率を基本とする構造に近似していく傾向も認められる。

⑤建物の分布状況

今回検出された建物群は、その殆どが著しい重複関係を見せており、最低で2軒、最高で11軒の重 複関係が認められる。重複が認められなかったのは87号・121号・130号の僅か3軒に過ぎない。そ の内の121号・130号建物については、調査区の端や狭小な部分で検出されたために、周囲における建 物の確認が制限されていた可能性が高く、結果的に、調査区一帯の、ほぼ全域で建物の建て替えが繰 り返し行われていた状況が確認される。但し、実質的な切合い関係は殆ど認められず、2軒の切合い が8件、3軒の切合いが1件に過ぎない。この事は、建物群の分布域としてある程度継続して使用さ れており、殆ど全ての建物が必ずどこかしらで隣接建物との位置関係に制約を受けていた事を示唆し ている。しかし、その現象が建物の計画的配置、つまり規則的な土地利用が成されていた事を意味す るのかというと、その様な傾向も認められない。何より、外堀という確固たる境界施設の内外にわ たって建物の分布が認められており、個々の建物の桁行方位による配置状況を見た場合でも、重複関 係のある建物の間に方位的近似関係が認められるのである。推定値ながら面積的な近似の傾向が認め られる場合も確認された。無論前述の通り、建物自体が非常に簡易な構造であった可能性が高いた め、この場合、厳密な数値的データの集計が、どれだけ事実を反映するかは疑問である。今回の分布 状況の場合には、同一地域においては比較的同方位に桁を執って、比較的同程度の規模の建物が建て 替えられており、そのような地域が調査区内に何カ所も存在していた傾向があるという点を指摘する に止まるものであろう。その中にあって、27号・57号・64号・84号・111号・118号・126号等の、 構造的により複雑な建物の存在は、それぞれが独自的であり、先に示した隣接、或いは先に存在して いた建物の制約の点では希薄な印象を受ける。これは、これらの建物が他の建物の影響を受けない全 くの空閑地の状態で選地され建てられたのか、他の建物の制約を無視する形で建てられたのか、いず れかの状況にあったことを意味する。建物の重複関係や建物の規模・構造を考えると、そこには後者 の要素がより強く反映されているように思われる。

⑥想像される建物像

以上の分析結果から、調査区から検出された建物群は総体的に単純・簡易な構造が多数を占めていることが明らかとなった。また、建物の検出状況総体からは、建物個々の方位や所在地にややまとまりが見られたものの、それは計画性に基づく時期的な建物配置の変遷という巨視的傾向を意味するものではなく、同所、同方向における、同程度規模建物の建て替えという近視的傾向の結果である事が推定された、この事は庁鼻和城における調査地域の利用状況の推定においても、極めて重要な意味を持つものである。

これまでに判明している点は以下の通りである。

- 1. 寺域に極めて接近した境地域に建物群が密集し、繰り返し建て替えられている。
- 2. 建物単体は礎石を伴わず、簡易構造の傾向が強い。
- 3. 複数(多数)の建物が同時に構築、機能していた可能性が高い。
- 4. 建物の構築には、外堀の内外という地域の制約が弱い。
- 5. 建物個々についても、全体的な計画配置ではなく、先に存在している建物の影響を強く受けて建 て替えがなされている可能性が高い。
- 6. 火が使用された形跡が一切認められない。

以上の各点を総合すると寺院建築物に近接した地域に、比較的規制、規格が希薄な状況で集中的に 多数構築され、一時的に使用された建物群、という事象に集約する事ができる。

3. 出土遺物の概要

(1) 土器類

○縄文土器

外堀跡・内堀跡、及び土壙から出土している。流れ込みによるものと思われるが、この近辺に縄文 時代遺跡が存在した可能性を示唆している。あるいは庁鼻和城及び国済寺の造営によって遺跡が隠滅 した可能性も考えられるだろう。

〇土師質土器

外堀跡、B1143号土壙より出土している。何れも小片であるが、底部へラ磨きのものと糸切りによる切り離しのものが確認されている。

○常滑系陶器

内堀及び外堀から出土している。共に15世紀頃のものと推定される。外堀出土のものは平鉢の可能性が高い。

(2) 石器類

5基の土壙から打製石斧 1 点、フレイク 4 点が出土している。他の出土遺物の概要から縄文時代後期のものと思われる。遺構への属性については不明であったが、フレイクは流れ込みによるものと思われる。

(3) 石造物

○五輪塔

整形の特徴、使用された石材から、16世紀の所産である可能性が高い。現在国済寺境内では上杉氏墓所、住職墓地に計28点の五輪塔(残欠)が確認されている(註1)。復元されている個体は住職墓地の1基にすぎず、残欠の状態で集積されたり、宝篋印塔など別種石造物と組み合わせられているものが多い。しかしこれらの状況から、ある程度の基数の五輪塔が造立されていたことが推定できる。しかし、確認されている五輪塔の中には刻文、墨書による梵字を残す個体、残欠は存在せず、かつては更に多くの個体が存在していたことを示唆している。

○宝篋印塔

笠部角の破片のみであるため、具体的な造立時期は不明であるが、上杉氏墓所にある二代当主憲光墓と伝えられる宝篋印塔に、同様の意匠を作出した笠部が認められる。こちらの笠部自体は頂部の成形形態から、多層宝篋印塔のものと思われる。墓所における石造遺物の組み合わせ自体の混乱が著しいため、現在の状況からの時期判定は不可能だが、15~16世紀、室町時代の造立と思われる。よって出土資料についても、ほぼ同時期を比定しておきたい。

○板碑

全て小片であり、刻文を残すものは第5・第6グリッド出土の接合資料とB1792号土壙南方の攪乱出土の資料のみである。接合資料については蓮台部と銘文の一部、攪乱出土の資料は種子のみであるため、具体的な造立時期を知るまでには至っていない。しかしこれまで国済寺においては板碑の存在は1点も確認されておらず、今回の出土資料がその存在を初めて示すものとなった。殆どの資料は内堀覆土最下層から出土しており、堀区画の埋没時期が板碑の投棄時期となる可能性が高い。また攪乱出土の板碑は西に隣接するB1572号土壙から接合する小片が出土しており、土壙埋没時に板碑が投棄された可能性も示唆されている。堀の埋没時期と土壙の埋没時期の相対的時間差は不明だが、今回の結果によって、調査区遺構が埋没していく過程で板碑が投棄されている可能性が高くなった。今後の調査では板碑の検出と埋没状況の確認が、投棄の状況を知るための課題の一つと考えてよいだろう。

石造物の出土によって、庁鼻和城(国済寺)においても、宝篋印塔、五輪塔、板碑によって構成される墓所の存在が確実となった。石造物の時期や庶民の檀家を持たなかった国済寺の性格から考える

と、その殆どは上杉氏や、国済寺の運営に深く関与した人物(集団)に関係した石造物群であった可能性がある。しかし、徳川氏の関東入国による破壊を避けるため主な石造物を江戸時代当初に地中に隠匿、明治時代以降再発掘し、墓所に再配置したという国済寺の伝承(註2)、それを示すような現在の墓所の石造物の混乱ぶり、住職墓地に江戸時代以前の石造物が殆ど見られないことから考えても、墓所自体が大きく改変されていることを考慮しなければならない。

今回出土した遺物は全て内堀覆土最下層から出土している。いわゆる浅間Bテフラ (As-B)堆積層がその上層で安定した状態で検出されており、時期的には18世紀末を下限とする土砂に伴う投棄と推定される。

第3次調査の際にも内廓部分に接する溝跡覆土上層から宝篋印塔の相輪基部や五輪塔水輪が出土している。宝篋印塔の造作に17世紀頃の特徴が見られることから、この造立時期を上限とする埋め立てであると推定した。また、内廓内で実施した第2次調査の際には一括廃棄されていた陶器・土器から18~19世紀中の廃棄を仮定し、一部被熱した痕跡を残す資料から火災による境内改変の可能性について試察してみた。個々の仮説についての詳しい検証ができないため、それぞれの実態とその関連については検討の余地が大いにあるが、今回の調査結果を総合すると、江戸時代にしばしば石造物の整理(投棄)を含む国済寺境内の改変が行われていたと推定することができる。国済寺に残る伝承などを考え併せると、境内地では幾度となく改変や廃棄が行われていたのであろう。そのことはつまり、それまでの国済寺を中心とした地域社会の形態に著しい変化が現れたと言うことに他なるまい。それが戦国時代における北関東有数の道場としての国済寺と、幕藩体制下における国済寺村の中心たる村落寺院としての国済寺という、社会体制の変化に大きく影響された国済寺の変遷を物語っているのではないだろうか。

- 註1 平成6年度に実施された中世石造遺物詳細調査の結果による。
- 註2 「新編武蔵風土記稿」には『上杉憲英墓』の記述が残されており、江戸時代後期には墓所が存在していた ことが分かる。この事から、石造遺物埋匿の伝承がどの程度の確度を持つものなのか、更に検討する必要が あると考える。或いは、墓所の改変によって取り片付けられていたものが後年出土し、このような伝承を生 んだものかも知れない。

4. その他

今回の調査区からは多数の攪乱が確認されている。その殆どはB区南半部におけるものである(巻頭写真参照)。時間的問題からその全ての調査はできなかったが、内容物からかつて構築されていたビニールハウス撤去に伴うものであることが確認されている。また、A区、B・C-1グリッドで確認された攪乱は、その内容物から昭和30年代~40年代以降のものである可能性が推定される(註1)。

註1 出土したガラス製容器(第78図21)は、昭和30年代後半に鉄道弘済会で販売された菓子容器であることが 知久祥子氏のご教示により判明している。具体的年代の分かる最も新しい遺物であり、これを判断の基準と した。この結果から、現在の旧中仙道に近接する範囲においては同様の攪乱を受けている可能性が考えられ る。

第7章 調査結果に基づく試察~庁鼻和城、或いは国済寺における一様相の復元~

今回の調査は、庁鼻和城跡調査史上、最も広範な調査対象地となったために、土地利用の一様相を 看取することができた。そこで本章ではこれまでの調査結果から、調査区の様相について若干の考察 を試みてみたい。

1. 庁鼻和城としての調査区の歴史的・機能的位置付け

現在推定されている庁鼻和城跡の形状は、国済寺に残る記録を元に、「東曲輪」、「西曲輪」、「南曲輪」といった地名、土塁など各所の伝承地から割り出している。これを見ると、この後に造られた深谷城の縄張りと比べても、我々が抱いている城郭というイメージから大きな隔たりがあると言うことができるだろう。

既述したとおり、庁鼻和城は15世紀半ばでその位置を深谷城に明け渡すこととなる。この深谷築城 を期に、北関東地方では相次ぐ築城の記録が見いだせる(註1)。享徳の乱に端を発する関東地方の 動揺を直接的な原因とするものと思われるが、このことを考えても、深谷城に限らず、地域的に城館 機能の変化が認められる時期と言うことができるだろう。柴田龍司氏の論攷によれば、15世紀はそれ までの居館が廃され、居館と一体化し、恒常的に機能し続ける城郭(戦国期城郭)が出現し、分散し ていた村落が居館周辺に集村する集落景観が成立する時期であるとされている(柴田 1991)。深谷 城が内廓の居館本体のみならず、「侍町」、「仲間町」などの生活区画を城内に持ち、後の深谷宿に発展 する城下町的集落が形成されていた点を考えると、確かにこの戦国期城郭の嚆矢ということができる かも知れない。そしてそれは同時に、庁鼻和城が戦国期城郭の範疇から外れることも示唆するものと いえるだろう。我々はこれまで庁鼻和城に対して、この戦国期城郭に代表される、近世城郭のイメー ジを重ねすぎていたのではないだろうか。我々は15世紀以前の城館とは一体どのような性格のもので あったのかを考え直し、庁鼻和城跡の持つ可能性を再考察すべき段階を迎えているように思う。 柴田氏は先の論攷において15世紀中の地形の違いによる館と城の在り方を図式化し、『居館の周辺に 台地や山がない地域(広範囲な沖積地平野地帯など)』においては、『15世紀以前』は『平時』には 『館』として機能し、『戦時』には『臨時に館を城郭化』するものであったのが、『15世紀以降』に は、『平時』『戦時』ともに使用される『城郭化した館』と『城下集落』が出現すると述べている。 庁鼻和城跡については残念ながら縄張図が残されていないため、具体的な検証はなされていないが、 少なくとも内廓に関する限り、現存する堀跡推定地や土塁の規模から、推定方一町規模の方形であっ た可能性が導かれる。柴田氏の言う『平時』の『館』という要素が多く認められる。これに対し、外 廓については「西廓」や「東廓」といった小字名以外、具体的な施設については堀や土塁、物見櫓の 伝承地など、縁辺部に存在した施設に関する事柄のみで、その内部施設に関しての伝承は一切残され ていない。戦国期城郭のように「○○丸」や「○○廓」といった外廓部分に恒常的な軍事施設の存在 については不明な部分が多い。また深谷城や東方城のような「侍町」「仲間町」などの計画的居住空

「新編武蔵風土記稿」国済寺村の条に見られる記述では、小字「庁鼻和郷」は国済寺境内のことであると記され、境内地(=城地か)を含む一帯が、過去から既に独立した郷名を持っていたことが明記されている。伊藤毅氏の論攷によれば、中世においてはこの「境内」という語自体が寺社の境内にとどまらず、『公家の屋敷地や京都の町の街区なども指す、比較的広義の概念であった』とされていることから、国済寺を中心とした地域にまでこの郷名が及んでいたことも考えられる。また伊藤氏は先の論攷の中で、中世都市を単純モデル化した場合、「境内」と称される空間は、①領主館あるいは寺院などの中核(象徴核)を中心として、②同心円状の面集合によって形成され、その内部では③核を中心とするヒエラルキーが外向きに段階的に形成される重層空間を形成し、④領域を結界する土塁や堀などの要害施設、鳥居などの象徴施設に代表される境界装置などの囲繞により領域指定される閉鎖系

間に関する地名も残されていない。このことから考えて、庁鼻和城に残っている「西曲輪」、「東曲

輪」、「南曲輪」という地名を、即、深谷城と同義の縄張りに結びつけにくいのが現状である。

の集合であり、⑤空間の一円性を主張・保証する論理または根拠を備え、⑥各構成要素の定着性を想 定できるものと定義されている(伊藤 1995)。この論攷を国済寺の場合と重ねて考えると、かなり 推測に頼らざるを得ない部分が多いものの、それぞれの要素を満たす状況を想定することができる。 そう考えると、「曲輪」という地名表記から、近世城郭的機能を規定する必要はないのではないだろ うか。むしろここでは「曲輪」という語に、この中世における「境内」を形成する面的地域という解 釈をあてはめるべきではないかと思われる。深谷市に所在している城館跡のうち、「曲輪」或いは 「廟」表記の小字名を残すものは、ほとんどが武蔵武士団のものと伝えられている。これらの館跡に ついては調査されておらず、不明な点があまりにも多いが、やはり方一町ないし二町の方形館を基本 とする縄張りを持っているものと考えた方が自然であり(可能性論的には人見館のように後世修築さ れたものを除いては)、戦国期城郭の体裁は未整備であったと推定される。しかし、「曲輪」「廓」 という名称の地域については、現在でも割合と明確な区画を残しており、軍事施設というより、地域 区画という認識が強いものと推定できる。これらの館跡には今のところ外堀伝承地は認められていお らず、その点ではとにかくも外堀が巡る庁鼻和城は、防御的性格がより鮮明に現れているものと考え ることができるだろう。ここに横瀬景繁が記すところの「こくさい寺之こや」の姿があったものと思 われるのである。深谷市蓮沼地内で調査されたウツギ内遺跡や明戸地内で調査された新田裏遺跡にも 見られるように、近年の発掘調査の成果によって、城館に限らず、寺院や集落もまた、多数の溝に よって区画されていたことが明らかになりつつある。第3次調査をはじめとする各所における確認調 査(註2)で検出された溝跡にも、同様の意味を見出すことが可能であろう。

こう考えてくると、「東曲輪」、「西曲輪」、「南曲輪」など、これまで単に城館跡の名残とされていた地名が、庁鼻和城の構えではなく、庁鼻和という地域と深く関わってきたものとする考え方を提示することができる。そして庁鼻和城に関して更に指摘しなければならないのは、字名として「北曲輪」が現存しない点である。現在我々が庁鼻和城跡と考えている地域は、土地区画の形状が極めて良く残されており、後世の区画整理などによる地名変更は考えにくい。むしろこの場合、縄張り当初から「北曲輪」という空間が存在しなかった可能性を考えておかねばならない。実際、今回の調査結果から、調査区北側で確認された外堀推定地と南側で発見された内堀推定地の間には、最大約80mの余地しかない。単純な直線距離にしても、南曲輪推定地で約250m、西曲輪推定地で約210m、東曲輪推定地で約200mの余地を有する規模であることを考えると、「北曲輪」地域はあまりにも規模が狭小である。今回検出された堀を城外堀と想定すると、上野国方面、即ち北方の監視・守備を重視すべき庁鼻和城の築城理由から考えて、戦略上の重要地域であったはずの北曲輪が存在していないこととなり、内廓自体がほとんど外界に面していたと考えざるをえない矛盾に立ち当たる。今回の調査箇所に関しては、城郭的思考の延長である曲輪構造ではなく、内廓の余地あるいは周縁地という付帯地域的な機能を考えるべきではないだろうか。

今回の調査では、C区で確認された外堀以北でも建物跡と柱穴群が確認されており、これを庁鼻和城時代の遺構と仮定すると、部分的であれ、施設が外堀北方に広がる可能性が出てくることとなる。堀直縁には道路の存在する形跡を示す硬化面や盛土は一切確認できず、伝承として残されている「鎌倉街道」が堀沿いに走っていた可能性は低い。つまり堀外の空閑地の存在を示唆している。現在、旧中山道を挟んで所在する愛宕神社は、庁鼻和城時代からの鬼門除けとして崇拝されていたという細見修学氏の証言がある。城内に三社とも五社ともいわれる神社が鎮座していた深谷城の例から見ると、庁鼻和城が、城地(曲輪としては明らかに堀外であるが)内に神社を包括していても不思議なことではない。縄張り当初の城地が現在推定しているものよりも広がるのか、この地域に限り、施設が突出する形で構築されているのか、或いはこの地域自体が、土地利用に際し、地域区画の遵守を強制されない地域であったのか、また或いは建物群自体が許容される意味合いのものだったのか、この点については今後の調査検討課題とする必要がある。

これは、今回の調査区が、庁鼻和城の防御的見地に基づいて利用されたものではない可能性を示唆 していると言えるのではないだろうか。

- 註1 享徳の乱に関係する築城としては最初期のものといわれている。江戸城、河越城、岩槻城はこの翌年、長禄元年(1457)の築城である。
- 註2 国済寺西方で行った確認調査では、内廓方向から延びる溝跡が確認され、区画に使われていた可能性が考えられる。同所および南方で行った確認調査では小土壙が散漫に検出されたのみであり、区画内には空閑地が存在したものと推定している。

2. 国済寺としての調査区の歴史的・機能的位置付け

前記した通り、調査区から検出された掘立柱建物跡群は、その構造や規模から、仮設の可能性が高い簡易構造の建物であること、またその分布状態から、城の防御的見地に基づく建造物である可能性が低いことが推定された。

ここで我々は庁鼻和城のもう一つの面、国済寺としての面からこの様相について考察してみたい。 庁鼻和城と国済寺は、その成立時におけるファクターとしては庁鼻和城が上位に位置するものの、両 者とも同時期に独自に活動していたことは明らかであり、その点では、国済寺は庁鼻和城に包括され てしまう服属的存在ではないからである。

それでは、国済寺という宗教拠点から見た場合、これらの建物はどの様な性格を持つものであったのであろうか。

(1) 絵巻物に見られる建物からの復元

我々が中世の風俗を視覚的に確かめようとするとき、当時描かれた様々な絵巻物を参考とする手法が最近脚光を浴びている。製作時期の確認、絵師自身の時代認識、当時の社会習俗に関する知識、描出に関わる技量などによって、その表現には充分な検討を加える必要が生ずることは充分認識しておかねばならないが、それでも様々な指針を我々に与えてくれる貴重な資料であることは間違いない。これは考古学的立場からも同様であり、遺跡上で確認された僅かな形跡を、具体的な構造物として見せてくれる貴重な資料である。

これまでに得た仮説を検証するため、前記6点の状況に類似した場面を検討してみた。参考とした 絵巻物は寺社を取り巻く様々な建物が描かれている「一遍上人絵伝」(以下「一遍…」)、「法然上 人絵伝」(以下「法然…」)である。ただし、その舞台となっている鎌倉時代の基本的建築方法であ る「間面記法」は、室町時代には失われてしまっており、この点を十分考慮した上で、検討していく 必要がある。

これらの絵巻物には様々な寺社が描かれており、特に今回の調査結果のポイントである、境となる 堀や塀、柵の周囲に建てられた様々な建物を見出すことができる。

それらの建物は、具体的に大きく2種類に分類することができる。

- ○長期維持を目的とする建物
 - 〇一般民家 (町屋、農家母屋)
 - 〇宗教施設(僧坊·庵、社)
- ◎短期維持を目的とする建物
 - ○仮小屋(非人・乞食小屋、桟敷・見物小屋 等)

それでは各要素について今回のの調査結果と照らし合わせながら考えてみたい。

◎長期維持を目的とする建物

〇一般民家(町屋、農家母屋)

「一遍…」巻第六、第二十二段後半の三島社の鳥居前、巻第七、二十七段の関寺門前や四条京極の 釈迦堂の場面などに描かれる町屋は、寺社の参道、或いは塀沿いに描かれており、いわゆる門前町、 寺町を形成している。しかしそれはあくまでも寺社境内の外であり、配置には明確な規則性が認めら れる。国済寺の場合、確かに鎌倉街道伝承地である中山道が堀の縁辺に走っていた可能性を指摘することができるが、前述の特徴 4, 5 の点から、町屋の構成については考えにくい。また、農家と見られる民家の母屋にも、同様な特徴を求めることができるようである、町屋・民家母屋の表現に見られるような構造に見合う規模の建物も殆ど検出されていないことからも、民家の存在は考えにくい。 〇宗教施設(僧坊・庵・社)

寺院の隣接地という状況から、僧坊や庵などの可能性はどうであろうか。18号・27号・64号・84号・111号・118号・124号建物などは、部屋構造や中間柱の配置などに他の建物に比べ比較的長期の耐久性と居住性を指向した形跡があり、僧坊・庵と推測することは可能である。しかし、「一遍…」巻第五、第十八段の下野国小野寺の雨宿りの場面に見られるような礎石建物ではない点を考えると、やはり急造仮設の前提に基づくものとなる。「法然…」巻四十三、十一紙における西仙房心寂往生の場面に見られる、庵脇に建てられた念仏所のような無蓋の区画を想定することも可能だが、今回の場合、国済寺土塁の外に位置することから考えても、境内に伝えられる僧坊・庵などとは一線を画して扱う必要がある。国済寺における僧侶の生活実態が不明なため、これに関わるものとしては、これ以上の仮定推測には言を控えるしかない。

それでは社としての可能性はどうであろうか。調査区北方に国済寺鎮守である愛宕神社が鎮座しており、距離的状況からも神祇施設の混在は考えられなくはない。しかしその場合、確認された規模・内容からはいわゆる本殿・拝殿など本社的構造物というより、小社的構造物である可能性が高い。「一遍…」巻第五、第十九段の関の明神祈請の場面、巻第十、第四十段の備後一の宮参拝の場面などに小社の有様が見られるが、立地や規模に関わらず基礎は井桁構造であり、掘立柱穴を残す種類のものではない。掘立柱構造小社の例がないと断言はできないが、臨済宗法灯派と熊野・天神信仰との強い結びつきと、建物構造の規範が厳しく決められている神祇界の様相、更に堀の内外という国済寺と愛宕神社の空間関係を考えると、現時点においては小社の存在の可能性は低いものと考えておきたい。いずれにしても、建物全ての解釈としては不十分なものといわざるを得ない。

◎短期維持を目的とする建物

〇仮小屋

「一遍…」巻第二、第七段の天王寺参籠の場面や巻第八、第三十二段の美作国一の宮参詣の場面、巻第十一、第四十三段の淡路天満宮参詣では参道や門前、築地塀沿いに建てられた非人・乞食小屋の様子が、巻第七、第二十八段の空也上人遺跡市屋道場における念仏供養の場面では、板屋の高舞台を中心として、門前や境内に建てられた板葺の桟敷、囲いや見物小屋、非人・乞食小屋と思われる隅柱や片柱の小屋など、様々な仮設建築物が寄り集まっている様子が描かれている。時宗の踊り念仏の様な一種の見せ物的要素は考えにくいため、桟敷などは除外してよいと思われるが、今回確認された建物の様相を類型化しうる可能性として考えたい。

以上の点から、短期維持を目的とした構造物である仮定に立って論を進めることとしたい。

(2) 仮小屋の内容

これら絵巻物に見られる仮小屋は、2種類に分類することが可能である。すなわち、移動・建て替えの簡便さを目的とした建物と、あくまでも応急的な使用を目的とした建物の2群である。

◎移動・建替えの簡便さを目的とした建物

天王寺や美作国一の宮、淡路天満宮の場面に見られる非人・乞食の小屋がこれに相当するだろう。彼らの小屋は寺社の門前、大道、或いは堀割区画内などの境界部分にまとまって建てられている。これは、彼らが往来や参詣の人々との空間的な棲み分けを明確にし、「施す者」と「施される者」の関係を保つ、つまり生活空間の維持を第一とした結果であると考えられる。この仮定上では、彼らの建物は決して短期維持を目的としたものではない。天王寺参籠の場面には車付きの構造の小屋も描かれており、その構造の簡便さには、むしろ万が一の移動のための撤去、再建の簡便さに比重が置かれていると考えられる。今回の調査で確認された掘立柱建物群について見てみると、堀により区画された

地域内外にわたり、空間一杯に構築されている。彼らの小屋に見られるような生活空間の維持を意識 した棲み分けは一切認められない。また、建物の分布状態についても、それを裏付けるような建物配 置の変遷も認められなかった。

◎応急的な使用を目的とした建物

空也上人遺跡の周囲に構築された建物群がこれに相当する。これらの建物群は先の非人・乞食小屋と同様、高舞台と同じ敷地である堀割の内側に建てられてはいるが、彼らの小屋とはその立地条件が全く異なり、高舞台の周囲に、牛車や群衆を収容しうるだけの空閑地を隔てて取り巻く様に位置し、一種の領域を形成している様子も看取できる。このことは、これら建物群が生活空間の維持とは別に、その中心に位置する対象の求心力によって生じた派生的性格を持つものであり、対象が求心力を失えば、極端な場合、1回限りの使用で消滅することを前提としていたことを意味している。

今回検出された掘立柱建物跡群の個々は、外堀の内外にわたり、ほとんど無規則といえるほどの分布状態を示していることは前述の通りである。しかしながら総体で見た場合、これらの建物群は国済寺を取り巻く土塁と最短で約5m の空閑地を隔てて建築されていることが分かる。これは外堀に対する建物群の配置とは全く異なる様相である。このことを見ると、この建物群は外堀という境界施設にはとらわれず、あくまでも内堀に囲まれた国済寺という対象を中心にしたものである可能性が高い。このような対象を意識したと考えられる今回検出の建物群の様相には、「一遍…」における空也上人遺跡の高舞台を取り巻く建物群の様相にも通ずるものを認められるのではないだろうか。

(3) 掘立柱建物群に関する仮説ー国済寺を取り巻く意味

それでは国済寺を中心としてこれらの建物群が形成されたとすれば、その求心力の基礎は何だった のだろうか。筆者はそれを国済寺における教化活動に置きたいのである。先述の通り国済寺創建当時 の禅宗は、戒律に束縛されない往生を説く信仰仏教として、武士階級のみならず一般庶民に広く流布 しており、その教化活動の際には貴賤を問わず多くの民衆を集めていたようである。国済寺もその例 に漏れず、「峻翁令山禅師行録」には禅師の在錫時に多くの出家、在俗信者が国済寺へと集まってい る様子が描かれている。明徳二(1391)年二月二十一日の条には、一夏期の修行者を『一千人』、三月 二十七日の条には『数知れない』ほどの人々が集まったと記されている。無論、この数字や表現を額 面通りに受け取ることはできないが、禅師の名声から多くの信者が集まったことは確かであろうし、 禅師の示寂後も、実数こそ分からないが、多くの修行者の集う機会があったことは間違いない。これ までは境内の5つの塔頭がそれら修行者の宿泊に供されていたと考えられていたが、果たしてその全 員を収容し得ていたのであろうか。現在、これらの塔頭の規模様相を知る術を持たないため、これに 対する明確な答えを得ることはできないが、様々な規式、遺戒に見られる僧俗信者や修行者の出入り に対する厳しい規制を見ても、僧俗貴賤全ての人々が常住たる国済寺境内において生活することが容 認されていたとは考え難い。僧侶や壇越たる上杉氏を始めとする武士階級の人々は、塔頭や庁鼻和の 館へ宿泊したとしても、残る在俗信者はそれぞれの在所から通うか、遠方の者は国済寺の周辺で仮泊 していたと考えざるを得ない。

今回確認された掘立柱建物群は、この仮泊所的な位置にあったのではないだろうか。国済寺境内を 意識したとしか思えない空閑地を保ちながらも、文字通り一面に建て替えられた建物群が許容された 理由は、そこにあるものと考えておきたい。

そうした場合、同一地域における同程度の規模・構造の建物の度重なる建て替えは、単に多くの人々が集まってきた現れだけに止まらず、先に建物を建てた人物と、建て替えを行った人物の社会的背景に共通した部分があることも示唆し得よう。その中にあって、構造的により複雑な建物の存在は、その構造や選地の状況から、建てた人物の社会背景が先に示した人々のそれとは異なっていることを示唆するのかもしれない。それはある面では経済的なものであり、またある面では社会地位的なものであった可能性はある。その対照性は、当時の禅宗信者の多様性を示す証拠ともなるかもしれないが、現段階では、それを検討できるだけの具体的かつ十分な材料を持ち合わせておらず、想像の域を出ない。言を控えるしかない。

今回確認された建物群からは、火を使用した痕跡は一切確認されなかった。これは建物群の所在地で火を焚く行為、例えば調理の場として使用されなかったことを意味している。これは庶民の日常生活の場ではなかった事を示唆すると同時に、生活が国済寺に依拠していた可能性も示している。修行者の食事が国済寺において賄われていた、或いは「一遍…」巻第八、第三十四段、当麻寺曼陀羅堂の場面のように、信者の持ち込みによる斎で賄われた可能性と関連するのではないかと考えられる。また更に一歩言を進めれば、建物において火を焚くもう一つの必然性、暖房も必要としなかったことを意味している。深谷周辺では冬季は「赤城颪」が吹き荒れ、気温も低いため、火を使用しない生活は考えにくい。何よりもこの程度の建物では風によって簡単に倒壊してしまい、宿泊などとても考えられない。実際の使用は、夏期の一時期に集中していた可能性を推定するべきなのではないだろうか。

いずれにしても、現時点ではこれら建物群は庁鼻和城というより、国済寺と深いつながりを持つ存在である可能性を指摘しておきたい。

今回の内堀・外堀における土壌分析では、堀底付近からイネ属やヨシ属の珪酸体が検出され、これらが建築物の部材である可能性が指摘された。この見解については、それら植物群の栽培や自生の可能性、それらを材料とする製品が廃棄された可能性が否定された訳ではないので断定はできない。調査成果の更なる蓄積と検討が不可欠である。しかしこれらの痕跡が建物に使用されていた外壁材だとすれば、具体的な連想を喚起する事実と言えるだろう。

3. 庁鼻和城と国済寺の関係

我々はここで、庁鼻和城のもう一つの顔、国済寺としての面からも調査区の在り方を考えてみなければならないことが明らかとなった。しかし、国済寺については、古文書に残る僅かな記述に頼るしかないのが現状である。そこで具体的にそれらの内容から国済寺像を推定してみたい。

まず、国済寺を形成していたであろう建造物についてみてみよう。最も良く知られているのは、「新編…」に記されている五つの塔頭の存在である。もっともこれらは近世初頭には廃絶しており、現在その位置を伝える記録は確認できていない(註1)。しかし、これだけの塔頭を備える寺院である以上、国済寺自体の伽藍や、諸施設もある程度の規模を持っていたことは想定する必要がある。事実、「峻翁令山禅師行禄」(以下「行録」)の明徳二(1391)年の条には仏殿の建立が記されており、国済寺自体が創建以来、極めて短期間に伽藍を整えていたことが知られる(註2)。応永十五(1408)年に

記された「峻翁令山禅師遺戒」(以下「遺戒」)には、『諸寮舎』に武具並びに俗書を置くことを禁止している一条が見られ、主要な堂宇以外にも様々な施設が存在していたことを窺わせている。また寺内に『菜園』が営まれていたことも記されており、寺としての組織的自活自営の形態を整えつつあった形跡も窺うことができる。庁鼻和城が国済寺開山18年の時点で、道場としての様相を整えていたことは間違いない。

次に、国済寺の組織について見てみたい。「遺戒」には、武具・俗書の持ち込みの禁止、広園寺との僧侶の無秩序な往来の規制が記されている。これらは単に俗界との関わりに一線を画すという以上に、禅師自らも見聞してきたであろう、顕密寺院の衆徒や諸社神人の乱行、そして禅宗自体に蔓延していた強訴の風潮を批判し、これに対する公法の介入による検断から独立自治を保つため、衆僧の武装集団化や世俗化を厳しく戒めたものであると思われ、禅師存命時に、国済寺が既にそのような事態を想定しうるだけの衆僧の結集、組織化が見られていた現れと考えることができる。更に「遺戒」には、国済寺に『住持』とそれに準ずる『首座』の存在、老僧の評定による住持の選定が明記され、詳細ではないものの寺官組織の形成が窺える。米良文書に残る紀伊国熊野山の「武蔵国旦那知行分在所注文」(応仁二(1468)年)には、『西ちょうのはな一円』、『東ちょうのはな一円』の表記が見られる。「北国紀行」の例の通り、『ちょうのはな』が国済寺を指す語であることはほぼ確実であろう。その『ちょうのはな』が東西にに区別され、更に先に『西ちょうのはな』、数行後に『東ちょうのはな』が別記されている点に注意したい。この文書が勧進先である旦那を列記したものであるという性格を考えても、記録者が、勧進という事実に則した点から、それぞれの一個の集団として認識していることの現れであろう。推測の域を出ないが、この『ちょうのはな』が東西で記載される背景には、

当時の国済寺内部における、中国禅林以来の組織制度である東西両班の存在が示唆されているものと も考えられる(註3)。国済寺に住持・首座と東西両班から成る常住組織が存在した可能性は高い。 その他にも「遺戒」には『園頭』の存在が記されているが、残念ながらこれ以上の寺官組織について は詳述されておらず、それを知ることはできない。しかし逆に言えば特に記すまでもない既例のもの として略された可能性がある。「遺戒」に記されている『…高岳大庵主随縁可住持者也、自広園寺可 定、…』の一文の通り、師の抜隊得勝が開いた向嶽寺住持の選考範囲を広園寺に指定しており、その 管理が峻翁令山に委ねられていたことが類推される。この状況や、法脈上の関係を考えると、抜隊得 勝の「遺戒」が峻翁令山のそれに最も影響を与えたものと考えられ、国済寺の組織規定にはその考察 が不可欠なものと思われるが、現時点では、これに先行する「臨川家訓」や様々な規式、遺戒から類 推するしかない。また、国済寺には在俗の信者も多数いたことが先の「行禄」の記述、『四衆雲の如 く集まり』から知ることができる。信者は開基上杉氏を始めとする武家階層に限らず、庶民階層にも 及んでいたと思われる。このことは「天狗草紙」の例の通りである(註4)。顕密寺院では、庶民階 層の在俗信者が、いわゆる「公御人」的集落を形成して寺院の様々な生活活動を補助しており、その 一部は戦国期において武装勢力の一端を担ったことが知られている。『一夏(禅宗の夏期修行期間。 五月~七月) の衆一千余人』を賄った背景には、数の寡占はともかく、寺僧のみならず直接的・間接 的にその任に当たった在俗信者の存在を考えるべきではないだろうか。一般に中世の集落景観は「散 村」であるといわれている。しかし、このような宗教的存在が中核となった場合、散村であっても、 指向性の強い組織化された地域社会が形成されているものと思われる。もし両班制に基づく常住組織 の存在が確認されれば、国済寺を取り巻く地域、即ち庁鼻和郷という地域社会の在り方や、その成員 である民衆との関係についても、より具体的に考証し得るのかも知れない。

本項では、国済寺の寺領を中核とした地域社会、それが現在「曲輪」と伝えられている地域に展開していた可能性を考えてみた。そして「内曲輪」に存在したであろう庁鼻和城が、その一部に建立した国済寺との密接な関係を形成しつつ存在することによって、未だ南朝勢力が無視できない勢力を有し、政情の流動的な北関東地方において、名流とはいえ、あくまでも新参である深谷上杉氏が、国済寺壇越の立場を以て、庁鼻和に形成されていく地域社会を把握し、拠点化する過程において大きな力としたのではないかと想像するのである。もちろん、当時の生産経済上、農業生産が大きな部分を占めていたことは間違いなく、この事抜きには話になるまい。ただ、堀を利用した利水権の独占による地域掌握の拠点としての中世居館の位置付けは、今回の発掘調査により判明した礫層の露出する保水能力の無い地勢や、滞水の痕跡を伴う大規模な堀が確認されない現時点では、我々が把握している庁鼻和城像に限っては求めるべくもない(註5)。しかし武士勢力の定着を所領における農業生産の収奪のみに求める必然性もまたない。上杉氏は農業の集約に限定されず、その当時武士、民衆に広く受容されていた禅宗寺院という信仰拠点を中核として形成される地域社会と、これを維持・機能させるために形成された産業構造の集約・管理も行いつつ、地域社会の頂点に定着していったと考える事も可能であろう。本項では、宗教拠点の掌握を庁鼻和城存立のを考える上の要件として提示しておきたい。

- 註1 「新編…」には『塔頭』と記されているが、執筆時に現存していたものは皆無である。従って「新編…」 の記述も江戸時代後期の判断基準に基づくものと考えねばならない。これらの『塔頭』が、建立当初は『旦 過』あるいは『接待所』の様な性格のものであったことを考えておく必要があるだろう。
- 註2 この表記から考えると、館本体と伽藍は明らかに併存していたこととなる。一般的に禅宗寺院は、常住公界として厳密に維持されることが求められており、有力豪族の氏寺として開かれる事の多い寺院の独自性を保つ地力となっている。そのことからも館と寺院が一体となっていた可能性は考え難く、現在の国済寺境内を即、館の所在地とすることには疑問が生ずる。その位置関係については再考する必要がある。

現在の国済寺本堂裏には庭園らしき遺構が残り、上杉氏墓所の石造遺物隠匿の伝承もある。同じく上杉氏開基で、深谷城と同時期に創建されたと伝えられている昌福寺には、境内裏に室町期の庭園が保存されていることから、その原型としての姿を国済寺に求めることが可能である。これらの点から、現在の内曲輪推定

地はその当初から国済寺境内として開かれたと考えてよいだろう。今回検出された国済寺境内を取り巻く内 堀の狭小さは、その公界の象徴機能を示すものかも知れない。この点は、堀・土塁に囲まれた地域=城館跡 ばかりではなく、寺院の可能性があるとする橋口氏の指摘を支持するものと考えている。それでは館本体の 位置をどこに求めるべきなのか、内曲輪の復元も含め、もう一度原点に立ち返ってみる必要があるだろう。

- 註3 この考証に関しては、本来一体で寺院の運営にあたる東西両班の組織体制が、それぞれの裁量に帰する、個々に壇那たり得る組織的・経済的影響力も同時に持ち得ていたという、二重構造を内包していた可能性を検討せねばならない。東班が禅院の運営に当たることから、経済的基盤を構築し得、西班が禅院の修行を監督することから、住持への就任、中央寺院の寺官への栄達の基盤を構築し得るという各々の性格から、両者が対立関係となった例が認められる(国史大辞典)。国済寺の場合は、更に『一円』という記述が添えられていることから、東西両班自体が、各々に旦那を勤めるだけの実体(文字通り所領的地盤と、そこから収穫される利潤まで包括される可能性すら考えねばならないかも知れない)を有する組織として機能していたと考えることも可能であろう。両班の実態については、時代的な寺官組織の変質を考えながらも、他の禅宗寺院の例も踏まえ、今後検討すべき課題となるであろう。この解釈については、後述の庁鼻和氏に関する記述解釈によっては、また別の様相を呈するかも知れない。
- 註4 永仁四(1296)年に製作された「天狗草紙」の中で、禅宗は念仏宗など六宗とともに批判の対象とされている。その中で『見性すれば一文不知の樵夫や山猟でも仏地に登る事ができる』というのが禅宗の教えであると記されている。その製作意図を考えると絵巻の内容自体に誇張表現がある点は否めないが、当時の禅宗に対する民衆の一般的解釈を端的に理解することができる。その結果各地に出現した放下、暮露の言動などについては、峻翁令山の師、抜隊得勝がその著述「塩山和泥合水集」の中で批判しており、次第に権門化していく禅宗とは相容れない部分も存在していたが、禅宗に対する解釈が、民衆の希求する形で広く浸透していった事は間違いない。
- 註5 平田重之氏のご教示によれば、岡部町熊野遺跡において確認された館跡に、庁鼻和城跡と同様、農業生産に関わる水利権の掌握という存立基盤の弱い可能性が認められるということである。現時点ではこれ以上の考察はできないが、台地先端部という同様の地勢におけるこのような館の存在は、中世後期の武蔵・上野国境地域の社会構造を知る上で大きな意味を持ってくることであろう。

4. 国済寺を中心とする宗教活動~国済寺文書から~

国済寺周辺には同じく上杉氏を壇越・檀那と伝える寺社を確認することができる。例えば国済寺と 深谷城の中間地点、先述の鎌倉街道伝承地脇に当たる現深谷市稲荷町地内には、稲荷山福正寺が全国 でも珍しい普化宗の寺院として存在していた。普化宗は禅宗の一派であり、峻翁令山禅師の法祖、法 灯円明国師の招来という伝来が語られていることから、国済寺とも密接な関係を持っていたと考えら れる。国済寺が所有している「武州榛澤郡深谷庄稲荷山福正寺緑起」(写真1)は、応永二十八(1428)年に 国済寺八世住職、鉄関和尚によって記されたものと伝えられ、その開基を上杉家三代当主憲長と記し ているが、その表装が福正寺より出された他の文書の仕様と同一であることや、表記手法に後世の作 の可能性が指摘されており(註1)、文書の成立に国済寺と福正寺が深く関わった可能性が提示され た、普化宗とはいわゆる虚無僧の教化集団であり、山伏などと同様、遍歴するその性格上、定着した 寺院が設けられること自体が非常に珍しい。江戸時代には『普化禅宗』などと称され禅宗の一派とし て広く認知されていたが、禅僧が元来は勧進聖や山伏などの民間宗教者と同様、遍歴する遁世僧で あったことを考えると、宗派内における教義理解はともかく禅宗の権門化が著しかった中世後期にま で、その起源を求めることは首肯できるものである。この点、普化宗の招来を法灯円明国師とする伝 承の流布が端的に示しているといえる(註2)。しかし前述の通り、縁起自体が後世の作である可能 性が指摘されている現時点では、そこに記されている福正寺の創建年代など記事の真偽は別とせねば ならないが、国済寺と福正寺が、共通して壇越とする上杉氏を媒介として、互いの結びつきの強さを 公にしていた可能性は大いに考えねばならない。国済寺が、虚無僧の集散する福正寺を中核とする情 報拠点の確保という側面を期待していた可能性も考えてよいだろう。

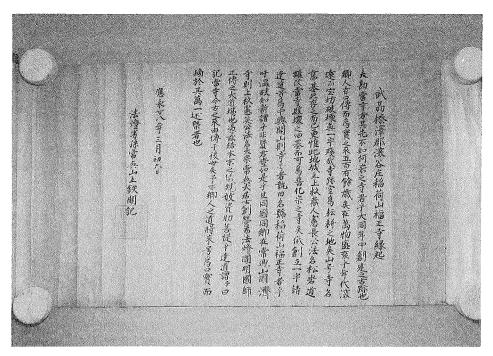


写真 1 「武州榛澤郡深谷庄稲荷山福正寺縁起」(国済寺文書)

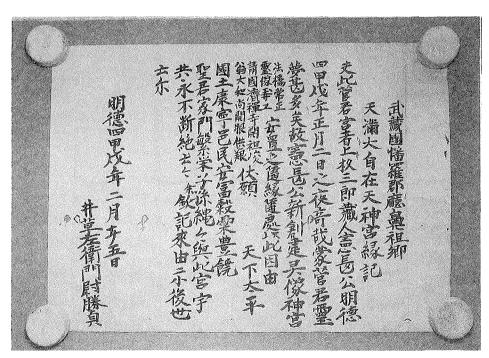


写真 2 「武蔵国幡羅郡庁鼻祖郷天満大自在天神宮縁記」(国済寺文書)

神祇との結びつきも国済寺の存在の延長線として考えることができる。国済寺に残る「武蔵国幡羅郡庁鼻祖郷天満大自在天神宮縁記」(写真2)によって、現在国済寺境内に鎮座している天神宮の起源が三代当主憲長と伝えられている。この文書自体は料紙の質から明らかに近世のものであるが、本状の原書の書写である可能性がある(註3)。元々臨済宗の中でも特に法燈派は、法祖法燈円明と熊野信仰との強い繋がりを示す伝承を数多く残しており、その結びつきについては古くから喧伝されている。熊野信仰の中心地である紀伊半島熊野地方には、熊野三社を中心とする地域に法燈派寺院が多数存在し、熊野信仰と密接に結びついていることが知られている。法孫である(註4)峻翁令山の開

山である国済寺にも、その影響が強く現れていたことがこの文書から確認できる。現在、旧中山道を挟んで国済寺の北に位置する愛宕神社は国済寺の鎮守であったとの伝承を残しているが、この神社は江戸時代まで深谷の大沼坊の兼務であったことが知られている。古記録から大沼坊は修験道場であったことが判明しており、ここにも熊野信仰と国済寺の結びつきの様子が窺える。

熊野信仰と同様、天神信仰も臨済宗法燈派との結びつきを喧伝されており(註5)、神祇の面から も、国済寺が多面的な宗教活動の基盤を確立しようとする意図が窺える。

以上の点から、現在の国済寺の東縁部から深谷地域に至る一帯において、国済寺を中心とした宗教環境が整備されていた形跡が窺えるのであり、その真実は別として「三代憲長」を開基とする縁起・由来文書に見られるように、上杉氏をその媒介とする点で一致していることにも、壇越・檀那としての上杉氏の存在を最大限活用している国済寺の活発な布教活動の一端を見ることができるのである。

- 註1 現存する延享元(1744)年七月二日付の門弟宛書状が、軸材の加工、料紙の特徴、押捺された印判など、様式においてこの縁起と共通する点が多い。「新編武蔵風土記稿」には、この縁起に関する記事が載せられており、その成立が「新編武蔵風土記稿」編纂以前に遡ることには疑問の余地はない。また、元号である『応永』が、中世当時の表記方法である点に疑問が残されている点、『普化宗』という表記が文献上で確認できる上限が、享和二(1802)年の寺社奉行宛書状に止まってしまい、現時点ではそれ以前の文献が確認できない点、国済寺と福正寺の本末関係の明確化が中世にまで遡り得るのかについて等、この文書の内容、性格の判断には更なる検討が不可欠である。以上は埼玉県立文書館のご教示による。
- 註2 普化宗と虚無僧に不可欠な尺八の招来を覚心とする伝承は確信の当時の行状記からは実際には確認できず、この伝承が後世の俗信である可能性は否定できない。しかし、その関係が半ば真実として民間に広く流布していた証拠として、その意義は重要である。
- 註3 日付『二月二十五日』のうち、『二十五』については、その筆圧や『二十』の書き方から、後から書き加えられた可能性が高い。また正月二日の霊夢や二月二十五日の奥書日付は明らかに天神の縁日に由来するものと思われ、この書状には、原型の存在が推定される。そこには原本と見本の二種類が想定することができるが、現時点における言及は不可能である。以上は埼玉県立文書館のご教示による。
- 註4 法燈派法脈の系略の概要は下記の通りである。 無本覚心(法燈円明) (興国寺)-孤峰覚明(雲樹寺)-抜隊得勝(向嶽寺)-峻翁令山(広園寺・国済寺)
- 註5 応永年間を上限とし、近世初頭まで描かれ続けていた「渡唐天神画像」の流布は、禅宗と天神信仰の習合と民間への積極的な普及の有様を雄弁に物語っている
- 5. 庁鼻和城の祖形~庁鼻和氏の「庁鼻和館」~

庁鼻和城の在り方を考えるためには、やはり上杉以前の「庁鼻和館」について知らねばならない。「吾妻鏡」の建長二(1250)年三月の記事、「造閑院殿雑掌ノ事」に、閑院造営に当たる御家人の名前として、『新開荒次郎』『内嶋三郎』らとともに『庁鼻和次郎左衛門』の名が記されており、鎌倉時代には庁鼻和氏が存在したことがわかる。また、金沢文庫に残る「成田某跡注文」(年代不詳、文保二(1318)年以降か)によれば、幡羅郡における成田左衛門尉の御家人役を継承・負担するものとして、別府氏、玉井氏などと共に『庁鼻和両名』が記載されている(註1)。これらの資料によって、少なくとも鎌倉時代中期以降には庁鼻和氏を名乗る一族が存在し、鎌倉時代末期には幡羅郡における成田左衛門尉の御家人役の一部を庁鼻和氏が継承していたことが分かる。その名前の特異性から見ても、彼らの一族が庁鼻和に住していたことは間違いない。

庁鼻和一族が何時からどのようにして庁鼻和に住していたのか、庁鼻和郷との関係はどうなのか、 庁鼻和氏をめぐる事象には未だ不明な点が多すぎる。しかし御家人としての存在が確認された以上、 庁鼻和氏が庁鼻和郷の在地領主として住していた期間があったことは間違いない。庁鼻和城について 考えるには、彼ら一族の居館の位置の確認が重要な意味を持ってくるだろう。そしてその館こそが、 橋口氏の論攷に見える様な「中世居館」の形態を呈していたのではないだろうか。鎌倉幕府の滅亡から南北朝動乱に至る時代の様相を考慮すれば、上杉氏の入城前後の庁鼻和地域においては、単に所領の交替と言うだけではなく、領有の持つ政治的背景や基盤の変質を分析する必要がある。上杉氏の庁鼻和城が庁鼻和氏の館を継承して縄張りされたのか、全く新たに縄張りされたものなのか、庁鼻和城跡の全容を明らかにする上で、今後の調査に課せられた最大の検討課題である。

註1 この『両名』が指す人物の詳細、意味については不明である。庁鼻和一族の二人連名で一つの役を負担しているのか、庁鼻和を所領的に二分し、個別に役を分担しているのか、実態は分からない。しかし、その解釈によっては、東西『ちょうのはな』の解釈として、両斑制以上に有力な可能性を秘めた、重要な意味を持つ表現と考えている。諸学兄のご教示をお願いしたい。

第8章 結 語

以上、調査結果の詳細と共に、庁鼻和城と国済寺に関する一試案を提示してみた。国済寺地域の発掘調査自体が内曲輪を中心とするごく一部でしか実施されていない上、今回は度重なる天候不順による遺跡の破壊の進行と、時期を判別し得る出土遺物が極めて少量であったため、殆どの遺構についてその性格設定に至らず、試案の提示に止まってしまった。その試案にしても筆者の無知浅学が災いして、推定に推定を重ねる、まさに空想と言わざるを得ない状態である。記載すること自体、拙速であるとの諸学兄の叱責を待つまでもない。

しかし、これまで考古学的立場からの国済寺の持つ歴史的意義に関する検討を保留せざるをえない 状況であったことを考え、更なる検討の素材として敢えて提示させていただいた。諸学兄のご批判や 今後の調査結果の蓄積によって、庁鼻和城・国済寺の持つ歴史的意義が、より明確なものとなってい く踏台になれば幸いと考えている。一層のご指導・ご鞭撻をお願い申し上げる次第である。

引用·参考文献一覧

林 述斎編 1830「新編武蔵国風土記稿」 埼玉県神職会 1930「大里郡神社誌」 山口平八 1969「深谷市史」 深谷市 小松茂美他 1978「一遍上人絵伝」 日本絵巻大成別巻 中央公論社 小松茂美他 1981「法然上人絵伝」下 続日本絵巻大成3 中央公論社 深谷市割山遺跡調査会 1981「割山遺跡」 深谷市埋蔵文化財発掘調査報告書 深谷市教育委員会 今泉泰之他 1982「割山遺跡(第3次)」 深谷市埋蔵文化財発掘調査報告書 深谷市教育委員会 澤出晃越 1983「鼠裏遺跡」 埼玉県深谷市埋蔵文化財発掘調査報告書第5集 深谷市教育委員会 埼玉県立歴史資料館 1983「鎌倉街道上道」 歴史の道調査報告書第1集 埼玉県教育委員会 澤出晃越 1985「割山遺跡(第4次)」 埼玉県深谷市埋蔵文化財発掘調査報告書第10集 深谷市教育委員会 澤出晃越 1986「東方城山遺跡群」 埼玉県深谷市埋蔵文化財発掘調査報告書第13集 深谷市教育委員会 埼玉県立歴史資料館 1986「中山道」 歴史の道調査報告書第5集 埼玉県教育委員会 澤出晃越 1987「庁鼻和城跡」 埼玉県深谷市埋蔵文化財発掘調査報告書第15集 深谷市教育委員会 選出晃越 1987 「割山西遺跡」 埼玉県深谷市埋蔵文化財発掘調査報告書第14集 深谷市教育委員会 澤出晃越 1988「大寄小学校内遺跡(起会遺跡)」 埼玉県深谷市埋蔵文化財発掘調査報告書第21集 深谷市教育委員会 澤出晃越 1988「東方城跡」 埼玉県深谷市埋蔵文化財発掘調査報告書第20集 深谷市教育委員会 磯崎 -- 1989「新田裏・明戸東・原遺跡」 埼玉県埋蔵文化財発掘調査報告書第85集 埼玉県埋蔵文化財調査事業団 古池晋禄 1990「備前堀端遺跡」 埼玉県深谷市埋蔵文化財発掘調査報告書第25集 深谷市教育委員会 橋口定志・広瀬和雄・峰岸純夫 1990『鼎談・中世居館』「中世居館」 季刊自然と文化30号 日本ナショナルトラスト 石田潤一郎 1990「屋根のはなし」 物語ものの建築史 山田幸一編 鹿島出版会 澤出晃越 1991「深谷城跡(第3次)」 埼玉県深谷市埋蔵文化財発掘調査報告書第27集 深谷市教育委員会 松岡 進 1991『戦国期における「境目の城」と領域』「中世の城と考古学」 石井 進他編 新人物往来社 柴田龍司 1991『中世城館の画期-館と城から館城へ-』「中世の城と考古学」 石井 進他編 新人物往来社 橋口定志 1992『中世「方形」館の形成』「季刊考古学」第39号 雄山閣 小野文雄他 1992「図説 埼玉県の歴史」 図説日本の歴史11 河出書房新社 古池晋禄 1993「深谷市内遺跡V」 埼玉県深谷市埋蔵文化財発掘調査報告書第37集 深谷市教育委員会 劔持和夫他 1993「深谷市ウツギ内・砂田・柳町」一般国道17号線上武道路関係埋蔵文化財発掘調査報告書 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第126集 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

伊藤 毅 1995『戦乱から身を守る人々-惣村と町の空間』「信仰と自由に生きる」中世の風景を読む 5 網野善彦・石井 進編

深谷上杉顕彰会 1996「深谷上杉氏史料集」 深谷市

青木克尚 1996「深谷城跡(第4次)」 埼玉県深谷市埋蔵文化財発掘調査報告書第49集 深谷市教育委員会 青木克尚 1997「深谷城跡(第5次)」 埼玉県深谷市埋蔵文化財発掘調査報告書第51集 深谷市教育委員会

古池晋禄 1994「庁鼻和城跡(第 3 次)」 埼玉県深谷市埋蔵文化財発掘調査報告書 第38集 深谷市教育委員会

鈴木孝之 1997「深谷城跡」 県警北部機動センター関係埋蔵文化財発掘調査報告書 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書 第174集 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

埼玉県立歴史資料館 1997「中世石造遺物詳細分布調査」 埼玉県教育委員会

武田鏡村 1997「虚無僧 聖と俗の異形者たち」 三一書房

岡田清一 1998『御家人役の一様態-『吾妻鏡』正嘉 2 年 3 月 1 日条の検討』「吾妻鏡人名総覧」 安田元久編 吉川弘文館

原田正俊 1998「日本中世の禅宗と社会」 吉川弘文館

付 編

庁鼻和城跡の古環境と 遺構の内容物について

今回の発掘調査に当たっては、検出された長方形土壙、および外堀・内堀の覆土の土壌分析を実施した。庁鼻和築城以来、今日に至るまでの変遷を、主に土地利用の経緯とそれによってもたらされる景観の仮説、という観点から分析結果を考察することを目的としている。

今回の分析、及び考察はパリノ・サーヴェイ株式会社に委託した。その結果報告書を付編として所収する。基本的に固有名詞、用字用語、遺構番号など本編との統一が必要な用語の変更、編集上の必要以外は原文のままとした。

庁鼻和城跡の古環境と遺構の内容物について

<目	次	>																					
はじ	(N	に	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	۰	•	•	•	•	۰	p.	1
1.	地	形	•	地	質	お	ょ	び	斌	料	•	•	•	•	•	۰	•	•	٠	•	•	p.	1
(1)	周	辺	の	地	形	. •	地	質	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	p.	1
(2)	試	料	•	•	•	•			•	•	•		•	•	•		•		۰	•	p.	1
2.	分	析	方	法			0	•	•	•	•	•	•	•	•		٠	•	•	٠	•	p. 2	2
(1)	テ	フ	ラ	分	析			۰	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	p. 2	2
(2)	植	物	珪	酸	体	分	析	۰	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		р, 2	2
(3)	土	壌	理	化	学	分	析	•	۰		•	•		•	•		•	•	•	٠	p. 2	2
3.	結	果	۰	•	•	•	٠	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	•	•		•	р. 3	3
(1)	テ	フ	ラ	の	産	状		•	•	•	•		•	•	•		•		٠	•	р. 3	3
(2)	植	物	珪	酸	体	0	産	状	•		•				•	•		•		•	p. !	ō
(3)	土	壙	内	土	壌	の	理	化	学	的	性	質			•		•		•		р. (3
4.	考	察	۰		•		٠	•				•			•		•					p. '	7
(1)	堀	の	構	築		埋	積	年	代				•				•	•	۰	•	p. '	7
(2)	北	部	付	近	の	士	地	利	用							•			•		p. '	7
(3)	土	壙	の	構	築	年	代	ح	内	容	物	0)	推	定					•		p. 8	3
引用	文	献			•		•	•	•			٠	•	٠					•			p. 8	8
<図	表		図	版		覧	>																
表 1		堀	埋	積	物	の	分	析	숦	料													
表 2		土	壙	覆	土	の	分	析	試	料													
表 3		堀	埋	積	物	لح	土	壙	覆	土	の	テ	フ	ラ	分	析	結	果					
表 4		堀	埋	積	物	ح	土	壙	覆	土	0)	植	物	珪	酸	体	分	析	結	果			
表 5		土	壙	覆	土	0	土	壌	理	化	学	分	析	結	果								
				. •																			
図 1		堀	埋	積	物	の	植	物	珪	酸	体	組	成										

図版1 軽石

図版2 植物珪酸体

図2 土壙覆土の植物珪酸体組成

庁鼻和城跡の古環境と遺構の内容物について

パリノ・サーヴェイ株式会社

はじめに

庁鼻和城跡は、荒川左岸に広がる櫛引台地上に立地する。本城跡は、深谷市街地の東方、常興山国済寺(臨済宗南禅寺派)を中心とした、室町時代の城跡である。14世紀後半に新田氏に対する深谷上杉氏の支城として築城され、15世紀初頭の上杉禅秀の乱まで軍事上重要な位置を占めていたらしい。

今回の発掘調査により、北側の土塁と内堀、外堀が確認された。内堀や外堀の埋積物中には、当時の植生を反映する微化石の包含が期待された。特に、今回の調査区は遺構の位置関係から北郭に相当すると考えられており、当時の北部付近の土地利用に関する情報が得られるものと考えられた。

今回は、検出された遺構の構築・埋積時期を確認するとともに、北郭周辺の古植生や廃城後に構築されたとみられる土壙の用途・機能に関する情報を得るために、自然科学分析調査を実施することとした。このうち、遺構の構築・埋積時期の確認にはテフラ分析を、北郭周辺の古植生や廃城後の土壙の用途・機能推定には植物珪酸体分析と土壌理化学分析を選択した。

1. 地形・地質および試料

(1) 周辺の地形・地質

本城跡は、荒川左岸に広がる櫛引台地上に立地する。本地域の地形・地質については、堀口 (1986a; b) で以下のように記載されている。

櫛引台地は荒川扇状地が浸食されてできたもので、北西側に高位の櫛引面と、南東側に櫛引面がさらに浸食されて形成した低位の寄居面の二つの段丘面に分かれる。櫛引面は武蔵野台地の武蔵野「面(いわゆるM2面)、寄居面は立川面に対比される。ただし、寄居面の中でも地域により離水した時期が異なっており、褐色火山灰土層(いわゆるローム層)が分布している地域(御稜威ヶ原面)と分

布していない地域がある。本城跡は、寄居面の東端(標高約40m付近)に当たる。

(2) 試料

調査対象は、内堀および外堀の埋積物、土壙2基(B452, B453)の覆土である。今回の調査では、テフラ分析10点、植物珪酸体分析6点、土壌理化学分析29点を選択した(表1・2)。

内堀は、砂礫で構成される地山あるいは水付きロームの上に、ローム粒子を含む土層や火山灰層が見られ、1層~5層に区分される。このうち、底部の5層は周囲からの崩落土である。また、2層は火山灰層で、現地調査所見では浅間A軽石(As-A)の混入がみられる。

試料は、8箇所のトレンチ断面(A-A'~H-H')の中からC-C'断面を選択し、 層位的に5点を採取した。

外堀は、暗褐色〜黒褐色のいわゆる黒ボク土が周囲から流入しており、1層 \sim 42層に区分される。1層の下位にはAs-Aとみ

表1 堀埋積物の分析試料

調査区	層位	战料	Τ	PO	土
内堀	覆土2層	2	®		
	覆土3層	3	•		
	覆土4層	5		•	
外堀	覆上6層	1			
	覆土16層	2	0		
**	覆土19層	3	•		
1	覆上29層	6	(4)		
	覆土28層	7	•	•	
外堀地山	1層(撹乱)	1			•
(基本上層)	2層(近世)	3	*	•	
ĺ	1 '層(攪乱)	6		0	
	13層	9			②
—————— 分	析 点 数		10	2	4

●:分析試料,T:テフラ分析,PO:植物珪酸体分析, 土:土壌理化学分析

られる軽石が散在し、2層は近世の道路面と推定 される。試料は東断面中央で、層位的に8点(試 料番号1~8)を、外堀脇の地山(基本土層)か ら連続試料として10点(試料番号1~10)を採取 した。

土壙2基は、いずれも平面形が隅丸長方形を呈 し、底面は平坦、壁面はほぼ垂直に立ち上がる。 内部は暗褐色~黒褐色の黒ボク土で埋積される。 また、床面直上部には黒色土層の薄層が見られる。 試料は、底部を中心にして面的に採取し、覆土か らも採取した。

2. 分析方法

(1) テフラ分析

試料は、適量を蒸発皿に取り、泥水にした状態 で超音波洗浄装置により分散、上澄みを流し去る。 この操作を繰り返すことにより得られた砂を、実 体顕微鏡下で観察し、スコリア・火山ガラス・軽 石の特徴や含まれる量の多少を定性的に調べる。

(2) 植物珪酸体分析

各試料で湿重5g前後を秤量し、過酸化水素水 · 塩酸処理、超音波処理 (70W, 250KHz, 1 分間)、沈定法、重液分離法(ポリタングステン 酸ナトリウム,比重2.5) の順に物理・化学処理を 行い、植物珪酸体を分離・濃集する。これを検鏡 し易い濃度に希釈し、カバーガラス上に滴下・乾 燥させる。乾燥後、プリュウラックスで封入しブ レパラートを作製する。400倍の光学顕微鏡下で 全面を走査し、その間に出現するイネ科葉部(葉 身と葉鞘) の葉部短細胞に由来した植物珪酸体 (以下、短細胞珪酸体と呼ぶ) および葉身機動細 胞に由来した植物珪酸体(以下、機動細胞珪酸体 ●:分析試料,T:テフラ分析,PO:植物珪酸体分析、 と呼ぶ) を、近藤・佐瀬(1986)の分類に基づい 土:土壌理化学分析 て同定・計数する。

表2 十墉覆十の分析試料

表 2 土壙復二	_ ~ / / / / /	1 H-V-1 1	I			
調査区	層	位	試料	Т	PO	
B 4 5 2 号土壙	16層	(底面)	2			
	17層	(底面)	6			•
	17層	(底面)	10			
	17層	(底面)	14			
	11層	(底面)	1 6		•	
	11層	(底面)	18			
	11層	(底面)	2 2			•
	11層	(底面)	2 6			
	9層		3 5	•	•	•
	1層		3 7			
	17層	(底面)	3 9			•
	17層	(底面)	4 1			
B 4 5 3 号土壙	底面		2			
	底面	gordon Philade Philade I had blind black bloc	6			•
	覆土		10			•
	底面		14			®
	底面	THE STREET OF TH	18			
	覆土		2 0	•	•	
	底面		2 2			•
	底面		2 5		•	
	底面	فللمستعددة والمستعددة والمستعدد	2 6			•
	覆土		3 0			•
	底面		3 4			
	底面		3 8			0
	底面		4 2			•
	底面		4 6			•
	底面		4 8			•
	底面		5 0			•
分析点数				2	4	2 5

(3) 土壤理化学分析

分析では、土壌養分測定法委員会編(1981)、農林水産省技術会議事務局監修(1967)、ペドロ ジスト懇談会(1984)などを参考にした。リン酸は硝酸・過塩素酸分解一バナドモリブデン酸比色 法、カルシウムは硝酸・過塩素酸分解一原子吸光光度法、腐植はチューリン法でそれぞれ実施した。 以下に、その方法を示す。

<試料の調整>

試料を風乾後、軽く粉砕して2.0mmの篩を通過させる(風乾細土試料)。風乾細土試料の水分を、 加熱減量法(105℃、5時間)により測定する。

また、風乾細土試料の一部を粉砕し、0.5mmφの篩を全通させ、微粉砕試料とする。

<リン酸、カルシウム>

風乾細士試料2.00gをケルダール分解フラスコに秤量し、はじめに硝酸約5mlを加えて加熱分解する。放冷後、過塩素酸約10mlを加えて、再び加熱分解を行う。分解終了後、水で100mlに定容して、ろ過する。ろ液の一定量を試験管に採取し、リン酸発色液を加えて、分光光度計によりリン酸(P 2 O 5)濃度を測定する。

別に、ろ液の一定量を試験管に採取し、干渉抑制剤を加えた後に、原子吸光光度計によりカルシウム (CaO) 濃度を測定する。これら測定値と加熱減量法で求めた水分量から、乾土あたりのリン酸含量 (P_2O_5mg/g) とカルシウム含量((CaOmg/g))を求める。

〈炭素(腐植)含量〉

微粉砕試料 $0.100\sim0.500$ gを100ml三角フラスコに正確に秤りとり、0.4Nクロム酸・硫酸混液10mlを正確に加え、約200Cの砂浴上で正確に5分間煮沸する。冷却後、0.2%フェニルアントラニル酸液を指示薬に、0.2N硫酸第1鉄アンモニウム液で滴定する。滴定値および加熱減量法で求めた水分量から、乾土あたりの有機炭素量(Org-C乾土%)を求める。これに1.724を乗じて、腐植含量(%)を算出する。

3. 結果

(1) テフラの産状

結果を表3に示す。以下に、各遺構での産状を述べる。

a. 内 堀

試料番号2では、白色~灰褐色を呈し、発泡は良好~やや良好の軽石が多量認められる。この中には、繊維束状に発泡したものや、斜方輝石斑晶を包有するものが認められる。この軽石はその特徴により、A.D.1783(天明3年)に浅間火山から噴出した、浅間A軽石(As-A:荒牧,1968)に由来すると考えられる。試料番号3・5では、灰褐色を呈し、発泡はやや良好~やや不良の軽石が中量認められ、斜方輝石斑晶を包有するものも認められる。また、安山岩の岩片や、黒色を呈し発泡が不良のスコリアを微量伴う。この軽石およびスコリアは、その特徴から浅間Bテフラ(As-B)に由来すると考えられる。As-Bは、A.D.1108年(天仁元年)に浅間火山から噴出したとされる(新井,1979)。

b. 外 堀

いずれの試料中にも、白色〜灰褐色を呈し、発泡は良好〜やや不良の軽石が中量〜微量認められ、 斜方輝石斑晶を包有するものも認められる。また、試料中には微量の安山岩片が認められる。 この軽石は、その特徴により上述のAs-Bに由来すると考えられる。また、試料番号6で検出された微 量の黒色スコリアも、As-Bに由来すると考えられる。

火山ガラスは、各試料に微量含まれる。ほとんどが無色透明のバブル型火山ガラスと軽石型火山ガラスである。無色透明のバブル型火山ガラスは、その形態と色調から姶良Tn火山灰(AT:町田・新井,1976)に由来すると考えられる。ATは、鹿児島県の姶良カルデラを給源とし、降灰年代は約2.1~2.5万年前(町田・新井,1992)と考えられている。また、無色透明の軽石型火山ガラスは、その形態により立川ローム層最上部ガラス質火山灰(UG:山崎,1978)に由来すると考えられる。UGは浅間火山の軽石流期のテフラの細粒部であると考えられており、その降灰年代は約1.2万年前とされている(町田・新井,1992)。

表 3 堀埋積物と土壙覆土のテフラ分析結果

地点名	層名	資科		スコリフ	7		火山ガラス		軽 石		由来するテフラ
遺構名		番号	量	色調・発泡度	最大粒径	量	色調・形態	量	色調・発泡度	最大粒径	
内堀	2	2	_			_	The American	++++	W∼GBr⋅g∼sg	4.0	As-A
	3	3	+	В·b	0.5	_		+++	GBr⋅sg~sb	2.8	As-B
1 1	4	5	+	В•ь	0.5			+++	GBr⋅sg∼sb	3.0	As-B
外堀	6	1	_			+	cl·bw	+ +	W∼GBr⋅g∼sb	1.5	As-B, AT
	16	2				+	cl·bw, cl·pm	+++	W∼GBr⋅g∼sb	1.8	As-B, UG, AT
	19	3				+	cl·bw, cl·pm	+++	W∼GBr•g∼sb	1.8	As-B, UG, AT
	29	6	+	B⋅b	0.6	+	cl·bw, cl·pm	++	W∼GBr · g∼sb	1.6	As-B, UG, AT
	28	7	_			+	cl·bw, cl·pm, br·bw	+	W∼GBr⋅g∼sb	1.8	As-B, K-Ah, UG, AT
外堀脇	1	1	+	В·b	0.5			+++	W∼GBr⋅g∼sb	4.0	As-A, As-B
基本土層	2	3	-			-		++	GBr⋅sg~sb	3.5	As-B
B452号	9	3.5	+	B·b	0.6			+++	GBr⋅sg~sb	2.8	As-B
土壙											·
B453号		20	+	В·b	0.5	-		-11-	GBr⋅sg~sb	3.8	As-B
土壙			i								

凡例 -: 含まれない +: 微量 ++: 少量 +++: 中量 ++++: 多量

B:黒色 GBr:灰褐色 W:白色

g:良好 sg:やや良好 sb:やや不良 b:不良 最大粒径は

cl:無色透明 br:褐色 bw:バブル型 pm:軽石型

外堀脇基本土層の7層(試料番号3)は、C医道路推定面断面図の7層に対比される

いずれも、武蔵野台地の立川ローム層上部に降灰層準がある指標テフラであり、遺構が掘り込まれているローム層中から流れ込んだものと考えられる。また、試料番号7には、褐色のバブル型火山ガラスが微量認められる。この火山ガラスは、その特徴により鬼界-アカホヤ火山灰(K-Ah:町田・新井,1978)に由来すると考えられる。K-Ahは、約6300年前に九州南方の鬼界カルデラから噴出した広域テフラである。

c. 外堀脇基本土層

試料番号1では、白色~灰褐色を呈し、発泡は良好~やや不良の軽石が中量認められ、斜方輝石斑晶を包有するものも認められる。軽石は白色で比較的発泡が良い、粒径の大きなものが多く、繊維束状に発泡したものも認められる。微量の黒色スコリアが認められるが、安山岩片はほとんど認められない。この軽石は主に前述のAs-Aに由来すると考えられるが、As-Bに由来するものも混交していると考えられる。また、検出された微量の黒色スコリアもAs-Bに由来すると考えられる。

試料番号3では、灰褐色を呈し、発泡はやや良好~やや不良の軽石が少量認められ、斜方輝石斑晶を包有するものも認められる。この軽石は、その特徴により前述のAs-Bに由来すると考えられる。

d. 土 壙

B452号土壙試料番号35、B453号上坑試料番号20ともに、テフラの産状はよく類似する。すなわち、前述のAs-Bに由来すると考えられる、灰褐色を呈し発泡がやや良好~やや不良の軽石が中量~少量、黒色スコリアが微量認められる。

2) 植物珪酸体の産状

結果を表4、図1・2に示す。

a. 内 堀

試料番号5からはタケ亜科やウシクサ族(ススキ属を含む)、ヨシ属、イチゴツナギ亜科などが検出される。その中では、タケ亜科とウシクサ族の産出が目立っ。また、栽培植物のイネ属がわずかに認められる。

表 4 堀埋積物と土壙覆土の植物珪酸体分析結果

種 類 遺構名	内堀	外堀	B452	号土壙	B453	号土壙
試料番号	5	7	16	35	20	25
イネ科葉部短細胞珪酸体				•		
イネ族イネ属	4	_	10	12	2	
タケ亜科	111	88	136	95	183	205
ヨシ属	3	73		-	1	
ウシクサ族ススキ属	29	-	51	66	32	13
イチゴツナギ亜科	10	2	6	3	5	2
不明キビ型	27	27	16	24	22	11
不明ヒゲシバ型	12	8	11	7	7	3
不明ダンチク型	20	19	15	13	7	4
イネ科葉身機動細胞珪酸体		Ì				
イネ族イネ属	6		3	3		-
タケ亜科	91	39	74	42	81	83
ヨシ属	2	2	distriction	-	_	
ウシクサ族	71	38	18	39	22	18
不明	16	29	12	35	9	5
合 計	ļ					
イネ科葉部短細胞珪酸体	216	217	245	220	59	238
イネ科葉身機動細胞珪酸体	186	108	107	119	112	106
総計	402	325	352	339	371	344
組織片						
イネ属短細胞列	3	_	7	11	1	

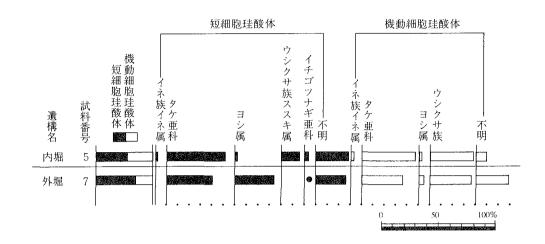
b. 外 堀

試料番号7からは、内堀試料と同様に、タケ亜科やウシクサ族(ススキ属を含む)、ヨシ属、イチゴツナギ亜科などが検出される。産状は、内堀試料とやや異なり、ヨシ属の短細胞珪酸体の産出も目立つ。

C. 土 壙

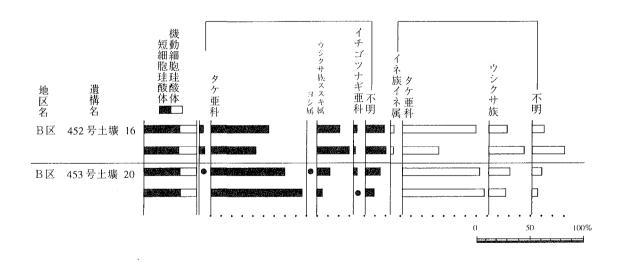
B452号土壙の試料番号35とB453号土壙の試料番号20・25では、ともに検出される種類や産状が同様であり、イネ属やタケ亜科、ウシクサ族(ススキ属を含む)、ヨシ属、イチゴツナギ亜科などが検出され、タケ亜科とウシクサ族の産出が目立つ。

図1 堀埋積物の植物珪酸体組成



出現率は、イネ科葉部短細胞珪酸体・イネ科葉身機動細胞珪酸体の総数を基数として百分率で算出した。なお、●は1%未満の試料で検出された種類を示す。

図2 土壙覆土の植物珪酸体組成



出現率は、イネ科葉部短細胞珪酸体、イネ科葉身機動細胞珪酸体の総数を基数として百分率で算出した。なお、●は1%未満の試料で検出された種類を示す。

(3) 土壙内土壌の理化学的性質

結果を表5に示す。

試料の土性は、いずれもLic (軽埴土) に区分される。土色は、ほとんどの試料で暗褐~黒褐色を呈すが、B453号土壙の試料番号2・6・10でにぶい黄褐~褐色、B452号土壙の試料番号35で黒色を呈す。

腐植含量は、対照試料とB452号土壙とB453号土壙の試料で1.25~3.50%と低く、土色と良く対応する傾向がみられる。すなわち、黒味の強い試料で含量が高く、弱い試料で低い。

一方、対照試料の外堀地山試料のリン酸含量は $0.87\sim1.53P_2O_5$ mg/g、カルシウム含量は $2.38\sim4.41$ CaOmg/gである、これに対して、B452号土壙とB453号土壙では、覆土のみならず底部も低い含量であり、リン酸含量が $0.81\sim1.19P_2O_5$ mg/g、カルシウム含量が $2.36\sim3.52$ CaOmg/gの範囲である。

また、腐植含量とリン酸・カルシウム含量は良い相関を示す。すなわち、腐植含量の高い試料でリン酸・カルシウム含量が高く、逆に腐植含量の低い試料ではリン酸・カルシウム含量も低い。

表 5 土 堆 覆土の土 壌 理 化 学 分析 結果

遺構・	土 層	試料	土性	土 色	腐植含量	P ₂ O ₅	CaO
地点		番号			(%)	(mg/g)	(mg/g)
B452号	16層(底面)	2	Lic	10YR3/3暗褐	1.44	0.88	2.47
土 壙	17層(底面)	6	Lic	10YR3/3暗褐	1.81	0.95	3.23
	17層(底面)	10	Lic	10YR3/1黒褐	2.25	1.11	3.23
	17層(底面)	14	Lic	10YR3/2黒褐	2.46	1.03	2.87
	11層(底面)	1 8	Lic	10YR3/3暗褐	2.58	0.97	2.93
	11層(底面)	2 2	Lic	10YR3/3暗褐	2.3	0.97	2.95
	11層(底面)	2 6	Lic	10YR3/2黒褐	2.16	0.96	3.04
	9層	3 5	Lic	10YR2/1黒褐	2.70	1.19	3.52
	1層	3 7	Lic	10YR3/1黒褐	2.70	1.07	3.70
	17層(底面)	3 9	Lic	10YR3/2黒褐	1.91	0.95	3.27
	17層(底面)	4 1	Lic	10YR3/1黒褐	2.90	1.11	3.50
B453号	底面	2	Lic	10YR4/3にぶい黄褐	1.37	0.81	2.95
土 壙	底面	6	Lic	10YR4/4褐	1.25	0.91	2.36
	覆土:	1 0	Lic	10YR4/4褐	1.29	0.80	2.77
	底面	1 4	Lic	10YR3/2黒褐	2.22	0.93	3.28
	底面	18	Lic	10YR3/2黒褐	2.32	1.05	3.16
	底面	2 2	Li	10YR3/3暗褐	1.79	0.89	2.81
	底面	26	Lic	10YR3/3暗褐	1.94	0.91	2.69
	覆土	3 0	Lic	10YR3/3暗褐	1.94	0.94	2.50
	底面	3 4	Lic	10YR3/4暗褐	1.90	0.96	2.74
	底面	3 8	Lic	10YR3/4暗褐	1.43	0.98	2.97
	底面	4 2	Lic	10YR3/2黒褐	2.24	1.11	3.44
	底面	4 6	Lic	10YR3/3暗褐	1.71	0.99	2.87
	底面	48	Lic	10YR3/3暗褐	1.53	0.93	2.48
	底面	5 0	Lic	10YR3/3暗褐	1.75	0.93	2.82
外 堀	1層(撹乱)	1	Lic	10YR3/2黒褐	2.98	1.53	4.41
地 山	2層(近世)	3	Lic	10YR3/1黒褐	3.34	1.19	3.58
	1'層(攪乱)	6	Lic	10YR3/2黒褐	3.50	1.17	2.49
	13層	9	Lic	10YR3/3暗褐	1.79	0.87	2.38

土色マンセル表色系に準じた新版標準土色帖(農林省農林水産技術会議監修, 1967)による

土性:土壌調査ハンドブック (ペドロジスト懇談会編, 1984) の野外土性による。

Lic:軽埴土(粘土25~45%、シルト0~45%、砂10~55%)

4. 考 察

(1) 堀の構築・埋積年代

内堀の構築時期は、埋積物中のAs-Bの拡散状況からAs-B降灰以降、すなわち1108年以降の可能性が高い。このことは、庁鼻和城が14世紀後半に築城されたとされることと矛盾しない。また、As-A 降灰すなわち1783年当時には底部付近まで埋積していたが、完全には埋積しておらず、堀の窪みが残っていたと考えられる。

一方、外堀はAs-A降灰、すなわち1783年当時にはほぼ埋積していたと考えられる。また、その上位には、C区道路推定面2層がすでに形成されていたと考えられる。

(2) 北部付近の土地利用

内堀底部の5層は周囲からの崩落土であり、タケ亜科やウシクサ族(ススキ属を含む)、ヨシ属、イチゴツナギ亜科などの植物珪酸体が検出された。このうち、産出が目立ったタケ亜科やウシクサ族は、草原や丘陵上のような比較的高燥な場所に生育することが多く、北郭付近が高燥な場所であったことがうかがえる。

また、内堀底部からは栽培植物のイネ属もわずかに認められ、周囲の土壌とともに混入したものと 思われる。イネ属は水田で栽培される他にも畑で陸稲栽培され、その植物体である稲藁は堆肥や敷藁 などの農業資材、屋根や壁などの建築資材にも利用される。したがって、検出されたイネ属は畑など で栽培されていたイネに由来する可能性もあるが、北郭に存在していた建物の部材に由来する可能性 も考えられる。今後内堀付近の遺構の分布も考慮した上で検討する必要がある。

一方、外堀の底部からも同様な種類が検出されるが、ヨシ属の短細胞珪酸体の産出が目立った。ヨシ属は、湿潤な場所に生育する種類である。そのため、外堀内にはヨシ属が生育するような湿潤な場所が存在したか、内部にヨシ属を素材にした製品などが存在したと考えられる。この点については、水域に関する情報を得るのに有効な珪藻分析を実施し、さらに検証したい。

(3) 土壙の構築年代と内容物の推定

B452号土壙とB453号土壙は、同様な形態を呈する。両土壙覆土のテフラの産状から、B452号土壙とB453号土壙が埋積したのはAs-A降灰以前、すなわち1783年以前と考えられる。また、土壙の構築時期については、土壙中のAs-Bの拡散状況からAs-B降灰以降、すなわち1108年以降の可能性が高い。このことは、これらの土壙が庁鼻和城廃城以降に構築されたとみられていることと矛盾しない。

また、両土壙の底部や覆土の理化学成分は、概して対照試料の地山と比べれば低く、いずれの土壙内にもリン酸・カルシウム含量が顕著に高い場所は見られなかった。

ところで、土壌中に普通に含まれるリン酸量、いわゆる天然賦存量については幾つかの報告例があり(Bowen;1983;Bolt・Bruggenwert,1980;川崎ほか,1991;天野ほか,1991)、推定される天然賦存量の上限は約 $3.0\,P_2O_5mg/g$ 程度である。また、人為的な影響(化学肥料の施用など)を受けた黒ボク土の既耕地では $5.5\,P_2O_5mg/g$ (川崎ほか,1991)という報告例があり、また当社での分析調査例でも骨片などの痕跡が認められる土壌では $6.0\,P_2O_5mg/g$ を越える場合が多い。一方、カルシウムの天然賦存量は普通 $1\sim50\,CaOmg/g$ (藤貫,1979)といわれ、含量幅がリン酸よりも大きい。これと比較すると、調査した両土壙のリン酸・カルシウム含量は天然賦存量の範囲内にある。

また、腐植含量とリン酸・カルシウム含量は良い相関がみられ、腐植含量の高い試料でリン酸・カルシウム含量が高かった。土壙覆土は土壌腐植に富む、いわゆる黒ボク土で埋積されている。黒ボク土中には植物由来の腐植とリン酸成分が含有されており、腐植含量が高いほどリン酸含量も高い。これは、動物体に比べて植物体にはリン酸成分とともに炭素が多く含有されるためであり、リン酸成分の多い土壌では腐植(炭素)含量も高くなる、逆に、動物体に由来するリン酸成分が多く含まれる場

合には、炭素含量よりもリン酸含量が著しく高くなる傾向がある。そのため、検出されたリン酸成分は、黒ボク土を形成した植物に由来するものと思われる。底部に見られた黒色土層についても、特徴的なリン酸の濃集や植物由来の組織片が見られず、動物遺体や植物に由来するものとは考えにくく、黒ボク土あるいは土壌腐植に由来すると思われる。

また、B452号土壙とB453号土壙では栽培植物のイネ属が検出されるものの、わずかであり、稲藁などの植物体が混入していたとは考えにくい。そのため、周囲から土壌とともに流入したと思われる。

以上のように、今回の分析結果からみる限り、両土壙には遺体や貯蔵作物、敷物の痕跡は認められなかった。今後、同様の分析事例を蓄積することが望まれるが、このような土壙の機能として、墓や 貯蔵穴以外の用途も想定することが必要になるかも知れない。

引用文献

天野洋司・太田 健・草場 敬・中井 信(1991) 中部日本以北の土壌型別蓄積リンの形態別計量. 農林水産省農林水産技術会議事務局編「土壌蓄積リンの再生循環利用技術の開発」, p.28-36

新井房夫(1979) 関東地方北西部の縄文時代以降の示標テフラ層、考古学ジャーナル、179. p.41-52.

荒枚重雄(1968)浅間火山の地質. 地団研専報, 14, 1-45.

Bowen, H.J.M. (1983) 環境無機化学一元素の循環と生化学一. 浅見輝男・茅野充男訳, 297p,

博友社 [H.J.M.Bowen (1979) [Environmental Cemistry of Elements].

Bolt, H.G.・Bruggenwert, M.G.M. (1980) 土壌の化学。岩田進午・三輪睿太郎・井上隆弘・陽 捷行記,

p.235-236, 学会出版センター [H.G.BOLT and M.G.M.BRUGGENWERT(1976)SOIL CHEMISTRY].

土壤養分測定法委員会編(1981)土壤養分分析法,440 p.,養賢堂.

堀口万吉(1986a)「 埼玉県の地形と地質. 「新編埼玉県史 別編3 自然」, p.7-74, 埼玉県.

堀口万吉(1986 b) 3. 3関東平野中央部の更新統(3)北武蔵台地. 「日本の地質3 関東地方」, p.171-173. 共立出版.

近藤錬三・佐瀬 隆(1986) 植物珪酸体分析, その特性と応用. 第四紀研究, 25, p.31-64.

川崎 弘・吉田 澪・井上恒久 (1991) 九州地域の土壌型別蓄積リンの形態別計量. 農林水産省農林水産技術会議事務局編「土壌蓄積リンの再生循環利用技術の開発」, 149p.: p.23-27.

町田 洋・新井房夫(1976) 広域に分布する火山灰一姶良Tn火山灰の発見とその意義一. 科学, 46, p.339-347.

町田 洋・新井房夫 (1978) 南九州鬼界カルデラから噴出した広域テフラーアカホヤ火山灰. 第四紀研究, 17, p.143-163.

町田 洋・新井房夫(1992)火山灰アトラス, 276p., 東京大学出版会,

農林省農林水産技術会議事務局監修(1967)新版標準土色帖.

ペドロジスト懇談会(1984)野外土性の判定、ペドロジスト懇談会編「土壌調査ハンドブック」、

156p,: p.39-40.

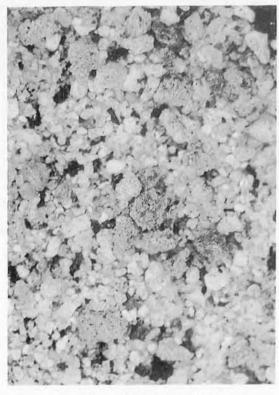
山崎晴雄(1978)立川断層とその第四紀後期の運動. 第四紀研究, 16, p.231-246.



1. As-A軽石 (内堀;2)



2. As-B軽石 (内堀;3)

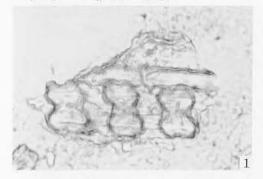


3. As-B軽石 (外堀;3)



4. As-A軽石(外堀脇基本土層;1)

図版2 植物珪酸体

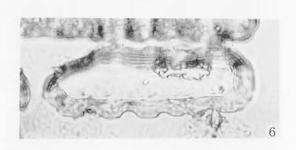


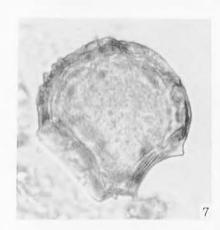














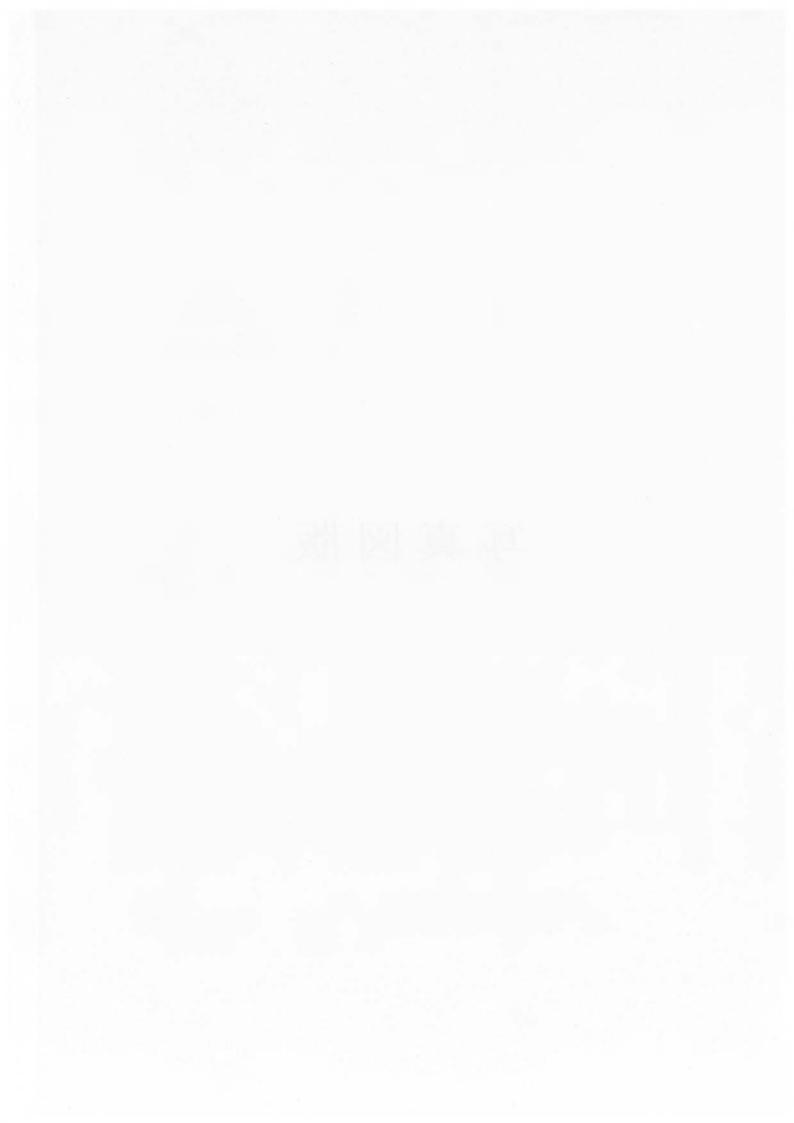


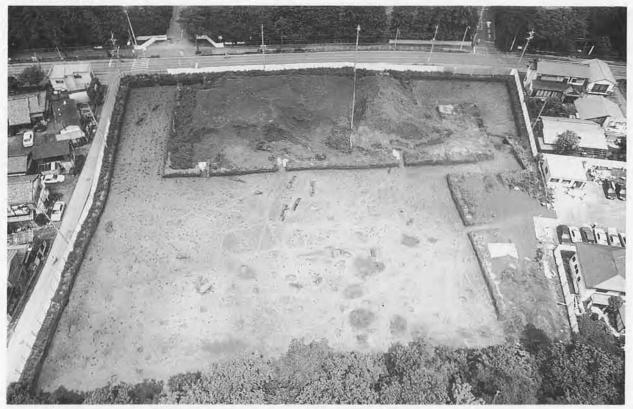
1. イネ属短細胞列 (452号土坑;16)

- 3. タケ亜科短細胞珪酸体 (453号土坑;25)
- 5. ススキ属短細胞珪酸体 (453号土坑;20)
- 7. イネ属機動細胞珪酸体 (452号土坑;16)
- 9. ウシクサ族機動細胞珪酸体(内堀;7)

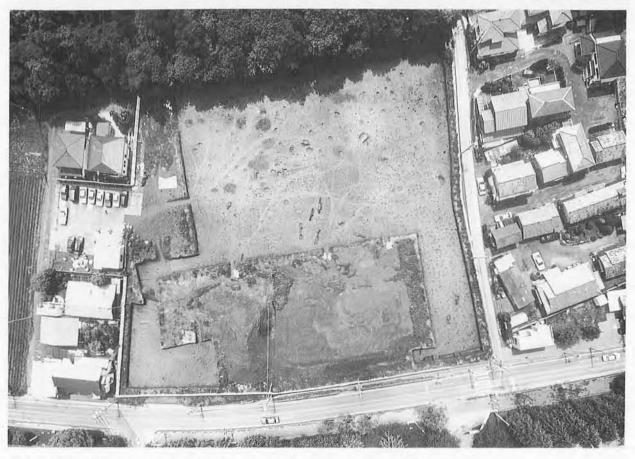
2. タケ亜科短細胞珪酸体(内堀:7)

- 4. ススキ属短細胞珪酸体 (内堀;7)
- 6. イチゴツナギ亜科短細胞珪酸体 (452号土坑;16)
- 8. タケ亜科機動細胞珪酸体(内堀;7)





1. 調査区全景(1) (国済寺上空より調査区を望む 上は旧中山道)



2. 調査区全景(2) (旧中山道上空より調査区を望む 上の森は国済寺境内)



1. 調査区全景(3) (東方より望む 右手は旧中山道、左手は国済寺境内)



2. 調査区南端部 (国済寺土塁との境界部)



1. 調査対象地(調査前)



2. 調査区設定状況



3. 調査区冠雪状態(東方より)



1. A区作業風景(東方より)



2. B区精査風景(国済寺土塁より望む)



3. C区外堀作業風景(東より)



1. A区外堀検出状況(右手は旧中山道)



2. C区外堀周辺遠景(西方より)



3. C区外堀土層断面(東方より)



1. 内堀グリッド全景



2. グリッド精査風景(西より)



3. グリッド作業風景 (第4グリッド)



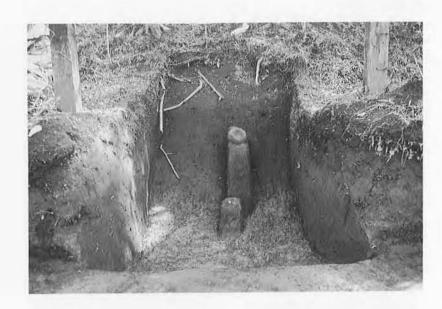
1. 第1グリッド土層断面



2. 第2グリッド土層断面



3. 第3グリッド土層断面



1. 第4グリッド全景



2. 第4グリッド馬歯出土状態



3. 第5グリッド土層断面



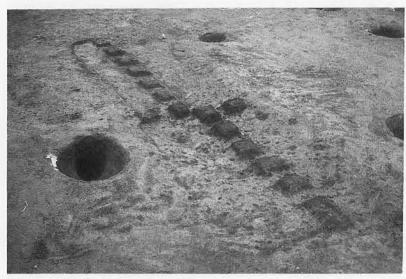
1. 第6グリッド土層断面



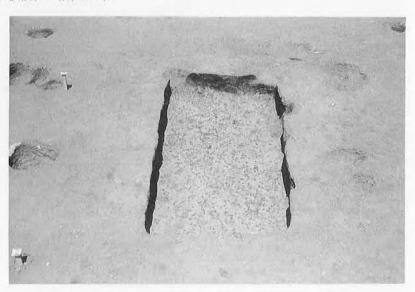
2. 第7グリッド土層断面



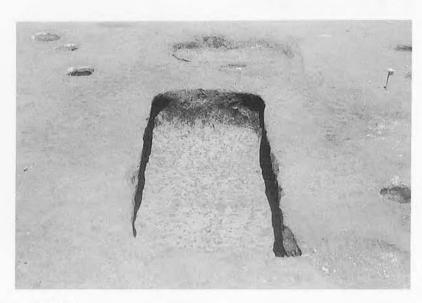
3. 第8グリッド土層断面



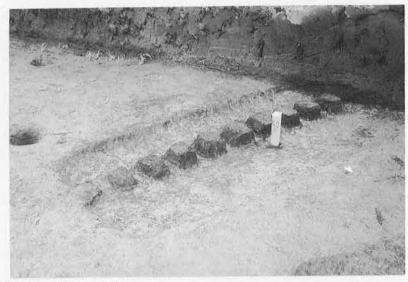
1. A153号土壙(分析サンプル採取状況)(南より)



2. A335号土壙(南より)



3. A336号土壙 (奥はA285号土壙) (南より)



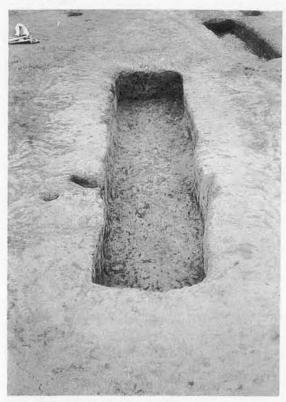
1. B134号土壙(分析サンプル採取状況)(南東より)



2. B366号土壙(南東より)



3. B451号土壙(南より)



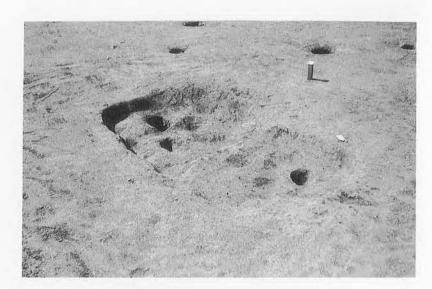
1. B452号土壙(北東より)



2. B453号土壙(南西より)



3. B577号土壙(南東より)



1. B586号土壙(南東より)



2. B861号土壙(南より)



3. B1213号土壙(北西より)



1. B1364号土壙(南より)



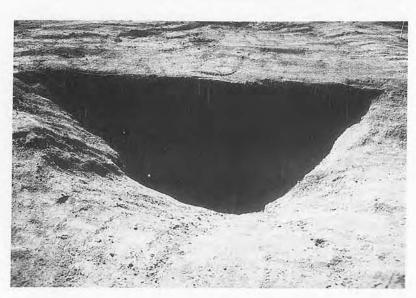
2. B1554号土壙(南より)



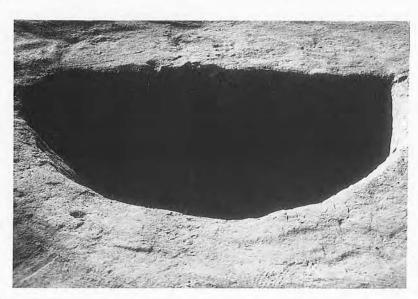
3. B1579号土壙(北西より)



1. B1793号土壙(南東より)



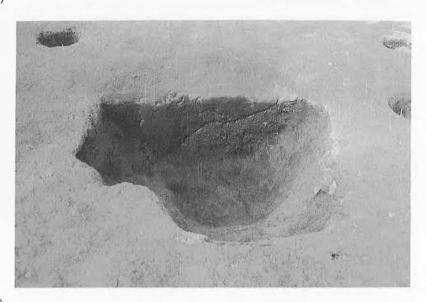
2. B371号土壙半裁状態(東より)



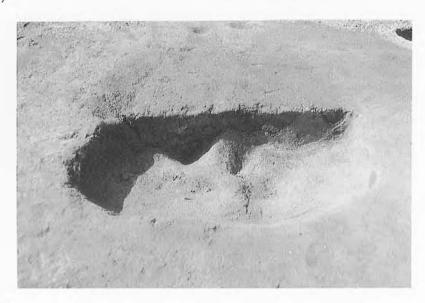
3. B374号土壙半裁状態(東より)



1. B407号土壙半裁状態(南より)



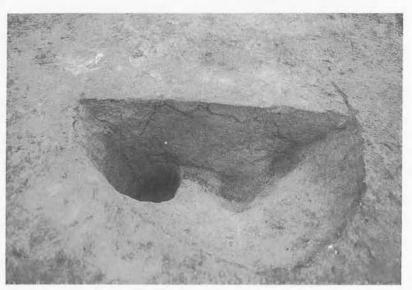
2. B672号土壙半裁状態(東より)



3. B758号土壙半裁状態(東より)



1. B772号土壙半裁状態(東より)



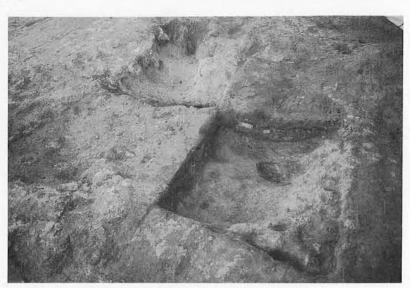
2. B998号土壙半裁状態(東より)



3. B1091号土壙半裁状態(南西より)



1. B1143号土壙半裁状態(南西より)



2. B1229号土壙半裁状態(西より)



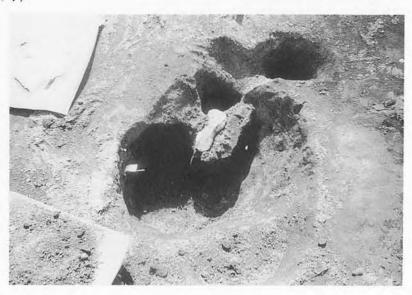
3. B1234号・1235号土壙半裁状態(南より)



1. B1253号土壙半裁状態(南西より)



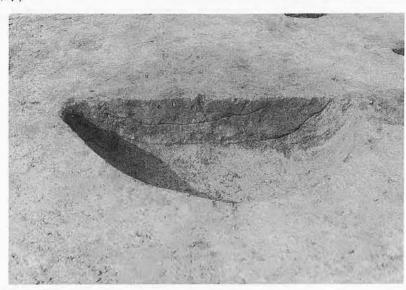
2. B1254号土壙半裁状態(北東より)



3. B1274号土壙遺物出土状態(北より)



1. B1451号土壙半裁状態(南東より)

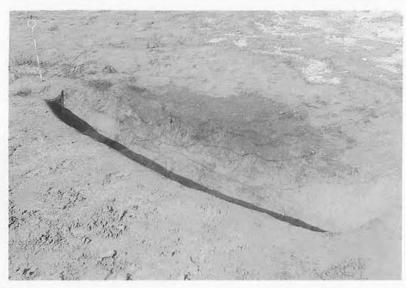


2. B1572号土壙半裁状態(東より)

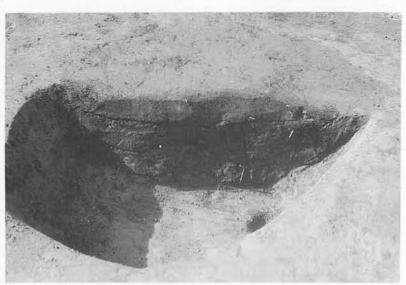


3. C 9 号土壙半裁状態(東より)

写真図版 2 1



1. C98号土壙半裁状態(南東より)



2. C99号土壙半裁状態(東より)



3. 土壙土層実測風景 (B1091号土壙)



1. 航空写真測量実施状況



2. 土壌サンプル採取状況(1)



3. 土壌サンプル採取状況 (2)

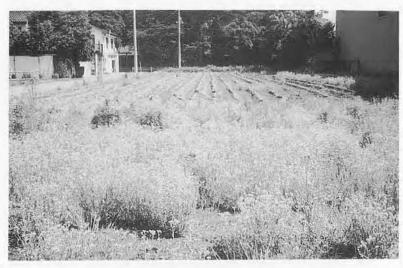


1. 確認調査対象地(国済寺521-2番地)(調査前:南東より)



2. 確認調査実施状況





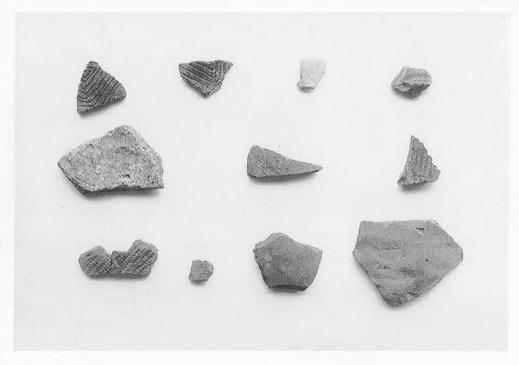
1.確認調査対象地 (国済寺521-9番地) (調査前:南より)



2. トレンチ全景(北より)



3. トレンチ全景(西より)



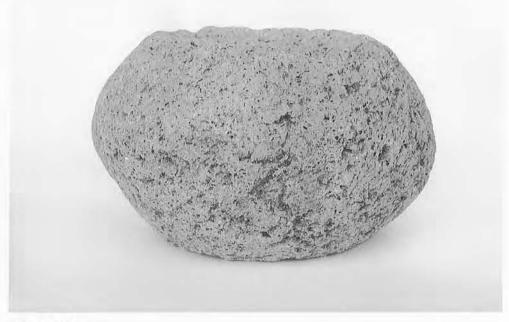
1. 外堀・内堀出土遺物(土器類)



2. 内堀出土遺物 (銭・鉄製品)



3. 内堀出土遺物 (板碑)



1. 内堀出土遺物 (五輪塔水輪)



2. 水輪墨書梵字(拡大)

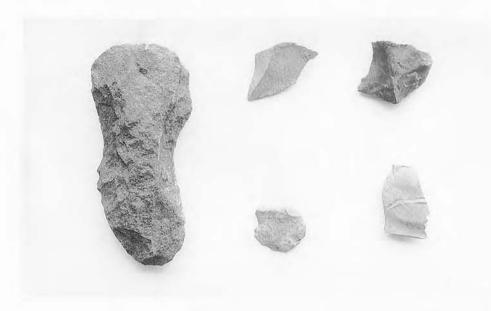




3. 内堀出土遺物(4) 宝篋印塔笠部



1. 土壙類 出土遺物 (土器類)



2. 土壙類 出土遺物 (石器類)





3. A区外堀攪乱出土遺物 (ガラス容器)

4. B区内攪乱出土遺物(板碑)

報告書抄録

ふりがな	こばな	わ じょう	せき	Township in page 1 or annual framework of the page 2 or annual framework of the page 3 or annual framework o	maine autoritem i pri étantes cas éta matiglia autorite a su			
書 名	庁 鼻	和城	跡(第	第4次)				
副書名								
巻 次								
シリーズ名	埼玉県深谷市埋蔵文化財発掘調査報告書							
シリーズ番号	第59集							
編著者名	古池晋禄							
編集機関	埼玉県深谷市教育委員会							
所 在 地	〒366-0823 埼玉県深谷市本住町17-3 TEL 0485-72-9581							
発行年月日	1998年3月 日							
ふりがな	ふりがな	J -	K	北緯	東 経	調査期間	調査面積	調査原因
所収遺跡	所 在 地	市町村番号	遺跡番号	(°′″)	(°′″)		(m²)	
产鼻和城跡 广鼻和城跡	さいたまけんをかや し 埼玉県深谷市 おおあぎこくさい 大字国済寺 かざなみ き かちにし 字 並 木 道 西 521番地4 外 2 筆	11218	110		139-18-16.1384 139-18-18.7004	980108 ~980515	4740	店舗及び 駐車場建設
所収遺跡		寺 代	檢出	遺構	出 土 ;	遺物	特証	事項
庁鼻和城跡	城館跡室町時代		堀跡、掘立柱建物跡、 土壙		縄文土器、中・近世土器 石造物、古銭、鉄製品 馬歯		館の外堀と内堀の位置を 初めて確認する。	

埼玉県深谷市埋蔵文化財発掘調査報告書 第59集

庁鼻和城跡(第4次)

印刷 平成11年3月26日

発 行 平成11年3月31日

発 行 深谷市教育委員会

印 刷 ポプラ社印刷株式会社

